

砥 部 町 議 会  
平成 1 8 年 第 3 回 定 例 会  
会 議 録

平成18年第3回定例会（第1日） 会議録

招集年月日	平成18年9月11日		
招集場所	砥部町議会議事堂		
開 会	平成18年9月11日 午前9時 議長宣告		
応招議員	1 番 山口元之      2 番 政岡洋三郎      3 番 西岡章一 4 番 土居美智子      5 番 中村 茂      6 番 西村良彰 7 番 井上洋一      8 番 樋口泰幸      9 番 栗林政伸 10 番 土居英昭      11 番 宮内光久      12 番 大野和博 13 番 中島博志      14 番 田室博志      15 番 平岡文男 16 番 山本典男      17 番 玉井啓補      18 番 三谷喜好		
不応招議員	なし		
出席議員	出席議員は、応招議員の18名		
欠席議員	なし		
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町 長                      中村 剛志                      助 役                      柳田 稷 収入役                      佐川 秀紀                      教育長                      佐野 弘明 総務課長                      明賀 徹                      広田支所長                      上岡 洋一 企画課長                      藤田 正純                      監理財政課長                      松下 行吉 税務課長                      武智 充吉                      住民サービス課長                      丸本 正和 民生こども課長                      正岡 修平                      生きがい推進課長                      大西 潤 健康づくり課長                      相原 宜紀                      学校教育課長                      松村 昇二 生涯学習課長                      大野 哲郎                      環境保全課長                      日浦 昭二 商工観光課長                      相田由紀夫                      農林課長                      西崎 悟 建設課長                      萬代 喜正                      下水道課長                      東岡 秀樹 水道課長                      辻 充則		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 原 田 公 夫		
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 4 番 土居 美智子                      5 番 中村 茂		

平成18年第3回砥部町議会定例会

平成18年9月11日(月)

午前9時00分開会

○議長(樋口泰幸) ただ今から、平成18年度第3回砥部町議会定例会を開会します。先日は、天皇秋篠宮家の男子誕生というニュースが入ってまいりました。健やかな成長をお祈りしたいと思います。

それでは、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 行政報告

○議長(樋口泰幸) 町長挨拶及び日程第1 行政報告を行ないます。中村町長。

○町長(中村剛志) 9月定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、残暑厳しい中、また、公私共に何かとお忙しい中、ご出席を賜り本日から15日迄の5日間にわたり提案させていただきます重要案件につきましてご審議くださいますことに対し厚くお礼を申し上げます。

さて、ただ今議長様よりご紹介もございましたが、先日、秋篠宮妃紀子様がお産されましたことは誠にめでたく心からお祝いを申し上げます。皇室典範の改正につきましては、様々な議論が巻き起こっておりますが皇室に男児がお生まれになったということにとりあえず見送られる方向で話が進んでいるようであります。いろいろと難しい問題もございましょうが国民の理解が得られるよう慎重に議論していただきたいと思っております。

また、小泉総理の任期満了に伴う自民党の総裁選挙が迫ってまいりました。総裁候補には、麻生・安倍・谷垣の3閣僚が立候補を表明しておりますが、報道によると安倍官房長官が圧倒的優勢にあるといわれているようであります。今から5年前、平成13年4月、「自民党をぶっ壊す」といって華々しく登場し、壊し屋の異名をもった小泉総理のもとで、行財政改革が断行されてまいりました。いわゆる小泉改革といわれておりますが、その評価もいろいろ分かれております。「壊すだけ壊し、後は、野となれ山となれの政治手法である。」とか、また、「小泉劇場といわれ、常に戦う敵を作り戦う姿を見せるなどして政治に無関心であった国民に関心を持たせ多くの支持を得た。」といった論評を見ることもあります。

今、言われている、所得格差の拡大、中央と地方との格差の拡大、といった問題もまさに改革の成果や結果より、抵抗勢力と戦う姿を見せることによって国民の関心を得るといった手法がもたらしたものであるという見方も否定できないところがあります。しかし、こうした一連の政界の動きを見るとマスメディアの力が大きく影響し、それに左右されているような感じがします。いよいよ誕生する新政権には、政治がメディアに踊らされることなくしっかりと我が国の未来を見据え、国民が安心して暮らせる国家の実現を目指してほしいと思っております。

情報化の進展は、我々の想像を遥かに超えるもので私たちも情報化の荒波に飲み込まれ

ないようにしなければなりません。そして、情報に操られることのないようにしっかりとした真実・真理を見極めなければならぬと思います。改めて情報を活用するということの困難さを認識しているところでもあります。本町も、情報を正しく活用しながら、「砥部焼とみかん、清流とほたるの町」、さらに「陶街道の町」として、一層、魅力あるまちづくりを展開していかなければなりません。そのためにも、私たちは、常に真実を伝える努力をする必要があります。そして、誰からも信頼される明るく楽しいまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

砥部町は、人口2万3千人足らずの小さな町であります。全員集まっても坊ちゃん球場を一杯にできません。しかし、町民の皆様一人ひとりの力を結集すれば、10万人、20万人を超えるパワーになります。人はそれぞれ生き方も考え方も違います。利害もあります。しかし、それを超越し、同じ目標に向かったときは、素晴らしい力を発揮することができると思います。

今、夕張市が財政破綻したように財政破綻に直面する自治体が増えており、地方の自治体は極めて危機的な状況にあります。本町も油断はできません。こうした厳しい財政下においてこそ、町民の皆様、議員の皆様のご理解とご協力が不可欠であります。どうか、少しの間、個々の利害には目を閉じていただき、砥部町の新しい未来創造のため、そして、子々孫々の幸せのため、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

さて、ここで、6月定例会以降の行政の概要につきまして、ご報告させていただきます。

まず、行財政改革の推進についてであります。行財政改革推進本部の専門部会において今年1月から検討しておりました使用料と手数料等の見直し基準が出来上がりました。行政サービスを受ける特定の利用者の受益と負担の公平性を確保するため、この基準を基に、それぞれ担当課等で見直し、適正料金を算定してまいります。また、料金は3年毎に見直しを行う予定であります。

次に、6月23日の梅雨前線豪雨によりまして、大角蔵で土砂崩れが発生し、町道七折大角蔵線が通行不能になりました。そのため、2世帯7名が中央公民館へ自主避難いたしました。町道は7月3日に復旧し、通行できるようになっております。また、崩壊箇所につきましては、県営災害関連緊急治山工事によって今年度中に復旧する見込みであります。こうした災害に備え、砥部町消防団が8月12日に夏季訓練を実施しました。消防団員275名が参加し、水防活動など災害現場で実際に必要な技術を身に付けるため、土のう作りやロープ結び、規律訓練などを実施しました。また、女性消防団員もポンプ操法や規律訓練を行いました。

次に、合併後の町の花と木の選定につきまして、107名の町民の皆様から花44種、木23種をご提案いただきました。その中から10名の選考委員さんに審議をしていただき、新しい町の花として梅を、木としてクヌギを決定しました。

次に、6月から8月末までに実施しました入札状況についてですが、入札件数は24件あり、その設計金額は全体で1億5,350万円で、契約総額は1億3,159万円になっております。設計金額に対する落札率は、85.7%であります。その内訳は、土木建築工事14件で、設計金額9,572万円に対し落札金額は8,836万円で、落札率は

92.3%であります。舗装工事は3件で、設計金額2,795万円落札金額2,525万円で、落札率は90.3%であります。建設コンサルタント委託業務1件は566万円の設計金額に対し525万円で落札し、落札率は92.8%であります。また、施設の維持管理委託等の業務委託については4件で、設計金額2,087万円に対し落札金額は1,073万円で、落札率は51.4%であります。物品購入につきましては2件で、設計金額330万円に対し落札額は200万円で、落札率は、60.6%であります。

町内建設会社の倒産に伴う工事の精算につきましては、当該建設会社との請負契約を解除し、違約金と過払の前払金を合わせた自働債権金と出来高工事代金未払いの受動債権金を相殺しました。その結果、324万9,450円が不足しましたのでこの不足額を完成保証人である西日本建設業保証株式会社に請求し7月26日に受け取りました。契約解除となった工事5件の残工事につきましては、再度設計図書を作成し、そして、町道外山角谷線道路維持工事を随意契約により、54万6千円で、株式会社洋武建設と、半谷川の公共土木施設災害復旧事業を、69万3千円で、株式会社中村組と契約し共に完成をしました。また、団体営ため池等整備事業の野地池は、指名競争入札によって、2,173万5千円で株式会社中村組と、農業用施設災害復旧事業の農道2件は、指名競争入札により、総額257万2,500円で株式会社洋武建設と契約を締結し、早期完成を目指しております。団体営ため池等整備事業の野地池改修工事その1及びその2については、指名競争入札により、その1は、645万7,500円で株式会社丸和建设と、その2は、430万5千円で株式会社中村組と契約を締結しました。

次に、砥部町の新しい農作物として導入し、産地化を目指しておりますブルーベリーにつきましては、パンフレットを全農家に配布し、さらには広報とべに掲載しました。また、各経済センターに出向き、110名の皆様に説明や、農業認定者の方などに、栽培の方法や流通、補助事業について説明して周知に努めた結果、現在までに、14名の方から補助金の交付申請がありました。その概要は、面積約1万1千平方メートル、苗木1,690本、ピートモス474袋で、事業費は379万6千円余りとなっており、補助金額は、177万4,500円になっています。

次に、米の数量調整についてですが、本町の生産配分数量は、460トン、生産配分面積は、97haとなっておりますが、本町の生産計画数量は、435トン、面積は92haとなっております。

有害鳥獣の捕獲対策につきましては、広田地区で猪による農作物被害のため、5月20日から6月18日までの間に3頭が捕獲され、3万円の補助金をいたしました。また、砥部地区では、猪・カラス・猿による農作物被害のため、6月10日から7月30日までの間、銃・箱わなによる捕獲を行い、猪5頭、カラス61羽が捕獲され、21万1,250円を補助しました。再度、砥部地区では、今月末まで、猪・カラス・猿の捕獲を、広田地区では、10月13日まで、猪・カラス・ハクビシンの捕獲を実施しております。

水産業振興につきましては、今年も、重信川漁協による稚魚の放流が行われ、砥部川にアユ120キログラム、アマゴ1万匹が放流されております。

次に、今月は、健康増進普及月間であります。そして、老人週間や敬老の日があります。

健康で長生きしている皆様を、お祝いする月でもありますが、去る7月11日、万年の村上武雄さんが満百歳を迎えられましたので百歳の祝い品を贈呈させていただきました。次に、医療制度改革関連法の成立により、平成20年4月から75歳以上の後期高齢者を被保険者とする独立した医療制度として後期高齢者医療制度が創設されることになりました。市や町は、保険料や賦課の決定、医療給付などの事務を処理するため、平成19年3月末までに、県単位の広域連合の設置が義務付けられております。そのため、県内市町では、広域連合設置の準備委員会を、今月、スタートさせております。準備委員会の事務局には、県職員、市・町職員、国保連合会職員を配置し具体的な取組みを始めており、本町からも職員1名を派遣しております。国のスケジュールどおり進捗すれば、12月の定例会には、当広域連合の規約などの議案等をお示しし、ご議決をお願いすることになるものと思います。

以上で、行政の概要について、報告を終わります。

続きまして、今定例会に提案させていただきます議案について申し上げます。

まず、平成18年度補正予算案として一般会計のほか、特別会計では、国民健康保険、介護保険、公共下水道、水道事業において補正をお願いしております。

また、平成17年度の各会計の決算認定を13件、そして、条例の改正等の議案7件、その他、承認及び報告5件をお願いしております。

いずれも、順次詳細に説明をさせていただきますので、ご審議を賜り、ご議決・ご承認を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（樋口泰幸） これで行政報告を終わります。

~~~~~

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（樋口泰幸） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、4番 土居美智子君、5番 中村茂君を指名します。

~~~~~

## 日程第3 会期の決定

○議長（樋口泰幸） 日程第3、会期の決定についてを議題とします。

おはかりします。

本定例会の会期は、去る9月4日開催の議会運営委員会において、本日から15日までの5日間とすることに決定しました。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。

よって会期は、本日から9月15日までの5日間と決定しました。

~~~~~

#### 日程第4 諸般の報告

○議長（樋口泰幸） 日程第4、諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第121条の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたのでご報告します。

次に、監査委員より、第3回定例会での報告以降7月末日までの例月現金出納検査及び生涯学習課、学校教育課、学校給食センターの定期監査の結果について、良好であった旨の報告がありました。

次に、本日までに受理しました請願及び陳情は、お手元にお配りしました請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託しました。委員会の審査報告は、9月15日の本会議でお願いします。

次に、去る6月16日に議決された議員派遣について、7月7日に、にぎたつ会館で開催された平成18年度第1回町議会議員研修会には16名の議員が参加し、「地方議会制度改革及び道州制」についての講演を、また、9月1日に、にぎたつ会館で開催された平成18年度第2回町議会議員研修会には18名の議員が参加し、「歴史を学ぶ組織とリーダー」についての講演を聴講しました。

最後に、閉会中に議会広報調査特別委員長より、8月29、30日の2日間、東京都で開催された第64回町村議会広報研修会での研修の申し出があり、砥部町会議規則第119条の規定により委員会研修の実施を決定しております。

これで、諸般の報告を終わります。

~~~~~

#### 日程第5 研修報告

○議長（樋口泰幸） 日程第5研修報告を行います。

まず初めに、議会運営委員会の報告を求めます。田室議会運営委員長。

○14番（田室博志） 議会運営委員会におきまして、6月28日、29日の2日間、総務省消防庁及び品川区立幼保一元化施設の視察研修を行いましたので報告をいたします。

28日は市町村消防の広域化をテーマに総務省消防庁消防救急課を訪問し、今国会で成立した消防組織法の改正について広域化の趣旨、広域化のメリット、今後の目指す方向について説明を受けました。広域化の趣旨としては消防の体制の整備及び確立を図るため行うもので、消防署数を減らすことなく消防力を向上させ、消防団については従来どおり各市町村ごとの設置を基本とし、広域化の対象としないものであります。メリットとしては、災害発生時における初動体制の強化、統一的な指揮の下での効果的な部隊の運用、本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強、予防業務や救急業務の高度化及び専門化、財政規模の拡大に伴う資機材の計画的な整備、署所の配置や管轄区域の適正化による到着時間の短縮など6項目が挙げられ、その事により消防力の強化による住民サービスの向上、行財政運営の効率化及び基盤の強化が図れるというものであります。

今後の目指す方向としては、消防本部の規模の目安は、管轄人口等を基に、地理的条件に配慮しながら、今後消防庁長官が定める基本指針において定めることとなっている。大まかに言うと事務局機能を縮小し、現場の消防力を向上しようとするものである。

今後の流れとしては消防庁長官の定める基本指針が示され、それを受け、都道府県の推進計画が策定され、広域化対象市町村が広域消防運営計画を作成する。それにより広域化した場合は国の援助及び地方債について特別な配慮がされるということである。

現在、本町では伊予消防等事務組合の再編作業を行っており、今回の法律改正によってどのように影響が出るかということが課題でありました。国の基準の目安は管轄人口規模を30万人としており、現在の伊予消防は1市2町で9万3千人程度であります。今後広域化が進むようであれば、どういう影響が考えられるかについて、意見を聞きましたが消防庁としてはこちらがお願いする立場であり、それなりの財政支援措置はする予定であるということであった。また、伊予消防の再編については、指令を一本化し、事務の共同化、人事交流を行うことが良いのではないかということであった。組合の現況に対して他の自治体の一本化した例があり、給料は高いほうに合わせているのが多いということであった。その他、都市計画法の絡みや消防力の整備指針にふれ、運用面で弾力的なものがあるということであった。無線のデジタル化については、多額な費用が必要であり、市町村単独では大変であり、県全体で行うのが良いのではということであった。広域化の消防庁長官の定める基本指針が7月に出されるということで、それにより県の推進計画が策定されるので、その動向を見極めながら伊予消防等事務組合の再編を進めていけば良いと思われる。

次に、29日には幼保一元化施設である品川区立二葉すこやか園を視察研修いたしました。初めに大竹節子園長より説明があり、その後施設を見学し、再度質疑を行いました。当日は大田区教育委員会、浜松市議会議員、グラフ品川編集長、横浜国立大学生と19名の視察受け入れであり、毎週木曜日の午前中が視察対応日となっております。二葉すこやか園では平成14年に従来より存続する二葉幼稚園の空き室を保育室に改修して、二葉つぼみ保育園を設置し、品川区が両方を統合する形で運営しているものです。形態としては児童福祉法に適合する保育園認可を受けた施設として0歳から3歳児までを育成し、学校教育法に適合する幼稚園の認可を受けた施設として4歳、5歳児を育成し、保育所保育指針と幼稚園教育要領を基本にして、0歳から5歳児までの一環した方針に基づき就学前の乳幼児の育成を行い、小学校へつなげる保育を行っております。また、幼稚園長が保育園長を兼務している。この幼保一体施設は文部科学省と厚生労働省のモデル事業にも認定されております。

幼稚園は午前9時から午後2時までで、その前後は午前7時30分から午後7時30分の間預かり保育を実施している。保育園では午前7時30分から午後6時30分まででそれ以後7時30分まで延長保育を行っております。保育園でも幼稚園でも午前7時30分から午後7時30分まで保育を受けられることとなっております。これらの取り組みは品川区独自のものであり、区長が積極的に取り組んだことにより幼保一元化施設が増加している。大竹園長の話によりますと、幼稚園と保育園の職員では研修に差があり、どちらでも対応できる職員を育てることが大事で、幼保の壁を超えて積極的に研修を行っている。

このような幼保一元化施設は子どもや保護者にとっては良い施設と考えられる。

現在、国においては新しい認定こども園を秋にもスタートする予定であり、いろいろな一元化施設が模索されており国の窓口の一本化が強く望まれる。いずれにしても、少子化の中で変化する時代の保育ニーズに応じた教育、保育の事業展開をしていくことが必要であり、本町における幼稚園と保育園の一体化運営について非常に参考となる視察研修でありました。以上で研修報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 次に、議会広報調査特別委員会の報告を求めます。土居議会広報調査特別副委員長。

○4番（土居美智子） 研修の報告をいたします。議会広報調査特別委員会において、8月29日から30日までの2日間、東京のシェンバツハ砂防で開催された第64回町村議会広報研修会に3名で参加し、研修を行いましたので報告させていただきます。

まず1日目は「わかりやすい文章表現・表記について」武庫川女子大学教授であり言語文化研究所所長の佐竹秀雄氏より文章作成の基本、表現の技術、表記の基礎についての講義を受けました。自分の言いたいことを読み手にわかりやすく伝えるには、単に自分の言いたい事を言うだけでなく、読み手がその文章を読みながら、どのように思うか、どのように感じているかを推測しながら書く事が大事、と言う事で改めて文章を書く事の難しさを感じました。続いて、美しい自然風景の撮り方について写真家の米美智子氏より本人の撮った作品を見ながら、写真を撮るポイントやテクニックについて講義を受けました。続いて、株式会社宣伝会議編集長田中里沙氏により企画・編集のテクニックについて講義を受けました。専門的な民間の感覚の視点で考えたものであり、なかなかそのレベルに達するのは難しいと思われました。

2日目は、広報評論家保坂政和氏による議会広報のクリニックが行われ、12町村が発行している広報誌を見ながら問題点を指摘されました。大変参考になる厳しい意見でありました。

今回の研修を通して、議会広報作成の難しさを改めて痛感しましたが、研修の成果を生かし、議会の活動が町民の皆様に分かりやすくするため、更なる努力を重ねてまいりたいと思います。なお、今回は編集長が他の研修と日程が一緒になりまして、私が代理で報告をさせていただきます。以上をもちまして研修報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） これで研修報告を終わります。

日程第6 一般質問

○議長（樋口泰幸） 日程第6 ただ今から一般質問を行います。

質問回数・質問時間は従来通り制限しておりますので、質問要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いします。それでは、質問を許します。

1番、山口元之君。

○1番（山口元之） 1番、山口元之です。私は、表記3点について質問させていただきます。まず、1番目に果樹や野菜類の優良な銘柄産地への推進を図り、農業に潤いと活力をです。最近の農業は、農家の減少や高齢化、価格低迷、食生活の変化、そして、世界情勢の悪化からくる原油価格の高騰で、施設栽培でも打撃を受け、大変厳しい状況下にあると思います。国としても、中山間事業を継続し、農地の荒廃を防ぐ対策に取り組んでいます。町としても、後継者の育成、補助金の確保、優良な銘柄産地とするための事業の推進と、いろいろな対策や普及に努力されていますが、その成果を大にするためには、地区地区に適応した優良な銘柄を推奨する必要があるのではないのでしょうか。地区によってはいち早くその地区に適応した果樹や野菜を取り入れ、高品質な商品を生産し、安定した収入を得ている農家もあります。その良い例が七折の梅と、広田地区の高原野菜の生産だと思えます。優良な銘柄産地を作るためには、立地条件が少々悪くても価格が良いから作るという考え方を無くし、その地区の気候風土に合った最良の果樹や野菜を栽培し、品質の安定した農産物を生産することが大切ではないのでしょうか。販売に関しては農協がありますが、それ以外でも、町内に直販所を作るなどして、地産地消を進めていくことも考えなければならないと思います。それを進めるためには農家自体も考え、決断しなければならない事や不安な事もあると思いますが、町は補助金など側面からの支援を積極的に行い、普及所と農協が指導と推進をきめ細かく続けてゆくことが大切ではないのでしょうか。町長のご所見をお伺いします。

2番目に、伝統工芸「砥部焼」の名前を全国に広めるためにです。砥部焼の振興のため砥部町では砥部焼まつり大使を任命し、西日本各地の官公庁やマスコミを回り宣伝に努め、2006砥部焼まつりを開催して砥部焼の販売や各種イベントを行い、大盛況を納めています。しかし、ここ数年来普段の生産量、販売とも国内の他の産地同様かなり厳しい状況と伺っております。砥部町でも砥部焼振興のため、何箇所かのデパートでの展示会や即売会の支援、陶芸塾の設立などいろいろな努力をされていると思います。砥部焼関係者の話では、町内や県内で販売するだけでなく、砥部焼の名前を全国的に広めるためにも、県外の大都市へ進出し、デパートなどで砥部焼を常時販売できる場所が確保できれば最高だそうです。しかし、残念ながらデパートで販売するための問屋へのルートが確立されていないのが現状だそうです。長い歴史と伝統を持つ砥部焼を私たち町民は誇りにしていましたが、四国を離れるほど、知名度も低く、また、そのイメージとして丈夫で味わいはあるが、価格、デザインなど総合的に見て、他産地よりも少し見劣りがすると評価する人もいます。伝統工芸「砥部焼」の名前を全国的に広め、販路の拡大をより以上に図るためにも、より高度な専門知識のある方のご指導をいただき、原材料の確保、若手の育成、デザインの一

新、価格の設定、販売ルート確立、砥部焼関係者の意識改革を図り、生産から販売までの一貫した道筋を立てる必要があるのではないのでしょうか。そのためにも、砥部焼関係者と町が一体となり、販路の拡大に努めるとともに、砥部焼の名前を全国的に広め、私たち町民の誇れる伝統工芸砥部焼に育てていただきたいと思います。町長のご所見をお伺いします。

3番目に、町内業者に活力をです。地場産業の農林業や砥部焼業者に補助や助成をする業種だけでなく、様々な町内業者の方に少しでも活力を取り戻していただくため、役場やその他関係機関の発注するものはすべて砥部町でというくらいの気持ちを持っていただかならなと思います。現実にはそうではないと感じます。例えば、サービス業の方は、メンテナンスや修理と呼ばれても、本体取替えの時は、町外業者に仕事を持っていかれ、悔しい思いをしているという声を、多々耳にします。建設、土木業でも美味しいところは町外の業者だ、今度の入札は町外のどここの業者が入っているから、難しいという声を聞きます。指名願いでも、町外業者が町内に支店を設置し、税金を払い、町に指名業者願いを出し許可された業者もいます。そういうことを認めていけば際限なく町外業者が増える可能性があります。そのような時の規制もできていないと思います。他市町では地元業者でできる仕事は地元業者だけで入札する方法を採っている市町もあると聞きますが、砥部町でもそれをやってみてはいかがでしょうか。そういう事を言うとすぐ談合に走るからだめだという声を聞きますが、町も業者を信用し、業者も町の信用に答えるべき努力をして、責任ある入札をする約束の下、そういう方法を取ってみる価値は十分あると思います。町外業者が落札をすれば税金も町には入りませんし、緊急の場合でも役に立たないことが多いと思われ。監理財政の言っているように、町外業者を含めた競争入札であれば、金額も下がり、財政面からみれば、手法的には間違いないと思いますが、数字的な冷たい見地からだけでなく、こういうところにも温かみのある行政が必要ではないのでしょうか。イベントだけではなかなか活力や潤いは取り戻せません。町長は、地域経済を支える地場産業が活力を取り戻すことによって、潤いと活力に満ちた魅力あるまちづくりが可能になると言われています。私もその通りだと思います。町内業者最優先を町長はじめ理事者の方々のご理解とご決断で実行していただきたいと思います。町長のご所見をお伺いします。以上3点について質問させていただきました。よろしくお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（樋口泰幸） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の山口議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、果樹や野菜類の優良な銘柄産地化による潤いと活力のある農業推進につきまして、私自身も、やはり農業の基本というのは、適地適作であるというふうに思っております。砥部町でこの適地適作で産地化した例、山口議員ご案内の通り、七折地区の七折小梅、そして満穂地区の高原野菜、その外にも大平地区のゴールドキウイとか、砥部地区の一部農家取り組む貯蔵みかん等があると思います。適地適作を基本とする指針には、本町の新町建設計画の中の、「産業に活力がみなぎり、交流と賑わいのあるまち、活力を生む農業・林業の振興に関する指針」、「砥部町農業経営基盤強化促進に関する基本構想」、そ

してJAえひめ中央が策定した「第2次営農振興計画いきいき農業」があります。これらの指針に沿いまして、今後とも潤いと活力のある農業を推進していきたいと考えております。施策としましては、みかん産地再編緊急対策事業、21世紀型農業産地育成事業、中山間地域等直接支払推進事業など、国・県の補助事業を継続するとともに、本町独自の奨励果樹育成対策事業、マルチ栽培推進事業、わくわく農業支援事業これは先ほど申し上げましたブルーベリーでございます。を引続き実施し、農家、農協、県、町の4者が連携を密にし、市場競争力の強い砥部農業の推進に向け努力してまいりたいと思います。

次に、直販所の問題でございます。今各地に地場産の商品の販売所・直売所が出来ております。砥部町にも一つ欲しいという気持ちは私も持っております。しかし、今の乱立気味の状況から申し上げますと、なかなか町が三セクとして運営するのは非常に難しい。そういうことで、この運営については、議員ご指摘のとおり農協さんとか民間の方をお願いをしなければならないというふうに思っております。そういうことで、今後は、側面的に我々はお支えをしていく、そういう方向でいかなければならないというふうに思っております。また、補助金等の問題につきましても、ご指摘をいただきましたので今後の問題として考えていきたいというふうに思っております。

次に伝統工芸砥部焼の名前を全国に広めることにつきましては、今年4月に開催しました砥部焼まつり2006では、初めての試みとして前夜祭を行うなど、趣向を凝らした企画もあり、悪天候にもかかわらず大勢の方にご来場をいただきました。砥部焼まつり12万人ともいわれる人が訪れていただいたわけでありまして、ご指摘の知名度アップにつきましては、全国展開事業として、砥部焼協同組合や砥部焼販売協同組合と砥部町がタイアップして、東京銀座松屋デパートや大阪阿倍野近鉄百貨店、札幌東急百貨店で物産と観光展など展示即売会を開催し、大都市での知名度アップや販路拡大に努めているところであります。しかし、景気の低迷等により、砥部焼の販売額は減少しており、新たな販路開拓にも取り組む必要があると考えております。今後は、関係団体と連携し、都市部の大手百貨店や陶磁器販売店などへPRなどを行い、新たな販売ルートの確立に取り組んでまいりたいと思っております。今後、伝統的な砥部焼のデザインを継承するとともに、新しいデザインの開発にも取り組んでいきたいと思っております。

今年の砥部焼まつりの新作展や、愛媛の陶芸展などにおきましては、新しい作風や今までにないデザインのもが多く出品され、優秀作品として表彰されるなどその技術やデザインの進歩と多様化が進み、着実に砥部焼振興の基盤が築かれつつあると思っております。今後、町民の皆様、そして議員の皆様のお知恵をお借りして、砥部焼振興のため生産から販売までのルート整備に努めてまいりたいと思っております。

次に町内業者の育成と入札につきましては、町では、工事に限らず委託や物品購入についても入札によって契約の相手方を決めているところであります。その際、指名業者として登録している方から選んで指名しているわけですが、町内業者の方々には、十分配慮をしているつもりでございますが、入札という制度公平透明性、そして金額の安い価格ということでございますので非常に苦慮をしているところでございます。入札条件については、ホームページで公表をしております。19年度から、建設業については町でランク付けを

し、ランクによって指名する工事規模に制限を持たそうと検討しているところでもあります。このランク付けには、いろいろな方法が考えられますが基本は経営事項審査の点数をベースにし、それに加えて、町内本店業者のみなさんには、今までの受注実績などの配慮をしております。町内業者の育成をというご意見は、十分認識をしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上で、山口議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（樋口泰幸） 山口議員。

○1番（山口元之） さっき言われた銘柄商品のなんですけど、ブルーベリーを町内で作ることを進めておられますけど、これができた場合の販路なんかはどういうふうになっているかは決めているんですか。どういうふうな利用をするか、そういうことがやっぱりちゃんとしてなかったら、そういうものを進めてもなんにもならない。価値も何も無い、作ってみただけで売れない、というのではなかなか農家にこれを進めても難しいし、農家自体も、最近農協が巨大化して技術陣もそういう技術的な指導にはほとんど回ってきてくれないというような事があるからなかなか不安で、切り替えも難しいとも言われております。やっぱり、審議しているいろんな方針とかがあると思っておりますけど、それだけやなくて、やっぱりもっと農家の実情を知って、推進していく必要があるんじゃないかなと思うんです。それと、直販所の件なんですけど、前に、シンポジウムの時も町長さん是非作つたらいうことで、農家の方もかなり期待をされておると思うんですけど、三セクで無理と言われましたけど、やはりそういう最初の第一歩は町が指導をしてそういう物を作っていたらいいと思うんです。

そして、その次に地産地消をちょっと言ったと思うんですけど、給食センターも地産地消に協力せないかんということで、農家の方をお願いしたけど、なかなか品揃いのできないというので、市場の方で砥部産を買ってきて使っているとかいうふうな話を聞いたんですけど、こういうのは給食センター単独でもどうにもならんことで、農林課や農協と一緒にやっぱり連携をして、計画を立てて、そういう農産物を使うような努力をしていただきたいと思う。

そして、砥部焼のことなんですけど、やっぱり業者の方が言われるには、他産地で視察に行っても、なかなか本当の事は言うてくれないと、役場の観光課とかそういうところがそうゆう官公庁同士の付き合いでいろんな情報とか、状況とかを取って欲しいというのと、窯業試験場で今アンケートを業者の方を取っているそうなんですけど、やっぱりそういうものも参考にして、商工観光課と意見の交換もしたり、掘り下げた話もしてみたいと言われてよんですけど、これに対してもやっぱり業者の方へもっとやっぱり職員が出向いていって、いろんな人にお話を聞くということが大切なんじゃないかなと思うんですけどそれについて。

そして、見積りもやっぱり松山市、もう名前言いますけど松山市でも伊予市でも東温市でも松前町でも町内業者にそういう指名をして町内業者で見積りをしよると、よそから行っても一切入れてくれないという声もあるんですけど、公平さとかいうふうに言われましたけど、町内業者でそういう公平な見積りをするというふうなお考えはないんでしょうか。以上です。

○議長（樋口泰幸） 中村町長。

○町長（中村剛志） それでは、山口議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。まず、ブルーベリーの販路の問題でございますが、これはJ A愛媛中央も促進をしておりますので、J A愛媛中央でももちろん販売も出来ますし、これにつきましては、生食もかなり人気がありますし、この加工についてもお菓子等にかなり使われておりますので、そういう販路についても今の所は問題ないというふうに聞いとります。後は、生産量が増えた場合にどうなるかという問題があると思えますけど、現在のところは加工等にも使えるのでジャム等にもいけますし、そういうことで問題はないだろうと、問題はやっぱり価格が、今の販売価格が非常に高いわけですけどこれがどの位まで維持できるかという問題はまだ残ると思えますが、現在の量であれば問題ないということで今勧めているところであります。

次に、直販所の問題でございますが、これは本当はやりたいという気持ちはあるわけです。しかし、現時点で見てみますと、広田の道の駅にいたしましても年間でやっぱり500万、600万の赤字は出るんじゃないかなと、これをなんとかゼロにしようということで、正職員は2名で、後はパートの方を使ってやっております。しかし、建物等の減価償却その他は考えておりません。それでもやっぱり農家の方の手取りを多くしようということで、持ち込みの手数料を12%頂くだけというような運営であれば、なかなか出来ないわけでございます。そういうことで、できればこれは民間の方、また、J Aを中心にさせていただいて、先ほども申しましたように、我々が横から支えるということでできれば補助金まで出せるような方向で考えていきたい、いうふうに思っております。今の財政事情もございましてこの件につきましてはよく皆さんとご相談をしながら進めていきたいと思えます。

それから、地産地消の問題、この問題今までも度々この席で取り上げられている問題でございます。そういうことで、J Aさんにもご相談し、農家の方にもご相談した訳ですけど、なかなか生産量がまとまってないということと、この時期にいるといった時になかなかそれが無いということで、とりあえずみかんの方は出来ておりますが、それ以外が出来ていない、いう現状でございます。そういうことで、メニューと生産の問題、この辺りも今後研究していく必要があるんじゃないかと思えます。今のところでは、やはり、商家の方の市場での仕入れに頼らざる得ないというところがあると思えます。今後この件についても、研究もしていかなければならないと思えますのでよろしくお願ひします。

次に、砥部焼の関係ですが、情報交換をということで、砥部焼の業者の方と私どもよくいろんなことは話をしているつもりでございます。しかし、まだまだ足りない部分がございますので、これからは私どもがもっと出て行って、砥部焼の方と話をしていかなければならないと思えます。そしてまた、焼き物の方もどういう情報が欲しいのかその辺も私どもに提供していただければ、我々もそれでまた産地の町、市等を通じて調べていきたいというふうに思えますので、是非また、砥部焼関係者の方にもそのことをお伝えいただきたいというふうに思えます。

それと、次に町内業者だけでの見積りということで、近隣の市町がほとんどそういう方向であるということでございます。当町としましてもそういう方向でいってるわけですが

ど、砥部町には残念ながら業者数が少ないわけでございます。そういうことで、一つの見積りに、最低でも5つぐらいはなければなかなか通用しないのではないかと思います。金額の低いものについては、随意契約できますので町の方を優先してお使いしているわけですが、そういうことで入札となりますと業者数が足りないということ、一つはございます。それと、先ほども言っていましたけれども、やっぱり公平・平等な扱い、そして、間違いのない金額でということになりますと、若干その辺もご理解をいただいて進めていきたいというふうに思います。町内の業者さんが、こういう入札で町に納品をしていただく、工事をしていただくということは、私どもにとっても非常にありがたい事でございますのでそれぞれ業者さん方もご自分で努力をしていただいて、是非とも、入札に参加していただき、事業ないし物品の販売をしていただきたいというふうに思います。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（樋口泰幸） 山口議員。

○1番（山口元之） あの最初のからであるよりこういうふうなお願いをしてもなかなか金額とか農協に頼るとかというお返事しかないんで、ちょっとがっかりしておるんですけど、砥部焼に関しましては、そういうふう聞いていただけるというご返事を頂きました。そして、町内業者の場合には、少なくなかってもやっぱり町内を最優先にやっていただきたいとそういうふうに思います。最後になりましたけど、私、町長さんが毎月出しています拝啓砥部町民の皆様をよく読ましていただくんですけど、職員の方には耳の痛いお話もあったり、いい話もたくさんあります。町長さんこれは絵に書いた餅にならないように実践していただく事をお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（樋口泰幸） 山口元之君の質問を終わります。11番、宮内光久君。

○11番（宮内光久） 11番。宮内光久でございます。私は、2点について質問をいたします。まず、1点目は、指定管理者制度の導入についてでございます。小泉政権発足以来、構造改革が大きなテーマとなり、平成13年6月、今後の経済、財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針、いわゆる骨太の方針が民間でできることは民間にをテーマに打ち出され、内閣府の総合規制改革会議においては、様々な分野における具体的な規制改革が論議をされてまいりました。その中で、公共サービスの民間開放も大きなテーマとして取り上げられ、平成14年12月には規制改革の促進に関する第二次答申において民間参入の拡大による官制市場の見直しが位置付けられ、公共サービス分野における民間参入の具体的な政策として公の施設の管理が盛り込まれてまいりました。こうしたことを背景として平成15年9月に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、行政コストの縮減を目的として、公的主体に限定していた公の施設の管理を民間事業者にも行なわせることができることとした、いわゆる指定管理者制度がスタートをいたしましたところであります。また、昨年6月、地方自治法第244条2の改定により、普通地方公共団体が出資している法人などということで公社や第三セクターに行わせる事ができると改めています。公共性の確保という点で、大変心配な面もありますが、総務大臣が国会で答えている個別法の規定が優先するという点に照らしてみると、第一種社会福祉事業の経営は、国、自治体、社会福祉法人に限定され

ています。また、図書館は図書館法で入館料は、利用料無料の規定があり、保育所の保育料の徴収は、児童福祉法で市町村の責任で行なうこととなっており、指定管理者が保育料を決めて徴収したり、自らの収入にすることはできないと国会答弁がございました。住民にとって本当に大切な公の施設を公共性を持たない営利目的の民間企業に任せたり、もし、指定管理者が倒産をしたり当該施設を投げ出したりした場合、その負債は町にまわってこないかと心配するところでもあります。しかし、行政経費の縮減を図る観点から民間参入に対する規制改革や民間活力の導入に積極的に取り組み、民間サイドの能力が行政サービスの重要性や必要性があるものと理解をしております。そこで、質問をいたします。

安心・安全な管理者を選定する方法はどのような方法かお尋ねをいたします。来年度から実施する2つの施設に指定管理者制度を導入していく予定ですが、導入した場合どれくらいの職員が減らされるのか、削減されるのか、また、どれくらいの経費が削減されるのかをお伺いをいたします。

埼玉県富士宮市の市営プール事故は、管理を委託された業者が、市に無断で業務を別業者にまる投げし、市も把握していなかったなど関係者の安全管理のずさんさを見ると、厳格な安全管理の課題がでてきます。富士見市の事故は委託後10年以上経ってから起きた事故で、市と業者の距離が広がりすぎたことだと思います。もっと市の担当者と委託業者が利用者の目線に立ち運営をしていたならばこのような事故は起こらなかったのではないかと思います。安全管理を確保していくには、今後、随意契約等も考えながらまた、年度年度の指名競争入札などを考えながら、やっていただきたいと思いますが、町長のご所見をお伺いします。また、今後、その他の施設等への指定管理者制度を導入するお考えはあるのかも伺いをいたします。

続きまして、公共交通についてございます。原油価格の高騰に伴い、生活者にとっては大変難しく、また、砥部町にとっても財政の厳しい時、深刻な問題になっていると同時に早く正常価格に戻っていただきたいものだと思っております。さて、公共交通については、以前も質問し、答弁をいただきました。今回は、また違った点で質問をし、中村町長のご所見をお伺いをいたします。環境問題は、京都議定書の第一、約束期間。これは8年度から12年度でございますが、あと2年後に迫り、官・民一体となる計画の実行段階に入っております。車依存社会への反省と公共交通の見直しを背景に、各地方運輸局が進めている公共交通利用促進、マネジメントの取り組み。地域の活性化やまちづくりが急速に進みつつあります。今年4月、四国運輸局内にバス利用促進対策本部が設置され、現在国道33号線にバス優先レーンや、PTPS公共交通優先信号が取り付けられ、いままで渋滞していた石井町辺りも随分と緩和されております。そんな中、住民の足を守るということは大変難しいことで、企業の努力、行政の協力、地域の方々の利用をしていただく、この3つの1つが欠けても路線バスの継続は出来ません。今砥部町を走っている低床バスは普通のバスと低床バスの差額を国と松山市の補助金にて購入し、運行をいたしておるところでございます。足の悪いお年寄りや子どもからステップが低く、乗り降りがしやすく、たいへん好評を得ているところでもあります。再度、企業から赤字路線の廃止を考えていると言われておりますが、赤字路線の廃止は地域にとって大変厳しいものであります。この廃

止は本当に構わないことをございましょうか。路線バスが運行しているからこそ、道路も良くなり、また、交通手段として絶対に廃止をさせてはいけないと思っております。赤字路線とは、広田、万年、外山、七折線で、廃止路線やこれ以上バスの便が減らないようにするにはどのような方法がありますか。中村町長ご所見をお伺いいたします。以上2点について質問いたします。

○議長（樋口泰幸） 中村町長。

○砥部町長（中村剛志） ただ今の宮内議員の質問にお答えをいたします。始めに、指定管理者制度の導入に関するご質問の1点目。安心、安全な管理者に任せる方法についてというご質問でございました。今月1日から総合公園、田ノ浦町民広場そして文化会館の管理運営を指定管理者に行わせるため募集をしているところでございます。指定管理者制度を導入するのは、町民の皆様に、今以上に良いサービスを提供するためと、施設の管理運営費を少しでも減らすため、民間の持っているノウハウを広く活用しようというねらいでございます。今回の募集では、募集要項などに応募者の資格要件を示し、違法行為や反社会的行為など、企業モラルに欠けている団体が応募できないように制限をしているところであります。また、提出していただく申請書や書類で、応募者ごとに比較対照をして、団体の資力や信用、経営実績などを評価し、団体の信頼性や安定性を判断いたします。このことで、安全な管理者に、安心して施設を任せられるというふうに思っております。

2点目の、指定管理者制度を導入した場合の職員の削減見込みでございますが、全体的に申し上げますと、応募団体の提案内容や現在雇用している臨時職員の再雇用の希望などで、その削減効果が異なってくると思われれます。正職員につきましては、最低限必要な職員のみを残して他の部署へ配置転換をしたいと考えております。

次に、3点目の経費削減の見込みにつきましてでございますが、本町は2万3千人程度の町でございますので、今回公募しています施設は、他の自治体の施設に比べますと、いずれも大きな規模の施設ではございませんので、管理運営費の大きな削減は見込めないと考えております。ただ、昨年までの管理運営費の実績を下回ることが最低条件でありますので、この点をご理解いただきたいというふうに思います。まずは、この管理制度というのは民間のノウハウで町民の皆様にもっと良いサービスをお願いするというのが第一。それともう1つは、今までの経費より少しでも安くというのが本音でございますので、その点をご理解いただきたいと思っております。

4点目の契約方法につきましてでございますが、指定管理者は、議会で議決していただいて決定しますが、その候補者の選定の方法につきましては、入札方式ではなく、選定委員会で選ぶことになっております。選定委員会では書類審査と面接審査を行い、あらかじめ設定した評価項目について点数化し、その合計が最も高くなる団体を候補者とする総合点数方式で、候補者を選ぶ予定でございます。

5点目の他の施設への指定管理者制度の導入につきましては、今後、交流ふるさと研修の宿と農村工芸体験館につきまして、募集する予定で準備を進めているところであります。町内のすべての公共施設につきまして、担当部署でその運営の見直しを行っているところであります。その中で、指定管理者制度の導入につきましても併せて検討をしております。

が、制度の理解度が担当部署によって温度差があり、戸惑いが見受けられます。安易に今までどおりの直営を継続するような選択はできるだけ避けて、指定管理者制度の導入がもたらすメリット、デメリットを見極めて、それぞれの施設に合った方法を選んでいきたいというふうに思っております。

次に、公共交通についてのご質問ですが、現在、町内の公共交通機関は、伊予鉄道とJR四国バスの路線バスが毎日運行しており、通勤や通学、通院や買物など、住民の日常生活に必要不可欠の交通手段として定着をしております。しかし、都市部の路線においては、松山市と砥部町を結ぶ砥部線のように、通勤、通学の足として多くの住民が利用し、ますます利便性が向上する一方で、先ほど議員さんが言われましたような山間路線や、そしてまた過疎路線につきましては、他の交通手段と競合したり、そしてまた、採算が取れないという事で、廃止の方向に進んでいるのが全国的な方向であるというふうに思っております。不採算路線をいかにするかというのが交通機関にとっても最大の悩みであるのではないかとこのように思います。これらの路線を確保するためには、住民、交通事業者そして行政が、それぞれの責任を果たさなければならないことは私も十分に認識しております。一つの方法として、町が交通事業者に助成をする方法が考えられます。しかし、現在の非常に厳しい財政状況の中では、難しい選択肢であると考えております。そこで、利用客の増加をどのようにしてPRをするか、その辺りも一つのポイントになるのではないかと思います。お互いに知恵を出してそして利用者の方が便利な、そして、利用者が多くその乗り物を使っていただく、そういうなことを考えてみたいというふうに思います。

以上で、宮内議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（樋口泰幸） 宮内光久君。

○11番（宮内光久） ただ今町長の答弁を受けましたので再度また質問をさせていただきます。まず、指定管理者制度でございますが、ただ今の答弁の中に選定委員会を開いてその中で決めていくと、私また募集をして一般競争入札でやるのかと思えばそうでなかったのも私ほっとしております。一般競争入札、例えば、この公の施設をですね、利用者サービスを伴う施設の管理運営はですね、価格競争よりももっと決められた価格を決められた金額でその範囲内でどのようなサービスの向上をしていけるかとか、利用者がどのようにしたら増えていくのか、そういうのを考えてやるのが私は公の施設のやっぱり管理運営を任せられることだと思いますので私もこの選定委員会方式というのは本当に良い事だと思っております。

そして、公共交通についてですが、まあ一つの方法で助成をするという方の、今は財政が厳しいからできないと答弁でありましたが、まずですね僕も、その、例えば内子町が今町営バス、小田町に町営バスを走らせております。これもちょっと情報ですね、来年度内子町はもう助成を廃止するということを聞いておりました、そして、小田・松山間を廃止路線とすると企業の方も考えているところではありますが、もしこの小田線を廃止すれば、広田地区の方はバスが一本も出ないということになります。ちなみにですね、小田町営バスが運行されておる町内の内子町に聞きますと、17年度の決算書は、収支が6,189万円、運賃などの収入が1,276万円です。町営バスを走らすんならば、これだけ

の5, 000万円弱の経費が要るということです。そして、松前町の福祉バスが今走っております。これは福祉バスですが、年間、17年度の委託料ですが、492万2千円いっとります。ただこれは松前町から中河原走って徳丸の方から役場へ帰る路線でございますが、委託料でも492万2千円かかっております。砥部町は現在、高市、八倉の方から湯砥里館、とべ温泉の方に週に1回、1往復走っておりますが、昨年度なら週に2回、2往復走っております、今年からは週に1回、1往復と、だから経費がどれくらいいっとるのかと58万4千円でございます。大変本当に財政厳しいところで各担当者の方も考えておられますけれども、私は、やっぱり生活路線、路面バスをですねやっぱ廃止というわけにはいかないと思いますので、もう一度、町長この辺りをですね十分に考えていただきですね、あくまでも、路線バスと町営バス、福祉バスを相互した場合にまた、委託を考えた場合にどれだけの経費がいるか、小さな少ない経費で大きな効果をとというのが町長のモットーでございますので、一つその辺りも考えてですね今後検討していただきたいと思っております。答弁をお願いします。

○議長（樋口泰幸） 中村町長。

○砥部町長（中村剛志） ただ今宮内議員さんから質問いただきました選定委員会で選ぶということは、本当に宮内議員さんにもご理解をいただいた訳ですけど、私も重要なことだと思っておりますので、価格だけが安くていいんでなくて、やはりそれを運営する会社なり団体なりがきちっとしたルールの中で、そしてまた、いろいろな条件が完備されている、そういう所が私は大切だということでございますので、ご理解をいただけましたこと、本当にありがとうございます。今後ともその方向で進めていきたいというふうに思っております。

次に、バス路線でございますが、本当に会社名を出すと大変失礼かとは思いますが、伊予鉄バスさんが松山から小田線ということで砥部町の広田地区を結んでいただいとります。今一日に2便の往復があるわけでございます。その乗車の人員というのだいたい3名ぐらいしかございません。そういうことを考えますとこの路線を維持していただいている、本当にありがたいと思えますし、ご迷惑を掛けているなというふうに思えます。内子町がまたバスを小田から内子の方へ今バスを回している、町営バスが走っている訳ですが、そういうことで、松山小田線というのが廃止になる可能性があるということで今お話をいただいたと思えます。これをどういうふうにするか、我々としてももちろん地域の人に乗っていただくというのが一番良いわけでございますが、広田地区の皆さん方の人口も減っておりますし、便数も2便でございますので、全面的に利用ということも非常に難しいのが現状ではないかと思えます。そういうことで、この件につきましては今後も存続をお願いしたいと思えますが、やはり、会社というの、企業というのそれぞれの利益もあげなければなりませんので、そういう点が起きた時に、我々としては広田地区の人にご迷惑のないように努力をしていきたいと思えます。そしてまた、宮内議員さんから内子町の町営バスが5, 000万円の赤字を出ている。それから考えるとなんとか我々もそういう交通機関に補助金も出したいなあという気は本当にいたします。ご迷惑掛けているのは分かりますが、今申し上げましたように私どもも今財政非常に厳しい時でございますので、その

点についてはご猶予、そしてまたご理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（樋口泰幸） 宮内光久君。

○11番（宮内光久） 再々質問のところ町長にはまた質問をいたすところではありますが、まず、廃止をするならば何らかの方法で町民の足を守っていかなければいけないのが行政でございます。これはですね、本当に大変な問題ではあるかと思いますが、検討するということは検討するというところでございますので、町長の本当の前向きな姿勢をお願いいたしまして答弁を終わらせていただきます。失礼しました。質問を終わらせていただきます。

○議長（樋口泰幸） 宮内光久君の質問を終わります。ここでしばらく休憩します。再開は10時40分の予定です。

午前 10時23分 休憩

午前 10時39分 再開

○議長（樋口泰幸） 再開いたします。その前に、先ほどの山口君の質問の中で町長の答弁の中に補足説明があるそうでございますので。中村町長。

○砥部町長（中村剛志） 先ほどの山口議員さんからご質問いただきました適地適作の件でございますが、三谷議員さんから大平のゴールドキュウイはかいよう病が出て今少なくなっとなじまないかというご指摘をいただきました。早速、JA愛媛中央の方へ連絡を取らせていただきましたところ、今年砥部町含めてかなり多くの所で、かいよう病が発生したということで、これは適地適作というのは適当でないと思いますので、これを削除させていただきたいと思っておりますので、お許しをさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 以上で補足説明を終わります。17番。玉井啓補議員。

○17番（玉井啓補） 17番。玉井でございます。3点についてのお尋ねをいたします。

1点目、庁議議事録公開についてでございます。新居浜市のホームページに新しく庁議の記録コーナーが出来、議事録内容が4月開催分から掲載されています。申し上げますと庁議とは、市三役と教育長、各部局長の計19人が顔を揃える最高審議機関のことです。市政の透明性を一層高めていくことを目的として、市の最高審議機関である庁議の内容を市民の皆さんお伝えすることになりました。庁議の終了後、できるだけ迅速に会議のあらましと資料をこのページに掲載しますという目的でございます。例えば、18年度の主な議題は、本年度の予算執行方針、記録では市長や助役と部局長とのやりとりや毎月1回、本年度の取り組み事項を記した一覧表を公開していることです。今や自治体ホームページは様々な告知や資料を満載し、市民と行政とを手軽につなぐ貴重な広報手段、同市ホームページへのアクセス数は一日平均1,200件、去年の台風時には一日で1万3千件を越えています。市民の感想はというと、「市政運営の一端がうかがえた」との声もあったり「中身はない」との声もあったり3月議会で公開を提案した議員は、「行政の意思決定機関である庁議は、人間に例えれば頭の中、これまで目に見えていた行動だけでなく、その前段で何が討議されているのか、いないのかという点をチェックしたい」と話しておりました。公開

している庁議内容は概要ではありますが、幼保一元化や小中一貫校自治体支援策見直し、総合運動公園構想など、今後が気になるキーワードも出ています。行政が何を考え、その行方はどうなるのか、数多くの市民がまちの流れにチェックの視線を向けて欲しい。と書かれています。そこでお尋ねいたします。砥部町も4月から新しくホームページを開設されています。一日アクセス数は何件か。まずお尋ねいたします。砥部町でも幹部会で審議をしていると思いますが、公共下水道問題。各種団体の補助金の削減問題、指定管理者制度問題など。町長や三役、課長が顔を揃える最高機関ではないでしょうか。その内容をホームページ情報等で公開するお考えはないか。町長のご所見をお伺いいたします。

2点目。木造住宅耐震診断についてでございます。東南海、南海地震など大規模地震の発生が近い将来予想される中で、2006年度、県内の20市町が木造耐震診断補助事業に取り組むことが分かりました。同事業は、耐震基準が強化された1981年の建築基準法改正以前に建てられた木造住宅の耐震診断を希望する所有者に費用を行政が一部負担するもので、県内では、昨年度から松山、新居浜、今治、伊予、宇和島の5市が実施。本年度から、失礼いたしました。昨年度には、四国中央、西条、東温、大洲の4市も始めています。本年度は、大半の自治体が当初予算に同事業費を計上。北宇和郡鬼北、松野両町などでは6月補正での予算化を予定しています。予算上、想定している受診戸数で最多は松山市の150戸、最小は越智郡上島町と松野町の5戸。全市町では計610戸程度でございます。県によると、一般的な耐震診断に係る費用は家の設計図がある場合約3万円。このうち、国と市町が2万円助成する。県による耐震診断技術講習が7月から8月に実施されるため、ほとんどの自治体が9月から診断希望者を募集しております。県は昨年、県建築物耐震改修促進連絡協議会の参加自治体を従来の4市から全20市町に拡充するなど、同事業実施を呼びかけていた。ただ、全国では市町村以外に多くの府県が耐震診断の費用の一部負担しているが、愛媛県は、診断費予算は予定していません。四国では徳島県が昨年度から24市町村で実施。高知県は本年度35市町村中31市町村が取り組み、両県も費用を補助しています。香川は県、市町とも支援策はありません。そこでお尋ねいたします。悪質詐欺が東南海、南海地震など利用してお年寄り宅に現れ、地震対策のリフォームをせよと回っております。18年度当初予算で国の補助20万円を含め40万円で木造住宅の耐震診断の補助事業は組まれていましたが、ようやく、耐震診断の費用を補助いたしますと町報9月号に掲載されております。このことについては、私も知りませんでした。一般質問通告後に分かったことでございますので、これをいかしていただきました。県主催による耐震診断技術者講習会が7月から8月に実施されることになってはいますが、併せて講習会計画をどうなっているのか。防災マップによると災害の避難場所は各中・小学校が避難場所に指定されていますが、水害時はよいのですが、地震の場合は中学校のようにグラウンドでは駄目だと考えますが、体育館の耐震補強の改造計画はあるのか。町長のご所見をお伺いいたします。

次、3点目ですが、学校給食費値上げについてお尋ねいたします。7月10日に開催された給食センター運営委員会で教育長から財政事業が厳しいため平成19年度から、給食費10円の値上げ案が提案されました。年間給食費掛ける10円は370万円の増でござ

います。町補助金を185万円を止めて10円の値上げをすると給食補助材料費へまわす事ができますとの説明です。給食費の値上げの推移を見てみますと、給食費、昭和53年開始され、昭和56年中学校195円。小学校165円。幼稚園115円。平成元年、消費税改定に伴い中学校205円。同10年、消費税5%改定に伴い同じく中学校250円。以来ずっと続いております。近隣市町村と比べ、決して高いとは申しませんが、何をみて値上げをするのか、燃料費補助3分の1、101万6千円。特に果汁費町負担64万3千円は少しでも町産品拡大のため、一般質問により導入されたものです。消費税値上げが具体化されていませんが。近年中に上がるのは必死ではないか。また値上げが起こるのではないか。私は町負担金185万円の削減には反対です。

もう一点は、給食費の立て替え。集金問題が出ています。各学校では月40件から50件の未納者があり、教員が各家庭に集金に回っているということです。果たしてそのことが正常で、教育の一環かどうかの問題です。一例を申しあげますと、岩手県滝沢村。人口52,000人です。この村で、住民も行政もこれでいいのだろうかと心を悩ませる事件が起きています。地方への財政支出をカットする小泉内閣の三位一体改革で苦境に追いやられた村は、財源確保へ裁判に訴えて給食費の取り立てを始めたのです。村は103人に、未払いを納入しなければ裁判に訴えるという通知を出しました。これまで同村では、給食センターの職員が学校と協力して滞納世帯を訪問し、話し合っ解決してきました。センター長は「教育と切り離すことが出来ない学校給食なので、あくまで話し合っ解決したいのだが」と顔を曇らせています。04年度の就学援助を受ける児童・生徒の比率は全国で12.8%、滝沢村は6.8%です。給食費が払えない家庭に就学援助をなぜ勧められないのか。また、小泉政治5年間に貧困と社会的格差が広がり、子供たちの学校生活にもその影響が及んでいます。その一つ、学校給食代の問題について、4月から小学校の給食代全額公費負担を打ち出した北海道三笠市と給食代滞納者への行き過ぎた対応が批判を呼んだ山梨県笛吹市の例を申し上げておきます。北海道三笠市は、今年度から小学校の給食代全額負担を打ち出し、4月から実施しました。炭鉱閉山後、企業も少なく、厳しい条件のもとで働いている父母が増えて、やっと生活が成り立っています。それだけに、給食代無料化で市内小学校6校374人の子供たち全員がそろって給食が食べられるようになったこと。生活保護、準保護世帯の子供の給食費代はこれまでも国から支給されています。新たに少子化対策支援事業として、小学校の給食代を公費で負担するための予算は123万4千円です。一方、山梨県笛吹市は、2カ月に渡り給食費を滞納した場合には、翌月から弁当を持参させますので、給食を停止してください、給食費を支払うとの保証人まで記入する内容の給食申込書が中学校から小学校まで配られております。自治体の本旨は、住民の福祉の増進を図ることにあります。山梨県南アルプス市は、子育て支援として、3人目以上の児童・生徒の学校給食費を全額助成しています。そこでお尋ねいたします。全国自治体では、小泉政治で貧困と社会的格差が広がり、子どもたちの学校生活にもその影響が及び教育費の負担は増えています。他の自治体では、給食費を払えない家庭が増え、積立金を納められず、修学旅行を諦めたり、卒業アルバムを貰わずに卒業する子どもがいるそうです。本町はどうか、調査されているのか。されているのであれば理由を報告されたい。砥部町

において給食費は銀行振り込みと聞き及んでいます。振込みしない家庭は何所帯か、また、滞納者は何名か。その対策は学校に任せきりかどうか。国と自治体は就学援助まで切り締めようとしています。就学援助を受けている家庭の制度の利用状況はどうか。具体的にご答弁をお願いいたします。以上、町長始め教育長のご所見をお伺いいたします。

○議長（樋口泰幸） 中村町長。

○砥部町長（中村剛志） 玉井議員さんの質問にお答えいたします。まず始めに、庁議議事録公開につきまして、今年10月1日から個人情報を取り扱う等で公開することが適当でない会議を除き、附属機関の会議を公開し、その会議録の概要を町のホームページなどにより公開することで準備を進めているところであります。今回の公開は、町の附属機関の会議に限定しておりますが、準備が整い次第、庁議の議事録の公開も含めて、内部会議の公開も検討しております。一層の町民参加による行政を推進するため、逐次公開を進めるように計画しておりますのでご理解をいただきたいと思っております。なお、ホームページでのアクセス数につきましては、1日に約220回のアクセスがございます。

木造住宅耐震診断補助事業につきましては、9月1日から希望者を募集しているところであります。これは、広報とべの9月号や防災行政無線で皆さんにお知らせをしています。なお、住宅の耐震改修補助事業制度として、国が住宅・建築物耐震改修等事業制度要綱及び同事業補助金交付要綱を定めております。事業を実施するためには、住宅密度が1ha30戸以上となる5ha以上の区域で、区域内戸数が300戸以上、また、換算老朽住宅戸数の割合が7割以上などの事業要件が定めております。国、県の動向を見つつ、この件については、検討してまいりたいと考えております。以上で、庁議議事録公開及び木造住宅耐震診断についての質問に対する答弁とさせていただきます。

次の、学校給食費の値上げにつきましては、教育長に答弁をさせますのでよろしくお願いたします。それと後から質問いただきました中学の体育館の件でございますが、これにつきましては、一部耐震の診断に継続が難しいというのが出ておりますので、これについても中学校の統合という問題も今浮上しつつありますのでこれと併せて考えながら進めていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（樋口泰幸） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 玉井議員のご質問にお答えをいたします。まず、給食費につきましては、行財政改革集中プランにおきまして、計画的な健全財政の確立を推進するため、使用料や負担金などを見直して、受益と負担の公平確保を図ることが示されております。これに基づいて、検討をしているものでございまして、7月の給食センター運営委員会におきまして5円値上げをした場合、あるいは10円値上げをした場合というふうなことで例示をさせていただきます。ご検討していただくようお願いをしております。今後の運営委員会におきまして十分にご審議をしていただいて、その答申に基づいて適切に判断をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、給食費の集金につきましては、県内のほとんどの学校で行っております。校納金と併せて口座引き落としで集金する。こういった方法で学校に集金をお願いをしております。未納者数につきましては、月によって異なりますが約47件ございます。口座振替日

に、引き落としができなかった保護者に対しましては、催促状の送付あるいは家庭訪問などにより現段階では完納をしていただいております。遅れる事はありませんけれども、完納をしていただいております。今後も、学校と連携を取りながら、教職員に過度な負担が掛からない方法でこの給食費の未納問題には対応してまいりたいと考えております。

次に、就学援助制度でございますが、経済的な理由で子どもを就学させることが困難な保護者に対して学用品や給食費などの援助を行う制度で、毎年、学校を通じて保護者に制度の周知を図っておるところでございます。現在、町の方で認定して援助を行っております準要保護児童生徒数は、小学生が49名、中学生32名の81名でございます。全体の率で申し上げますと4.2%ということになります。他に県が直接援助を行っております要保護児童生徒数は、小学生が1名、中学生5名の計6名ということになっております。その他、特殊学級在籍者にも就学援助制度がございまして、小学生12名、中学生2名の計14名に給食費の2分の1を援助をいたしておる状況でございます。

以上で、玉井議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（樋口泰幸） 玉井啓補君。

○11番（玉井啓補） 庁議議事録からまずお尋ねします。10月から公開はだいたいそういうことで具体的にされるということでございますが、私、新居浜のホームページを見たわけですが、そういったしますと砥部町との違いというのが出ております。市民参加と情報公開。これ10月からされると思いますが、審議会傍聴のご案内とか審議会等委員募集、市民意見提出制度、審議会会議録の公開、庁議について、新居浜市の行政評価及び市長交際費の公開というのがホームページに出されて、ずっとこれあります。この庁議の記録としては、今年度大体4月から6回から7回、その中では、一番最新、8月1日付けの見ますと、小中学校耐震補強等事業についての問題とか10カ年財政計画それから人事効果実施要領、定員削減一覧表とかいうことが具体的に審議内容が出されております。こういうことにするためには、やはり透明性を高めるために、この6点はせめて情報公開制度の中に入れていただきたいと思っております。先ほども申し上げましたように公共下水道、各種団体補助金、指定管理制度についてもどのように審議されておるのかということも皆、町民は知りたいわけでございます。これは、全部公開せいということにはなかなか難しい問題がありますが、それと併せまして、審議の内容ですが、この審議委員会も中心は公募ということで出されております。この公募についても、やはりいろいろな問題があろうかと思っておりますが、その公募についてもやっぱり、住民の民間のノウハウを入れるということで、なされておるのではないかと思います。このことも含めまして、やはり、ホームページに出していただきたいと思っております。

それから次に、木造住宅診断の件につきまして1点だけお尋ねいたしますが、この問題についてやはりよその市町ではやって、砥部町では遅いんではなかったんだろうかということがあるんですが、それと研修が7月8月になされたということも聞いておりますが、砥部町はその研修会に出席してどういふことを研修されたのか併せてお尋ねをいたしたいと思っております。

それから、給食費については、再質問についてはですが、先ほど申しあげましたように三笠市の問題は、やはり、なんです、無料にしとるということもやっぱりやってもらう、無料まではなかなか難しい問題かと思いますが、やはりその補助金の問題です。油代とかジュースの補助金とかゆうのは当然やらないかんもので、というのは、先ほども申しあげましたように、ジュースについてはみかんが落ちて、ミカンの消費拡大のために小学校の子どもにミカンジュースをとというようなことで実現したものでございますので、併せまして食育のことも考え、是非導入していただきたい。削減は、減額についてはストップしてもらわなければならない問題ではないかと思えます。そういうことと、それからもう一つ、山梨県笛吹市の場合は、これは全国でもいろいろ問題が新聞に出されております。こういうことについて、保証人まで取って給食費を集めるための保証人まで付けた申込書を配るといふことには問題があるんじゃないかと思えます。この問題については、やはり、義務教育費の問題でございますので、そういうこともよく考えて指導していただきたいと思えます。以上です。

○議長（樋口泰幸） 中村町長。

○砥部町長（中村剛志） ただ今再質問いただきましたホームページの掲載等でございますが、新居浜市さんも立派なホームページが出来とります。他の市町村におきましてもこういう公開が進んでいると思えますので、その点をよく見せていただいて、そして、玉井議員さんがおっしゃられたように、町民の皆さんに分かりやすく、良いホームページにしていきたいと思えますのでよろしく願いいたします。それから7、8月の研修につきましては、建設課長の萬代の方より答弁をさせていただきます。よろしく願いします。

○議長（樋口泰幸） 萬代課長。

○建設課長（萬代喜正） 玉井議員さんのご質問にお答えいたします。町の職員が木造住宅耐震診断の研修を受けたのかというご質問でございますが、これはまず、愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録というのは、まず県内にある1級、2級の建築資格を持った人で、愛媛県の木造住宅耐震診断マニュアルがございます。それをどういう扱い方と、いろいろな技術的基準なものを講習を受けて事務所登録をしていただくと、これが制度的なものになっております。町の職員の研修につきましては、県とそれぞれ国庫補助申請の関係の中でどういうものが対象になるかという形で打ち合わせ会をしておりますので、これはまったく制度が違うものとお考えをいただけたらと思えます。以上、玉井議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（樋口泰幸） 玉井議員。補助金の質問ですか、それとも補助金という制度は今ないので。答弁ありますか。補助金という制度は今一般財源で扱っていると思えますが。三回目になります、よろしいですか。玉井議員。

○11番（玉井啓補） 自分の質問と答弁がかみおうてないような気がするんでね、それをちょっとなんです、そこらを次を見て、やりたいと思えます。まず、庁議議事録公開についてですが、やはり、これは今どこともいろんな問題についても、民間のノウハウを取り入れてやるというのが基本で、管理者制度の問題とかいろいろあると思うのですが、そのことも含めまして、審議会においても基本は先に言いましたように公募をするという

ことを第一点に考えていただきたいと思うわけで、これは先ほど言いましたように審議会が全部が公募ではいかんという問題もあるかと思いますが、基本は民間のノウハウを取り入れた審議会にするという気持ちを持つのではないかと思います。それから、2点目の木造住宅耐震診断についても、耐震に比べて改造費の問題は、これは難しい問題だと思いますが、改造費の補助金を国や県に申請する事くらいの事は考えて欲しいと思うわけで、というのが、今まで耐震、姉齒さんの問題でも国等はほったらかしとるんですが、やはり今地震とか倒れておりますが、何らかの形で、再建築する場合には、そういう診断を申請する気持ちが欲しいと思います。その事については、どう考えておるかということです。

それから、学校給食費の値上げですが、ある人が、ちょっとだけ引用させていただきます。就学援助の制度を調べてみたら自治体では自治体でこんなに違うとは、驚きました。東京都内の中学校で働く事務職員の話です。名称や制度の説明、援助の内容、申請書類の提出方法、援助費の振込み方法はじめ多岐にわたって調べておりました。東京都の大半の自治体は、就学援助について子どもたちが楽しく勉強できるための制度と説明していました。ところが、なかには教育費に困窮する保護者という人権を無視した表記もありました。所得基準は、4人家族モデルで約555万円から350万円以下と差がありました。申請方法もばらばらです。23区内の就学援助の受給率はトップの足立区で42.5%、最低は千代田区6.5%で6.5倍の広がりがありました。教育分野での地域格差は東京だけでなく全国に広がっているとのことで、04年度の就学援助の全国平均は12.8%でした。県別にみると大阪27.9%、東京24.8%、静岡4.1%、大阪と静岡では7倍近い開きがありました。

小泉内閣は、生活保護の基準を引き下げ、就学援助を取りにくくさせようとしています。「基準の見直しのため、昨年度認定された方でも、今年度認定されない場合があります」と告知する自治体も出ています。これでは格差が広がる一方。教育の機会均等が失われてしまいます。親の収入は減り続けているのに、教育費の負担は増えています。先にも申し上げましたが給食費を払えない家庭が増え、積立金を納められず修学旅行行きを諦めたり、卒業アルバムを貰わずに卒業する子どももいるということです。再度、お尋ねいたします。本町の就学援助家庭は、先ほどの4.2%とのことでございますが、これは全国平均よりだいぶ低いということです。その就学援助の申請については、所得制限、申請方法は、どのようなか。それから、給食費の払えない家庭。積立金を納められない家庭。卒業アルバムを貰わない家庭。がいるのかどうかお尋ねをいたします。

国と自治体は就学援助までも切り締めようとしています。就学援助が生活保護を受けている人だけに限られたら、子どもに教育を受けさせる権利は一層狭められます。制度を改悪させない運動、教育費を無料にさせる運動が大切だと、私はこう考えておりますが、以上についての町長及び教育長の答弁をお伺いいたします。

○議長（樋口泰幸） 中村町長。

○砥部町長（中村剛志） 玉井議員さんの質問にお答えをしたいと思います。大変申し訳ございません。なかなか玉井議員さんの質問の中の本質を捉えてないということでご指摘をいただきました。各種審議会等委員会の募集ということが大事なところだというふうに

理解をさせていただきましたが、よろしゅうございますでしょうか。そういうことで、これにつきましても当然やはりホームページで公開をしていかなければなりませんし、そしてまた、その中で審議されたことについては、詳しくホームページに掲載させていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（樋口泰幸） 佐野教育長。先ほどの答弁でもれておるところだけ。

○教育長（佐野弘明） 玉井議員さんの再質問に対してお答えをいたします。給食に対する補助。油代とジュースの補助の関係ですけれども、これにつきましても最初に申し上げましたとおり内部運営の努力も含めて考えて、給食センターの運営委員会において、そういったことを含めて十分にご審議いただきたいというふうに考えております。参考までに申し上げますと、こういった給食費に対する自治体からの補助という制度をやっておる所は、この近隣ではございません。ないからといって、せえでもええというものでもないと思います。そこら辺りも含めて給食センターの運営委員会で十分審議をしていただいて、その答申に基づいて、適切に判断をさせていただきたいと思っております。

それから、就学援助の関係でございますけれども、就学援助につきましては、先ほども申し上げましたように、生活保護法による要保護に順ずる程度に困窮していると認められる方に対する制度ということでございまして、その申請の方法につきましては、子どもが通っている学校へ申し込みをしていただくわけですけれども、その申し込みをしていただいて、教育委員会の方で認定をいたします。その認定にあたりましては、各家庭の所得、あるいは、家庭の状況こういったことを総合的に勘案して、あるいはまたその地域の民生児童委員さんと連絡も取って総合的な、金額の一律で幾らというのではございません。家庭環境なり、状況が違いますので、そのあたりを総合的に勘案して判断をするというふうな形で認定制度を行なっております。これについての周知につきましては、先ほど申し上げましたように学校を通じて行なっておるところでございます。以上でございます。

○議長（樋口泰幸） 佐野教育長。積立金とアルバムをもらえないような子どもがおりますかどうか、一つすいません。

○教育長（佐野弘明） すいません。答弁ちょっと漏れておりまして。修学旅行に行けないとか、アルバムをもらえないとか、そういった児童生徒が発生しておる事実はございません。健康診断をしてからでないとか修学旅行に参加できませんので、そういった場合は特別ですけど。それ以外に経済的な理由で修学旅行に参加できないあるいは卒業アルバムをもらえないといった児童生徒は発生しておりません。以上でございます。

○議長（樋口泰幸） 玉井啓補君の質問を終わります。7番、井上洋一君。

○7番（井上洋一） 7番、井上であります。2点質問をいたします。1点目。市場化テストについてであります。官から民へ、国から地方への大きな流れ、行財政の効率化として公共サービス改革法が施行されました。国や地方自治体が提供するサービスについて民と官が競争入札に加わり、価格と質の両面で優れた方に任せる「市場化テスト」を導入するというところであります。

市場化テストの目的は、行政の効率化であります。新たな民間需要や雇用の創出にも結びつく可能性があります。例えば、高齢化問題で、財政的には大きな負担増であります

が、民間ビジネスでは、高齢者を対象とした豊かな市場の拡大ということでもあります。市場化テストの意義は、始めに民営化ありきではなく民が勝った場合に民営化が選択されるということでもあります。こうした、市場化テストは、1980年代から英国、米国、オーストラリア、スウェーデンといった諸外国において地方政府を中心に実施され、成果をあげてきました。この競争の結果、官が民に勝ち、そのまま事業を維持する例も珍しくないということでもあります。この数年、自治体は財源不足に対応した予算編成作業になり、その対策の最たるものが市町村合併であるといっても過言ではないと思います。また、以前は、行政サービスは、高価格、非効率、無愛想の代名詞のように認識され、お役所仕事という言い方で否定的に捉えられてきたことは、言うまでもありません。そのような背景から行政評価制度、PFI、指定管理者制度などがコスト削減や財源難を回避する手法として、その導入と効果に期待されるようになったと思います。東京都足立区は、学識経験者や民間企業が中心となって2005年4月に結成した「市場化テスト推進協議会」に参加し、活動を始めました。青木政策課長は、「市場化テスト」はアウトソーシング、PFI、指定管理者制度、民営化、さらには協働化、PPPを串刺しにできる手法であり、成果を出していきたいと話しています。砥部町としても行政評価制度、指定管理者制度の導入、予定ですが、により、改革のスタートについてところですが、「市場化テスト」についても住民サービスの視点から検討をしていただきたいと思いますと考えます。町長のご所見をお伺いします。

2点目。砥部中学校の校舎新築についてであります。新聞報道によりますと、県内小・中学校の耐震改修工事がされていないところが多数あったように記憶しています。本町においては、砥部地区3小学校の校舎は、平成11年度から13年度にかけ、大規模改修工事を施工済みであり、広田地区3小学校の校舎は耐震補強必要なしとのことであります。しかし、砥部中学校の校舎については、昭和39年。体育館については、昭和40年落成。両施設ともに平成17年度診断の結果、大規模改修、耐震補強含む。または改築とのことであります。両施設とも40年以上経過し、老朽化が進んでいる現状を考えれば、大規模改修に多額の費用をつぎ込むよりも、長期的な視点で別の場所に新築をされた方が効果が大きいと考えます。町長のご所見をお伺いします。

○議長（樋口泰幸） 中村町長。

○町長（中村剛志）

井上議員さんの質問にお答えをいたします。始めに市場化テストにつきまして、市場化テストといわれる『競争導入の公共サービスの改革に関する法律』、いわゆる『公共サービス改革法』が本年7月7日に施行されました。この法律は、今日の厳しい財政事情の中で、簡素で効率的な地方自治体を実現するために作られました。公共サービスの受益者である住民の立場に立って競争の導入による公共サービスの改革を進めることを目的としております。市場化テストの趣旨や意義、諸外国の導入事例などは、井上議員さんご指摘のとおりでございます。大変詳しく勉強され知識をお持ちになっておられることに対し心から敬意を表したいと思います。この法律によりまして、地方公共団体で対象と認定された業務を特定公共サービスと呼んでいます。現状では、窓口6業務の戸籍、住民票、印鑑証明、

納税証明などの証明書の交付業務のみが対象でございます。登録や変更などの業務は対象になっていません。大きな自治体であれば、証明書の発行だけでもかなりの業務量があると思われませんが、本町のように小さな町では、業務量も少なくどの程度の効果があるかは未知数でございます。今後、対象となる業務の範囲の拡大が進むと思われしますので、国や他の自治体の状況をみながら、本町にとってメリットがあるものがあれば導入していきたいと考えております。役場が行っているサービスの中には、必ずしも役場が実施する必要がないものもございます。施設の運営や管理の業務なども含めまして、官民競争入札以外にも、指定管理者制度、外部委託、廃止など、どの方法が最も有効か、サービスの向上や経費の削減が図れるのか、検討していかなければならないと考えております。

次に、砥部中学校の校舎の新築につきまして、お答えをいたします。まず、本町における小中学校校舎の耐震化率は60%で、全国平均15.5%を大きく上回り、県下でも群を抜いて高い状況にあります。これは、安全な教育環境の整備に対し、格別のご理解をいただいた議員の皆様、そして関係機関のご配慮によるものと感謝を申し上げます。砥部中学校の校舎につきましては、築後42年を経過しており、劣化が進行しているものと推測されるため、耐震改修を行うか、又は改築を行うかを判断するため、耐震診断の一次診断を実施した結果、構造の耐震性能を示す数値が、ほとんどの箇所で目標数値を大きく下回りました。この診断結果から、耐震補強を前提とした二次診断を行っても、多額の補強工事費が必要と判定されることは明らかであることや、当時の補助基準で校舎が建築されているため、廊下の幅や教室の面積は狭く、教室と廊下に段差もあり、望ましい教育環境を整備するには、大規模改修工事を行う必要があります。これらのことを考慮し、長期的な視点で考えたとき、井上議員さんご提言のように、新たに建て替えることが望ましいと考えています。新たに建て替える場合、現在の敷地内に建築するか、または新たな用地を求めるかの二つが考えられます。県教委の指導も受けながら、投資効果や資金計画なども検討し、議員の皆様にご相談しながら、検討してまいりたいと考えております。以上で、井上議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（樋口泰幸） 井上議員。

○11番（井上洋一） ただ今の町長の答弁は、私の質問に対して前向きな方向だったと私は感じております。市場化テストの問題ですが、質問を通告いたしまして後に9月の6日ですか、市場化テストの問題についてこれは国の方ですが、9事業で官民競争とか、保険料徴収など年内に入札開始とか、いろいろ各社が報道されております。愛媛新聞は割りと見やすいんで、これ新聞名言うたらまずいんかどうちよっと、まずかったら消していただきたいと思います。この報道によりますと、入札事業の開始時期は、平成7年4月とか10月とか未定とか、社会保険庁、ハローワーク、能力開発、統計関連等書いておりますので、やはりこれからこういう公共サービス、市場化テスト法が前進されるものだと思います。ただ、1点言える事は、埼玉県の草加市長、木下市長なんですが、これは新聞報道でございますが、法律では責任の主体は行政で民間はその受託業者という関係に置かれると、しかしこれだけでは、民間のミスでも行政が責任を負うことになる、ここが大変な大きな問題があると、この問題で最近の例で言えば、建築物の構造計算の不正行為いわゆ

る先ほど玉井議員もおっしゃられましたけど姉齒事件です。私も名前覚えましたが、この再発防止、これがどうなっていくのかと、こういう問題は発生してくるだろうと思うんです。新検査体制の強化とか自治体に求められてくると思いますので、この民間に任せた仕事をもう一度洗い直す、官がですよ。これだったら最初から官がやった方がいいんです。ですからこういう例の姉齒事件は、あれほどテレビ出ましたから皆さんご存知だと思いますが、やはりああいう問題が発生しないようにセーフティネットといいますか、二重にならないようにこの辺りはまず考えなければならない問題だろうと思うんです。結局公共のあり方という問題なんです。ここらが現在は結局公務員だけが公共を担うという時代ではなくなってきたという評論家も多くおります。広く市民や民間に委ねて、行政組織をスリム化して、質の高い公共サービスを提供すればいいんだという考え方だろうと思うんです。ですから、この責任の明確化という問題です。私はちょっとこの責任の明確化という問題に苦勞しております。その例で言いますと、最近ですから行政評価制度とか事務事業評価制度とか、PFI、政府でいえば独立行政法人ですとか、PDPですとか、いろんなこういう考え方が出てきております。すべて、概念や手法や制度がいろいろ微妙に違っております、昔では、第三セクター方式というのが官公庁の最たるものでありましたが、今はもう第三セクター方式というのはちょっとこう世間では悪者のように言われておりますので、良いところもあるんですけど、悪者のように言われてますので、いろんなそういう概念や手法が出てきたんだろうと思うんです。それはすべて諸外国から入ってきて、日本で検討されたら、こういう流れがあると思うんで、トータル的に私は行政としてその辺りを考えていただきたいと思います。私などはそんなに勉強家ではございませんので、分からないこと多数ありますので、やはり行政の方でしっかりそこをやっていただきたいと思います。

後、中学校の問題ですが、平成17年11月の行財政集中改革プランにもこの砥部中学校の耐震診断の予定と書いておまして、そのとおり診断をしておりますのでそれはそれで結構だと思うのですが、場所についても私は是非とももう今の場所で非効率な立て替えをするのじゃなくて、やはり別の場所、例えば一例でございましてこれは勝手に思い付いたのですが、麻生校区の例の廃川敷の跡とか結構広いと思います。そういうのを活用していただいて、ご検討していただいて、より良い方向でしていただきたいと思います。以上です。

○議長（樋口泰幸） 答弁いりますか。井上洋一君の質問を終わります。10番、土居英昭君。

○10番（土居英昭） 10番、土居英昭です。旧道高尾田交差点につきまして、お伺いをいたします。拾町交差点高架工事も進みまして来年3月には4車線で供用開始されるようふうに伺っております。広田・砥部・宮内地区など33号線を利用して市内へ向かう方々にとっては安全で時間短縮になり大変いいものができるということになります。現在は暫定2車線での供用がなされております。これに伴いまして県道伊予川内線の流れも信号機の時間調整により若干渋滞が緩和されたというふうに思います。しかし一方では、6月議会の産業建設委員会で質問のありました麻生保育所北側の町道より国道33号へ出まして、右折すること。また今回、私が質問をいたしますAコープ城南の西側にあります高尾田交

差点については、住民のイライラも募ってきております。原町方面より北進する車は朝夕を問わずしょっちゅう麻生小学校の正門辺りまで混みあい、交差点を通過できるまでには3回ないし5回の信号待ちをしなくてははいけないし、赤での信号待ちが非常に長いといったことでという状況でございます。これは交差点の信号機が県道伊予川内線を優先するため北進の青が短いこと。もう1つは右折が極めて難しいためだと思います。拾町交差点の高架工事は交通渋滞の緩和を目的にやる工事なのに地元にとっては不便さや新たな交通渋滞を招き一体誰のために行っている工事なのだとお叱りを受けます。このままで放っておけない現状は認識されていると思いますが、どのように解決されようとしているのかご所見をお伺いいたします。またこの渋滞が起こる根本的な原因の解決が必要ではないでしょうか。町長のご所見をお伺いいたします。

次に2問目ですが、陶街道のポロシャツについてお伺いいたします。本年6月議会より本議会場においてもクールビズの一環として陶街道ポロシャツの着用が議会運営委員会において決定されました。議場内では全員がこのアップルグリーンのポロシャツを着て本会議が開催されました。数日して愛媛新聞にも取り上げられまして、少しは砥部町がアピールできたなという感じを受けます。我々議員も研修会や会合への参加の折には陶街道ポロシャツを着用して出かけるようにしていることは理事者並びに課長さん方もご存知のはずだと思います。ある会合のとき他町の議員さんから「いいですねえ。砥部町の役場では職員も皆さんがそのポロシャツを着て陶街道のアピールに勤めているのですか。」という質問をされまして、私もつい「はい。」と答えましたが、ちょっと恥ずかしい感じがいたしました。なぜなら、私が役場へ行った時何人の方が着用しているかなと見渡してみますと、半数以上の方が着ていることは一度もありませんでした。ポロシャツの購入につきましては、希望者だけで強制で着なさいといったわけでもありません。「こんなポロシャツを作りました。これを着ての勤務はOKですよ。皆さん買ってください。」ということですから着たい人が着れば良いものであると思います。しかし私にはしっくりきません。今年度9月の補正予算を含め陶街道に関する予算は1,150万円。町内外また県外のお客さんに砥部を訪れてもらい、砥部の良さをわかってもらい、お土産の1つでも買っていただく、そのために予算を組んだんではないでしょうか。新砥部町をアピールすることではないのでしょうか。8月中旬頃までに職員の70%の方が購入をされております。

なぜみんなポロシャツを着て協力して役場の中から陶街道事業を盛り上げないのか私にはわかりません。私にとってはなぜそんなこともできないのか不思議でなりません。助役のご所見をお伺いいたします。以上質問を終わります。

○議長（樋口泰幸） 中村町長。

○町長（中村剛志） 土居英昭議員さんの質問にお答えをいたします。始めに、旧道高尾田交差点の渋滞につきまして、町道から東温市方面に右折する車が渋滞を引き起こす最大の原因だと思われます。渋滞を解消するためには、右折専用レーンを設置することが一番の解決策と考えております。この件につきましては、既に県や警察に相談しておりますので、財政的な問題もありますが交差点の改良計画測量を実施し具体化をしたいと考えております。拾町交差点高架工事につきましては、国土交通省において、平成18年度末の完

成供用を目指し整備を進めていただいております。工事中、利用者の方々にはご迷惑をおかけしておりますが、完成後には交通の円滑化が図られ、更には安全性も向上するものと期待しております。交通渋滞の解決につきましては、道路の新設や改良の外に、道路が混雑する通勤、通学等の時間帯はなるべく自家用車を避け、公共交通機関の利用を呼び掛けるなど、ソフト面での対策も含めて調査・検討していきたいと考えております。

次に、陶街道ポロシャツにつきましては、助役の方より答弁をさせます。今日も議員の皆様方には全員が陶街道ポロシャツを着て、議場にお越しいただいたこと、心から感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

○議長（樋口泰幸） 柳田助役。

○助役（柳田 稜） 土居英昭議員さんから陶街道ポロシャツについて答弁をせよということで、ご指名をいただきましたのでお答えをさせていただきます。

議員の皆様には、全員の方に陶街道ポロシャツを購入していただき、また、いろんな場で着ていただいておりますこと心からお礼を申し上げます。議員の皆さん一丸となって陶街道事業をPRしていただいておりますこと心から本当に敬意を表しております。一方職員の陶街道ポロシャツの着用につきましては、土居議員さんご指摘の通り非常に残念な状況でございます。一部の職員は陶街道ポロシャツを購入しておりません。職員全員がこのポロシャツを着用することで陶街道事業を大きくPRすることになるというふうに考えておりました。しかし、このポロシャツは制服ではございません。そういった関係でポロシャツを着るためには自分で買わなければなりません。そういったことで、強制するということが非常に難しいというのが現状でございます。しかし、職員もそれぞれが砥部町の発展を願い、いろいろな方法で陶街道事業をそれぞれの立場でPRして、また成功に導こうという努力はしてくれておりますのでそこへんでご理解をいただきたいと思います。以上で、土居議員さんの質問に答えさせていただきます。

○議長（樋口泰幸） 土居英昭君。

○10番（土居英昭） 先ほど町長から答弁いただきました高尾田の町交差点につきましては町も本気で取り組もうとしていることよく分かりました。また、これは次の議会だよりも載りますので住民の方も安心していただけるというふうに思いますし、また、早期の実現について格別のご努力をお願いしたいというふうに思います。

続きまして陶街道ポロシャツの件なんですけれども、助役さんのご答弁の中にもご苦労がよく分かります。中村町政も約4年が来ようとしとるわけなんですけれどもいろいろと成果も表れてきております。職員も私自身変わってきたなというふうに感じておりますし、町民は、お客様、また株主様、そしてまた砥部町のために町民のためにというようなことだという感じを私も分かります。しかしこのポロシャツについては上滑りしてしまったんじゃないかなというふうに思います。「はいわかりました。」か「そうですね。」と答えた職員の中にも協力ができてない方もおいでるんじゃないかというふうにも思いますし、「あいつが言うけん協力できんのよ」という人もおいでるかもしれませんし、また、「制服に準ずるんじゃないかと最初に何も言わなかった」と「今さらなににいよんぞ」とかいろいろとお話があると思うんです。それは個々の、各々の考え方であると思うんですけれども、私はちよっ

と一つだけこういうお話をさしていただいたらと思うのは、鎌倉時代の昔にできたという昔話で、皆さんもよくご存知の桃太郎の話です。桃太郎は、桃から生まれまして、ご存知の通りなんですけれど、鬼ヶ島に鬼退治に行った。その時にお供に連れて行ったのですが、犬、猿、雉と、この3匹を連れて行ったわけです。そして、目的である鬼退治をしたと。ああよかったよかったという話なんですけれども、なんでこの3匹を連れていったんかなあということを思います。またこの話はほかの事でもお話もしたことがあるんですけども、結局猿と犬というのは、犬猿の仲というふうに非常に仲が悪い。そして、猿と雉、犬と雉というのも決していいわけじゃない。結局自分たちが大きな目標があって、その鬼退治という目標があるためにそのいくら仲が悪かっても、あいつの言う事が気に入らんかってもみんなで力を合わせて鬼退治をしようじゃないかという大きな目的に向かって進んでいくと、やはりこの陶街道ポロシャツというのも私自身に言わせますとその町民のために、砥部町のためにということの大きな目標に対して進んでいくんですから、皆さんで協力していただいたらというふうに思いますし、今回のポロシャツにつきましてはみんなでポロシャツを着てその気になって頑張るぞと町民へのアピールだと私は位置付けておりました。いろいろあると思いますが、どうか今後、週に一回でも二回でも結構です。日を決めてみんなでポロシャツを着て頑張ろうやという所を見せていただきたいなというふうに希望をいたします。以上で質問を終わりますけれども何かご答弁がありましたらお願いをいたします。

○議長（樋口泰幸） 中村町長。

○砥部町長（中村剛志） ただ今、本当に土居議員さんから昔の桃太郎の話をしていただきましたし、よく分かりました。やはり町民の皆様に職員が一丸となっているということを見せるのも一つのまた仕事であるというふうに思いますので、職員の皆さんともよく話し合っただけで今おっしゃられました方向で話を進めていきたいというふうに思います。本当にありがとうございました。

○議長（樋口泰幸） 土居英昭君の質問を終わります。ここで昼食のため休憩に入ります。再開は、1時15分に再開いたします。

午前 11時50分 休憩  
午後 1時15分 再開

○議長（樋口泰幸） 再開します。一般質問を続けます。4番土居美智子君。

○4番（土居美智子） 4番土居美智子でございます。3点につきまして、質問をしたいと思います。1番目に財政問題について、お話を伺います。先日、何気なく手にした合併協議会資料第9号特集号を改めて読み直してみました。平成16年3月1日発行の合併住民説明会資料です。この特集号をもって、砥部・広田両地域の住民は合併後の新砥部町の

姿を想像し、夢膨らまし多くの方が拍手をしてきたと思います。この中でとても大きな誤算があることに注意しなければなりません。一般家庭を例にとれば貯蓄あるいは貯金にあたりますが、行政言葉でいえば、財政調整積立金。一般に財政調整基金といわれるものです。17年度から26年度までの10年間を予測したものです。もちろん、国による三位一体改革により予測し難いときであったことはうなずけますが、17年度末、財政調整基金残高が13億5,600万円の予測に対し、18年8月号広報とべのまちの家計簿17年度決算状況をみると、現在高3億724万8千円となっています。わずか1年後の予測ですが、すでに10億円もの差が出てきているという恐さです。今、地方自立への骨太改革がうたわれています。地方交付税のあり方、地方債の発行・償還の制度が変わろうとしています。交付税の削減は避けて通れないだろうし、地方債の発行は自主財源での償還が求められるものと考えます。自治体へ与える影響は大きいと考えます。おもしろい新聞記事を見つけました。東京タワーの中にある、感どうする経済館、感は感じるの感で、どうするはひらがなで書いてあります。その中におもしろいリュックがあるというのです。自民党総裁選の候補に背負ってほしいと書いてありました。そのリュックの重さは18.6キロ。この半端な重さの理由が私は悲しく思います。現在、20分間で国と地方の長期債務は約1億8,600万円も増えている。それを1万円札に換算し、その重さが18.6キロ。それがリュックの重さなのです。夏休み中の子どもたちが重いとよろめいていたという記事です。大変なツケを子どもたちは知らないうちに背負わされているのです。今後の財政の行方はどうなってゆくのか、町長のご所見をお伺いしたいと思います。

2つ目として、子育て支援と保育所問題についてお尋ねします。くしくも議運委員研修報告と重複する問題ですが、述べさせていただきます。地域における子育て支援が国の施策として取り組まれるようになったのは、1990年の合計特殊出生率の1.57ショック以後であり、少子化対策として始められた1995年のエンゼルプランと、保育に欠ける児童以外への相談・助言を保育所の業務の一部とした1998年度からの児童福祉法改正後のことです。追い打ちをかけるように、2005年には特殊合計出生率が1.25と前年度を大きく下回り過去最低を記録しました。少子化が社会保障制度に大きく影響することを考えた時、仕事と育児の両立は大変重要で大きな問題と考えます。なぜ、今、保育所問題なのでしょう。理由として考えられることは、①女性労働人口の増加、②それに伴い、保育ニーズの多様化、③保育所の規制緩和があると思います。もちろん、保育所の利用は、母親の就労の有無のみでなく、世帯の収入、本人のキャリア意識など多様な要素があらうかと思います。女性就労者数増加イコール保育所利用者数増加であることは、保育所利用が多いと予測される25歳から29歳までの年齢層の女性の就業率動向が急速に変化していることに裏付けられます。こうした中、保育ニーズの多様化に応え、待機児童の解消と利用者の選択を促進するため取られてきた政策が、規制緩和による公設民営化です。多様な事業者間の競争により、低コストとサービスの向上を図ろうとするねらいがあります。公立保育園については、おおむね運営費の約半額分を保育料で、残りの費用の2分の1については国が、残りの4分の1ずつを県と市町村で負担していましたが、2004年度からは国庫負担金分は一般財源化されました。いうまでもなく、税源移譲です。

税源移譲が国庫負担金を下回る市町村は地方交付税で補うとしていますが、もう既にこれも危ういと聞いています。財界は企業が保育所の経営に参入しやすくするため次々と要望を出してきました。それが規制緩和であり、国庫補助金廃止です。自由競争により、強者が勝利をあげる。そのためには、規制は邪魔なのです。規制とは自由の暴走を抑えるものです。先日、NHKの番組クローズアップ現代で保育所の民営化問題を取り上げ放映しました。子どもを預ける側の心配、それに応えようとする事業所側の試み。財政難で高圧的に執行しようとする行政。住民の意見を聞きながら求める姿の保育所を受け入れてもらう事業主を探す行政。それぞれの苦悩を映したものでした。広報紙7月号に掲載されている、幼稚園、保育所運営検討委員会の現在の様子、委員会をどう構成されようとしているのかお尋ねします。また、保育所に対してどのような考えで将来を計画されているのか、併せて町長にお尋ねしたいと思います。

3つ目の問題として、採用問題についてお話を聞きたいと思います。私が、初めて議員に当選し、当選証書を授与された時のことです。言葉は違っていますが、土居さんたちが望んだ風通しの良いまちを作ってくださいと手渡されました。私も、はい努力しますと言葉を返しました。社会人になって初めて出社した時よりも緊張している自分がいました。

18年度の職員並びに消防職員・臨時を含む職員採用については公正に行われているものと思いますが、最近の採用状況をお尋ねします。広報6月号での岩谷ロポール監視員、8月号には消防職員、保育士を含む町職員の募集が掲載されています。この他にはどのような仕事での採用募集があったのでしょうか。これらの募集に対して応募人数、採用方法、面接等はどのような模様でしたか。お尋ねします。もちろん、不透明なものは何もないものと考えます。その点についてはいかがでしょうか、町長の答弁をお願いします。

○議長（樋口泰幸） 中村町長。

○町長（中村剛志） 土居美智子議員の質問にお答えいたします。始めに、財政問題につきまして、今後の財政運営については、いろいろとご心配をかけております。1年1年が大変厳しいわけですが、17年度は財政調整基金に1億円を積むことができました。18年度については財源の目途がつき、2億円程度は財調に積むことができると見込んでおります。まず、17、18年度については、順調に運営できております。今後については、今年の骨太の方針などを見ると国、地方とも公共事業を中心に、まだ削減の方向にあり、町を取り巻く財政状況も厳しい状態が続くと考えています。本町の中長期的な財政運営については、財政健全化計画でお示したように、皆様にも痛みをお願いする場合も出てきます。ご理解の程よろしく申し上げます。なお、16年の合併特集号については、監理財政課長に説明させますのでよろしく申し上げます。

次に、子育て支援と保育所問題につきましては、町立幼稚園・保育所の運営の見直しにつきまして、行財政集中改革プランの実施項目の1つとしても掲げられているところであり、そのあり方について検討しなければならないと考えております。当面の方針としましては、施設が隣接する砦部保育所と砦部幼稚園、そして宮内保育所と宮内幼稚園については、それぞれの制度に基づく運営を維持しながら、ひとつの運営体として体制を整え、早い時期に施設の長を一人にできないか検討してまいりたいと考えています。また、将来的

な運営のあり方につきましては、砥部町幼稚園・保育所運営検討懇談会を設置し、9月13日に初会合を持つ予定になっており、平成20年3月までの間、本町の実状に合ったあり方について検討を重ねていただきたいと思います。懇談会の構成は、学識経験者1人、主任児童委員1人、町立保育所及び幼稚園の保護者代表各1人、公募による園児の保護者2人、町立保育所及び幼稚園の職員各2人、合計10人となっています。保育所は、保護者の就労を支援するとともに、お預かりしたお子さんを健全に保育・教育するという、大変重要な役割を担っており、子育て支援の中核施設であると認識しています。したがって、将来の保育所のあり方につきましては、厳しい財政事情の中でもございますので、運営経費と保育の質の両面を勘案し、限られた予算の中で時代のニーズに適応する質の高い保育をどのように実施していくかを検討しなければならないと考えております。これから検討懇談会の中でいろいろな意見や知恵を出し合ってください、その状況も踏まえて、保護者の方々にも納得していただけるような方向づけを行なってまいりたいと思っております。そして先ほど、議員さんの研修報告もいただきました。そういう中で、こういうことも参考にさせていただいて、またいろいろなご意見をいただき、議員の皆様ともご相談しながら、大変重要なことですので慎重に進めてまいりたいというふうに思っております。次に、臨時職員の採用につきましては、書類選考により行っていますが、それを補完するものとして、書類上では分かりにくい人物評価等の総合的な評価や質疑応答などによる、理解力、判断力、適正等の判定を目的に、面接を行っています。本年度、広報紙等で募集した臨時職員は、介護認定調査員、とべ温泉パート、伝統産業会館パート、保育士、幼稚園教諭、学校校務員、学校生活支援員、岩谷ロプール監視員、図書館パートなどで、その応募人数は、108名、採用人数は31名となっています。また、正規職員の採用については、競争試験により行っています。競争試験では、職務遂行の能力を有するかどうかを正確に判定するため、一般教養などの筆記試験を主体とし、態度、人柄といった人物面を判定する面接等を併用して実施しています。採用者の決定に当たっては、成績主義、平等の取扱い等、任用上の原則を遵守し、公正に行っています。以上で、土居美智子議員の質問に対する答弁とさせていただきます。なお、先ほど申しましたとおり、財政問題の16年合併特集号につきまして、監理財政課長に説明させますので、よろしくお願ひします。

○議長（樋口泰幸） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 失礼いたします。ご指摘の合併特集号につきまして、ご説明申し上げます。財政調整基金13億5,600万円ですが、金額には財政調整基金とそれ以外に普通会計の基金が含まれております。表現が不適切でした。誠に申し訳ございません。ご説明をさせていただきますと、この特集号には、16年始め時点の新町建設計画の素案の内容を載せています。金額は、両町村から提出のあったものの合計を基礎としております。旧砥部町が財政調整基金3億6千万円と、財政調整基金と同じように使える基金として、ふるさと創生基金3億2千万円がありますので、これを足しまして計6億8千万円。旧広田村は、全部の基金の見込み額で6億7千万円ほどが出ておりました。この合計をもって、金額を基礎として、推定金額を出しております。このような内容でございますので、決して財政調整基金の見込みに10億の開きが出たわけではございませんので、そ

の点ご理解の程をお願いいたします。なお、財政調整基金は16年12月末の時点で、両町村合わせたものが約5億円になります。新町で2億9千万円ほど財源として使っております。そして16年度末で2億7千万円という額にまで減ってしまったわけですが、17年度に基金積み立て、そして、18年度にも町長が申しましたように積み戻すことができますので、合併当初の5億円までには戻せると見込んでおります。その点、ご理解のほどをお願いいたします。また、新町建設計画は、16年5月に合併協議会で決定しております。この特集号は、先に申しましたように、素案の段階でしたので、その後、県との協議などで修正もあり、財政計画のところも表現が変わっておりますので、その点ご理解ください。以上で、説明を終わらせていただきます。

失礼します。先ほどの表現の訂正をさせていただきます。16年度末の財政調整基金の額ですが、2億700万でございます。7千万というのは、マルをひとつ間違えました。失礼しました。

○議長（樋口泰幸） 土居美智子君。

○4番（土居美智子） 今、答弁がありましたように、まあ言えばここで私たちの言葉の使い方が非常に間違えていたといいますか、財政基金の中に、こういうようなものも含まれていましたよということは、紙1枚をもらった町民にとっては全くわからないことであって、ここで指摘されるまで、何の言い訳もなかったというのが非常に残念に思います。で、財政は徐々に持ち直しているのかなというふうに、今の答弁では受け取っております。しかし、やはり、ここにきて一番問題になりますのは、金利が発生してくるということが、この砥部町にとっても、非常に、基金だけでなくいろいろなものについて、財政面には非常に苦しい思いをしていくのではないかなと、そういうふうに心配しております。国債の利払いの費用は、来年度には1兆6千億円も膨らむ計算になっております。ですから、地方においても、そういうふうな借金に対しては利息が回ってくるとなると、今年たとえ、そこに2億円の基金が入るとしても、それがまたいつの間にか無くなってしまうという恐れは非常にあるのではないかなと、ましてや経済同友会というのは、今の交付税制度を非常に行き過ぎだというふうに酷評しておりますので、まあ、骨太の方針2006の中においても、大幅に削減を、とりあえず今回は見送られましたけれども、まだまだ交付税の廃止に対する論議については続いておるとみられます。町長に対してちょっとお尋ねしたいのは、町長が交付税に対して、本来はどういう意味で、あるいは使い道について、どのような認識、考えをお持ちになっているのか、お尋ねしたいと思います。前の町長時代には、旧砥部町の3つの小学校の耐震診断、補強工事が行われまして、素人の私から見ても大変にびっくりして、大きな額でありましたから、これでいいんだろうかと心配した時期もありましたけれども、今、考えると、この時期にやって逆によかったのではないかなというふうにも考えます。しかし、これから先、下水道工事が始まるとなると、先ほど言いましたように、非常に大きな金利が絡んでくるのではないかなと。ましてや地方債が自力で償還せよということになりますと、この砥部町としてやっていけるのかどうか、前の町長時代に今言いましたように、小学校の耐震診断、あるいは補強工事をやりましたけれども、そのときも当然下水道の問題は起きておりました。だけど、人命の方が先ではない

かなというふうな提言を素直に聞き入れて、その耐震工事の方を思い切ってやりましたというようなお話も聞きました。今、砥部町は、中学校の問題が、先ほど、何人かの中にもありましたけれども、大きく浮上しております。少子化、少子化と言われる現在、未来ある子どもたちの学び舎であると同時に、町民の避難場所である建物が危険であるとの判断が下っております。補強工事にするのか、建て直しにするのか、これを判断を強いられている。町長の答弁によると、建て直しがベターでないかなというふうな答弁ですけれども、やはりまだまだ私たちが用心しなければいけないのは、小中学校だけの問題だけでなく、幼稚園、保育所の耐震診断は要らないのか、小さい子どもは小さければ小さいほど逃げるということの難しさが起きようかと思えます。砥部町にとって、本当に今大切なことは何なのか、やはり財政問題を通して、皆さんの考え方が本当に下水道工事をやっても間に合うのか、この砥部町というのが、今回2億円基金が入ったからといってやっていけるのか、真剣に考えていかなければならないと思えますけれども、町長のご答弁をお願いいたします。で、子育て支援の問題ですけれども、先ほどの研修報告の中にもありましたように、現在保育所というのは明文化されておりませんが、5つの規制がありまして、それは、児童福祉最低基準というもので、内容的には、利用者の規制、あるいはこれは保育に欠けるもの、参入規制、これは、経営主体は市町村以外、あるいは原則は社会福祉法人、料金規制、これは保育料は所得に応じた応益負担、利益規制というのは4つめで、収益事業は限られた範囲に限定されていて、運営の使途も制限されているというもので、5つめに内容の規制がありまして、これは保育士の数や施設・設備の基準という、こういう5つの規制がありまして、今、施設数も利用者数も一番多い地域の最も身近な児童福祉施設としての事業が比較的安定的に営まれてきたのが現状だろうと思えます。ですけれども、もう既に規制緩和がありまして、参入規制などが急速に緩和されまして、株式会社、NPOなどの参入もありますし、東京や横浜あたりにもみえますように、自治体の基準によって保育施設、あるいは認可外保育施設が増加しているということが現状です。認可外保育施設にあたっては、都道府県への届出義務はもう定められましたけれども、保育サービスの質や利用者の費用の負担など、大きな課題も出てきております。保育所は福祉分野に入るわけですけれども、安直に民営化へ向けた話、これらは少子化時代の対策としては、逆行するものであり、非常に危険ではないかという考えを持っておりますけれども、町長はいかがお考えでしょうか。また、当然、幼保一元化というのは、先ほどの答弁の中にもありましたように、これが当然考えられてきますけれども、やはりこの中にも、保育所と幼稚園は管轄が違いますから目的も違います。当然、法令も違っています。そこらあたりの融合をどのようにもっていくかというのは非常に大切な問題であって、ただお金の問題だけでこれを統合していくというようなことはできないとこのように考えております。また、お母さんたちが一番気になるというのは、保育所での教育問題、幼稚園だったら、学校の前準備として入れるところだけど、保育所というのは、保育っていう考えがありますので、そこらが今どうなっているかって見ますと、就学前の教育機関としての役割として、保育士が行う基礎的事項に加えて、幼稚園教育要領の中に定められている、健康、人間関係、環境、言葉、表現の5つについて、また、幼稚園教育については、保育指針の中にある、

養護について、お互いが内容も幼稚園の中に記されるようになりまして、お互いが近づいているという現状ですから、あまり教育のことも保育所には心配はいらないんじゃないかなど。いわゆる幼稚園と保育所を一体化した総合施設とありますが、今は、認定こども園ということでこれからは呼ばれていくと思うんですけれども、本当に地域における子育て支援や待機児童の一翼を真に担うものとするなら、現行保育水準を維持するために、施設最低基準、先ほど言いました5つの基準がありますけれども、そういうものや、保育サービスの質が現行のそれを下回らないためにも、厚生労働省が行っております第三者評価制度、これらは当然求められるものと考えますけれども、町長はどのようにお考えでしょうか。お尋ねしたいと思います。

続きまして、採用の問題ですけれども、私が非常に最近、残念に思いますことはですね。決してあってはならぬことなんですけれども、いろんな噂が私の耳に入ってくるということなんです。先ほどの町長の答弁の中には、公正にやっておりますと、私もそれを信じたいと思うんですけれども、なぜ、このようなことが聞こえてくるのかなど残念でならないんです。2年前でしたか。封書による文書が私の家に届きました。もちろん差出人はありませんでしたが、内容は採用に関するもので、実名が記入されておりました。封書のとおり採用が決まりました。そのときも、私は自分が採用したかのように本当に顔を上げることができませんでした。寒い時も暑い時も一生懸命、のぼりをもって沿道に立ったことは何だったんだろうか。こんなに簡単に私たちの願いが踏みにじられたのかなど、こんな思いで、ひとり胸を痛めたこともありました。悔しくも思いました。人間には当然、情があります。動かされることもあります。問題は、それらの問題がすべて税に回帰してくると思います。そこが会社とは大きな違いがあるということです。16年度の施政方針では、町民の皆様の声、最優先のまちづくりを確実に実行し、公正、公平で、透明性の高いと書いております。私はこの町民に対する制約の言葉に、年度は変わっても継続されているものと信じております。何事においてもそうですが、特に採用については、公平無私、公明正大でなければならぬと思いますが、町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（樋口泰幸） 中村町長。

○砥部町長（中村剛志） ただ今の土居美智子議員さんのご質問にお答えさせていただきます。交付税につきましては、もうご存知のように、一般財源として使っておりますので、これについては政策を決めて、これもご相談をしながら進めております。そういうことで、交付税は間違いのないように、まず政策を決めて、それに沿って使わせていただいておりますので、よろしくお願ひします。

それから、幼稚園、保育園の問題でございますが、これにつきましては、先ほども申し上げましたように、9月13日から運営検討懇談会を設置します。この中で、いろんな意見を集約しまして、どのような方向に進むか検討をさせていただきたいというふうに思っております。これも20年までということですので、あと1年余りございますが、それまでに皆様方の意見をいろいろと聞いてまいりたいと思います。先ほど申し上げましたように、議員の皆さんも研修をされて幼保一体化の施設がどうであるかということも、いろいろお話も聞かせていただいております。これも十分に参考にさせていただいて、方

向付けをしていきたいというふうに思っております。やはり、役目というのはいろいろございますが、また重複するところもあると思います。それを本当にその部分だけ、保育の部分だけを分けてやっていけばいいのかどうか、この辺もひとつの問題になるかと思えます。それぞれの役目というのは、幼稚園、保育所もございます。しかし、それを一体化すればどのようになるか、やはりこれは費用と効果の問題も含めて、考えていかなければなりません。今のところ、私は民営化という方向は考えておりませんが、それも時代が来ればどういうふうになるかということは今は申し上げられませんけれども、今時点では、私どもは20年3月までに幼保一体化について、まず考えてみたいというふうに思っております。

それから、最後の職員の採用でございますが、まあ、噂で聞こえてくるというのは、どこから聞こえてくるのかなという気持ちを私は持っております。しかし、そういうことで、土居議員さんのところへ手紙が来たということでございますので、これについて、どうであったか私からその方の出した真意というのは申しませんが、私は試験をきちんといたしまして、まず筆記試験の1位の方から何位までということで、順番に採りまして、その中で面接をして、総合的に試験官全員が点数をつけて、一番高得点の方を採用しております。打ち合わせとか、そういうことは一切行っておりませんので、試験官の採点、それぞれの科目において採点をして、その合計点の高い人を採用しております。それぞれ前回の16年度の採用については、1名ずつでございましたので、その中で最高得点の方を採用しましたので、私の方からは申し上げておきたいと思えます。以上です。

○議長（樋口泰幸） 土居美智子君。

○4番（土居美智子） 確かに、今、財政の問題というのは国そのものが揺れ動いておりますから、地方におかれましては、なかなかその計画を立てることが難しい問題かなと私も思いますが、やはり国の状況、あるいは新聞でいろいろな状況を見させていただきますと、本当に我々がもっともっとしっかりとした考えを持ち合わせてやらなければ、一日一日を振り返るといような几帳面さでやっていかなければ成り立っていかないんじゃないかなと、そのような心配をしております。私のメモなんですけれども、これは、ある全員協議会の席上で書いたメモですから、言われていることについては記憶もありますし、その中に私が何を書いているかということが意味がよくわからない、自分で書いておいて。住民にサービスすることは借金でサービスすると書いてあります。いわゆる住民サービスは借金しなければできないよという現状の言葉であろうと思っております。このメモが、こういう発言があること自体が、現実かもしれないけれども、間違えているんじゃないかなと思えます。夕張市の破綻問題は、多くの自治体を震え上がらせたと思えます。新しい財政再建の制度として、再生型破綻法制がこれから盛り込まれようとしております。その中で、やはりこれは、破綻してしまっただけじゃなくて、破綻する前に、それを見つけて処理したいという考えのようなんですけれども、私たちがまだ経験したことがありませんから、よくよく理解はできませんけれども、その中をちょっと読んでみますと、地方債の元利償還金に対する交付税処置はやめるか、あるいは減らしていくと、こういうことを主眼に置いていると。新しく発行した債券は、地方交付税による償還が期待できる

部分が減り、自主財源で償還することのほうが強くなりますよと。ましてや、その上に地方債の自由度が非常に増しまして、赤字地方債の発行まで認めようとしているということなんです。本当にしっかりとしたものの方で判断しなければ、本当にとんでもない方向にこの砥部町丸は進んで行くのではないかなと思います。償還能力に応じた債券発行に迫られ、計画したら、許認可を得たからといっても、着手できなくなる事業も発生するとみていいのではないかなと思います。金利負担もこれからは大きな問題です。下水道工事に着手した場合、人口密度の低い砥部町が、この事業に対する事業債を自主財源と料金収入でどのように償還するのか、本当に人口は増えるのか、こうした説明責任は厳しく問われていこうと思います。従来は、採算性は問われず、実施されてきましたが、これからは金は返せない事業はやるべきではないという常識を持つべきではないか。先ほど尋ねました、交付税の本来の使い道というのは、私が考えますのは、教育や福祉など、住民の基本的な生活を守るために使われるべきものであって、もしこれが廃止されたならば、非常に苦しい、自治体が小さければ小さいほど苦しい生活を余儀なくされると、このように考えておりますし、交付税の使い道も誤ってはならないと考えております。本当にもしこの交付税という制度を守りたいのであれば、自治体が無駄な事業を本気でやめてですね、生活の福祉のために使っていくと、余分な予算はとらないという、こういうふうな気持ちがなければ、今から先の財政というのはやっていけないんじゃないかなと。そのうち消費税が上がるからという楽観はできないんじゃないかなと思います。本当に私が、少し顔色が明るくなるというのは、私の耳にも若干ずつですがいろいろな話が聞こえてきます。その中で、私がいろいろな話を総合的に自分の頭の中でつなぎ合わせますから、町長のお考えとはまた違うかもしれませんが、役場の中においても、少なからず、この工事を危惧していらっしゃる職員の方がいらっしゃるというふうに私自身は判断できます。公共工事は、名誉のためにするわけでもないし、砥部町が町長のもので、議会のものでないかないということ、やはり私たちはこれを改めて認識しなければならないんじゃないかなと思っております。そして、お願いがありますのは、不要事業をあぶり出し、優先順位をしっかりと熟慮して、第三者の目で客観公平に判断した仕分け作業を早急に行い、住民が安心できる町財政確立を行うべきだと思いますが、いかがでしょうか。そして、特別会計を解体して、すべてを同じ財布で賄う一般会計にすべきではないかとかんがえますが、この2点、町長はどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。なお、子育て支援のことなんですけれども、町長が20年までに皆さんと討論してですね。いい方向を見つけるということでございますので、私たちもそれを信用しながら、見守っていきたいと思っております。ただひとつ、保育所問題ではなくて、子育て支援のほうに目を向けました時に、児童館という問題があるかなと思います。やはり、この児童館というのは、保育所が保育に欠ける児童ということに今のところなっております。児童館は、就労の有無に関わらず、子育て中の家庭の誰もが利用できるということ、また、自由に利用できるという施設でありまして、専任の職員が最低は2名以上いるという安全な公的施設です。また、地域の身近な施設として、非常に大切にされるべき施設だと思います。町内には児童館は2つしかありません。以前にも質問があったと思いますが、地域の施設というにはまだまだ数が足りないんで

はないかと思えます。新たな施設が無理であるなら、地域の公民館、集会所の解放を考えてみられてはいかがでしょうか。やはり、みんながみんな車を運転できる状態にあるとは考えられませんので、歩いて行ける距離での支援というのが、大変重要になってくると思います。また、もうひとつ、大切なことというのは、サポーターとして、子育て支援を専門に行う公的ボランティアに主任児童委員、民生児童委員があると思います。この人たちの支援活動が一般住民にはあまり知られていないということです。公的ボランティア活動を有効に機能させ、協力していただくことも今後の行政の課題ではないかと思えます。地域における子育て支援に一層の努力を望みたいと思います。町長のご答弁をお願いいたします。

最後に採用試験でございます。筆記試験、面接試験で最高得点をとった人からということでございます。私も、それを本当に信用したいと思えますけれども、あまりにもいろんな話が耳に入ってきますと、やっぱり疑うところも出てきます。もちろん私が行政側ではありませんので、採用について、内容までとやかく言う権利はないとは思っております。しかし、公募の前段で、採用する人物が決まっていたり、あるいはこの人を採用したいから応募してほしいというようなことがあってはいけないと思います。実は電話があつてねというような会話が、もし町の中であつたとしたら、これは大変なことだと思います。私が耳にしました話では、幸いなことにご本人は面接に行かなかったということでございますので、採用されることはなかったんですけども、たとえ噂にしても、このようなことが町の中に知れ渡るといことは、非常に行政にとってもマイナスでありますし、私たち議会にとりましても、果たしてどのようにしていったらいいのかということに非常に悩みを持ちます。一人一人のいわゆる採用については、認識を持っていただいて、まあ、私は実際に公募されたら、一番最初はどこに行くか、各課のその担当課のところに行くのかもしれませんし、面接は町長さんをはじめ、課の担当課長も入るのか、そこらは実際に見ておりませんのでわかりませんが、やはりこういう会話の内容まで実際に耳に入ってきますと、非常に憂いを持ちます。残念に思いますので、是非ここら辺りのところを、こういう噂が二度と出ないように、どういうふうな方向性を持つのか、もちろんここに聞いてらっしゃる課長さんたちも嘘なら嘘でいいんですけども、噂が立つということは非常に苦しいと思えます。ですから、それは人気がありすぎて噂が立つということもありましょうし、人気が悪くて噂が立つということもありましょうし、私どもも出る場所はどこかわかりませんが、火のないところに煙は立たないというのが昔からの言い伝えでございます。やはり、こういうふうな話が二度と起きないように、行政の側でがんばっていただきたいと思えますけれども、町長のお話をもう一回聞かせてもらったらありがたいなと思えます。以上です。

○議長（樋口泰幸） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の土居美智子議員さんの再質問にお答えさせていただきます。砥部町というのは、町長のものでありませんし、議員さんのものでありません。全ての町民のものであると私は思っております。しかし、方向付けをするのは、町長が案を出したり、議員の方にご承認をいただいたり、そして皆さんからいろんな意見を聞くという

ことをございますので、ある程度はこれも方向付けというのは出さなければなりません。それは、町民の皆さんからいろんな意見をいただいて、その案を出すわけでございます。ということで、すべて、町長が何もしなくていい、議員の皆さんも何もしなくていい、町民の皆さんに任せていいというわけではありません。そういうことで、これからもやはり皆様方のご意見を広くいただいて、そして町の行き方が間違いでないかどうか確認しながら、また、議員の皆さんにも違っているところはチェックしていただいて、そして立派な砥部町のまちづくりをしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、特別会計をすべて一般会計に入れてはどうかということをおっしゃっています。ご指摘のとおり、今、特別会計が非常に多くなっています。よその町にはない状況ではありますが、この間もちょっと検討したんですが、これはやはり一つずつが別の方が、業種が違うということで分かりやすいんじゃないかというようなことをおっしゃっています。その中にまた、学校教育関係で梅野奨学資金と広田の奨学資金これも2つありますし、このあたりの統合も言ったんですが、趣旨がちょっと違うのと梅野奨学資金は渡しっきり、広田の今の奨学資金は返還していただくとか、そうゆうふうなことがありまして、この特別会計については、今後はもう、また皆さんからの意見も聞きますけど、今の所、一つにまとめるにはちょっと無理があるんじゃないかな、という気はいたしております。これについてもまた検討していきたいと思っております。

それから児童館の代用として、公民館、集会所をとういことで、これはあの、いつも私も申し上げとるんですけど、やっぱり集会所の活用というのが地域の活性化につながる一番大きな事業ではないかと思っております。そういうことで児童の方はもちろんのこと、お年寄りの方もですねこの集会所を中心にこれからいろいろな活動をしていただかなければならないのではないかと思います。そして、民生児童委員の皆さん、その他やはりボランティアの活用というのが非常に大事だと思います。今、高尾田地区、それから三角地区、麻生地区、三角それから頭ノ向とかご老人の方をどうすればいいかということで、ボランティアの方がいろんな試みをしていただいております。これをやはり早くいろんな結果を見て、プログラムをきちっと作って、是非とも集会所の活用をしていきたいと思っておりますので、児童の部分も含めてお話がございましたのでこれを進めていきたいというふうに思っています。

採用の中でご質問を頂きました町の中で噂が出ていると、この噂が出ているから火の中に煙は立たないというようなお話でございますが、そういうことがあったら、聞かせてまたいただきたいと思っておりますし、どういうことがあったのかまた教えていただきたいと思っております。やはり、採用というのはいい人を採ることが私は大事だと思います。そういうことで、いい方がより多く砥部町の役場を受験していただいて、そして、その中から、いい人を採用するというのが私は本来の筋だと思います。また、知り合いの方がおられましたら、是非、役場を受験するということは大いに勧めていただいて私は結構やないかと思っております。するのは公正盛大に試験をさしていただいて、受けなさいということで、通るといことは絶対にこれは保証はできませんけど、成績がよければ当然採ってくると思っております。それは、さっきも申し上げましたように、筆記試験で採用の何倍までという基

準を事前に打ち合わせして、採用が2名であれば、受験人数にもよりますが今回の時だったら4倍で8名まで一次試験通そうとか、そういう相談を受験者数に合わせてしております。その8名の中で面接試験をして、試験に立ち会うのが5名か6名おると思いますが、それぞれに得点表の表を渡しまして、それぞれの科目でそこで点数を付けていただいて合計をするようなシステム採っております。そういうことで、試験は大いに受けていただいて、いい方がたくさん受けていただいて、役場もいい方を採用できるようにがんばっていきたいと思いますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（樋口泰幸）以上で土居美智子君の質問を終わります。5番中村茂君

○5番（中村茂）5番。中村でございます。私はいじめについて質問をいたします。前途ある少年が自ら命を絶つ、そんな痛ましい事件がまたまた起きてしまいました。皆さん方新聞等でご承知のとおり、今治市島しょ部の中学校に通う1年生の男子生徒が8月17日に自殺した。両親へ宛てた遺書には、小学生時代から続いたいじめの一端が記されていた。わずか12歳で「生きていくことが嫌になってきました」と、綴らざるをえなかった胸の内を思うと、いたたまれない思いです。家族らの衝撃や悲しみ、憤りはいかばかりだろう。最悪の結果を妨げなかった事実は重く、痛恨の極みであります。少年がどのようないじめにあっていただろうか。理由や背景は何か。学校の対応はどうだったか。徹底検証するのは苦しい作業ではございますが、再発を許さない強い覚悟で向き合う必要があると思います。少年が通っていた中学校では、全校集会で報告し、校長は少年について、「疎外されやすい傾向があり、言葉の暴力で傷つけられたことがあったので、気を付けていた」と説明。「このような悲劇を二度と起こさないよう地域、保護者と連携していく」と話しています。最近特に、小、中、高校生の事件、事故の報道が後を絶ちません。埼玉県ふじみ野市のプール事故では、小学生の女児がずさんな管理のため、命を落としました。また、同じ埼玉県吉川では、親を困らせようと、中学1年の長男が家に放火、小学6年生の次男が焼死するという事件がありました。また、宮崎県延岡市では、夜中に高校生が堤防で談笑中に近所の20歳の男性が「おまえたちうるさい、静かにしろ」と怒鳴っていた。男はいったんその場を立ち去った後、1、2分で戻ってきて2人を刺してしまった。高校1年生の男子生徒は死亡し、女子生徒は重症だが命は別状はないという。松山市でも、高校生同士の喧嘩があり、伊予郡の県立高校生2年の生徒が腹膜炎と呼吸不全で死亡しました。少子化が進行する中でこの様な悲劇を絶対に食い止めなければならないと思います。

砥部町においても、小、中学校でのいじめはないか、もう一度調査を行い、ちょっとした些細な事でも見逃すことなく対応する必要があると思います。また、生徒からこうした悩みの相談を聞いてアドバイスを行うような場所とカウンセリングをする担当者を決めて対応し、最悪の事態になって慌てる事のないよう再点検する必要があると思いますが、町長、また、教育長のご所見をお伺いして、私の質問を終わります。以上です。

○議長（樋口泰幸）中村町長。

○町長（中村剛志）ただ今の中村議員さんのご質問でございます。非常にまあ、あつてはならない事故、そしてまた殺人等が起こっております。そういうことで、私ども心を痛

めておるところでございます。これから世の中がもっとまっとうになって、昔のような平和な時代にならなければならないと思います。また、答弁につきましては、教育長の方より答弁をさせますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 中村議員さんのご質問にお答えいたします。言葉の暴力による「いじめ」を苦に、前途ある生徒が自ら命を絶つという、痛ましい事件が起こった事、そして、最悪の事態を防げなかったことは、極めて残念でございます。こうした事件が二度と繰り返されないために、今回の事件を教訓にいたしまして、児童生徒に関わるすべてが、今一度、それぞれの立場で「いじめ」は絶対に許さないという強い姿勢で、この問題に対する取組みを再点検する必要があると思います。そして、今回の事件を受けまして、いじめ問題の解決を最重要課題として、各学校長に対し、「徹底して実態把握に努めること」、それから、「加害者及び被害者の保護者に協力を求めて、関係機関との連携のもとに、組織的な取組みを推進すること」、3点目に「児童・生徒に、命の大切さについての指導や、生きる力を育む指導を改めて徹底すること」そして、「小中学校の連携を、より密にすること」、こういった点につきまして、必要な措置を講じるように指導をしたところでございます。中村議員ご指摘の、いじめの把握や相談体制につきましては、現在、学校生活での様子や交友関係の観察、担任教諭や相談員への相談事業などにより実態を把握し、担任と生徒指導教諭が中心となって、適切な指導を行っておるところでございます。再度、点検を行い、児童生徒や保護者が安心して相談ができる体制と、教職員の役割分担や責任の明確化を図り、全教職員が一丸となって取り組む実効性のある体制を確立して、いじめ問題の根絶に努めてまいりたいとこのように考えておるところでございます。以上で、中村議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（樋口泰幸） 中村茂君。

○5番（中村茂） 教育長さんの答弁でございますけれども、現在、調査して、大体何名ぐらいのいじめにあった人がいるとか、また、いじめによる不登校の人とか、そういう児童の把握はどのようにされておられるのかお聞きしたいと思います。新聞によりますと、05年には県下では156件のいじめを確認しておりまして、減少傾向にあると言ってますけれども、それはまだまだ表に出ていない事であって、今後も十分把握して、このような事件を、事故防止を行なうべきであると。このように思いますが、現状調査の結果についてお知らせをお願いしたいと思います。また、今後もこういう事件・事故が起こる可能性が十分ございます。岡山でも、小学6年生が同級生を刺したとかですね、また、徳山では、女性を殺して自分も自殺した大変痛ましい事故が続いておりますので、その根絶のためにも調査する必要があると思いますがご答弁をお願いします。

○議長（樋口泰幸） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 再質問にお答えをいたします。今回の事件が起きたことを契機に体制の見直し、それから、いじめの実態の把握というふうなことで、調査を致しました結果、今回の調査で判明いたしましたいじめは、中学校で3件ございました。これは、容姿や性格によるものでございまして、いじめ等による不登校があったという報告は受けてご

ざいません。いずれにいたしましても、いじめはないというのではなくて、見つかっていない、発見されていないだけだ、というふうなことを学校の方にも指導をしています。そういったことで、気配で感じ取れるように教職員が一丸となって把握に努めるということ、指導をしておる所でございます。以上でございます。

○議長（樋口泰幸）中村議員。

○5番（中村茂）　こういう問題はなかなか表にすぐには出てこない大変陰湿な場合もありますし、それを見付けるためには、先生方大変ご苦労されると思います。やっぱり父兄も一緒になってですね、この問題をお互いに連携しながら、今後、絶対ないように努力していく必要があると思いますので、皆さん方緊張を持って、こういう事件の撲滅に取り組んでいっていききたいとこのように思いますのでよろしくお願いします。以上で終わります。

○議長（樋口泰幸）　中村茂君の質問を終わります。これで一般質問を終わります。ここでしばらく休憩します。再開は2時30分の予定です。

午後　　2時14分　休憩

午後　　2時29分　再開

日程第7 承認第7号 専決処分第9号の承認について

(平成18年度砥部町一般会計補正予算第2号)

(説明、質疑、討論、採決)

○議長(樋口泰幸) 再開します。日程第7 承認第7号 専決処分第9号の承認についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。松下監理財政課長。

○監理財政課長(松下行吉) 失礼します。承認第7号についてご承認をお願いするものです。お手元の資料お願いいたします。

承認第7号 専決処分第9号の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。平成18年9月11日提出 砥部町長 中村剛志。

内容ですが、平成18年度一般会計補正予算(第2号)を専決処分しております。お手元の補正予算1ページをご覧ください。補正予算(第2号)でございます。よろしいでしょうか。歳入歳出予算補正第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,124万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ56億5,763万7千円とするというものでございます。内容ですが、3ページをご覧ください。よろしいでしょうか。続けさせていただきます。3ページ歳出でございますが、2款総務費2項徴税費、1,994万6千円の増額でございます。内容につきましては、法人町民税予定納税と確定申告の差額処理のための還付金の増額でございます。次に、6款農林水産業費1項農業費。補正額130万1千円でございますが、野地池の17年度残工事分入札のため工事費請負費の増額でございます。以上合計2,124万7千円の追加補正をいたしております。その財源につきましては、2ページの方をお願いいたしますが、18款繰越金1項繰越金を1,994万6千円、それから19款諸収入の4項雑入を130万1千円。この雑入につきましては、工事請負契約解除に伴う特約保証金の歳入としてやっております。以上のとおりでございますので、ご承認のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(樋口泰幸) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長(樋口泰幸) 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長(樋口泰幸) 討論なしと認めます。承認第7号の採決を行います。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(樋口泰幸) 異議なしと認めます。

よって承認第7号 専決処分第9号の承認については、原案のとおり承認されました。

日程第8 承認第8号 専決処分第10号の承認について

(伊予消防等事務組合理約の一部変更について)

(説明、質疑、討論、採決)

○議長（樋口泰幸） 日程第8 承認第8号 専決処分第10号の承認についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） 承認第8号についてご説明申し上げます。

専決処分第10号の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。平成18年9月11日提出 砥部町長 中村剛志。

それではお手元にお配りしております新旧対照表がございますが、それに沿ってご説明をさせていただきます。第8条第2項の改正では、組合長及び副組合長の選任方法を選挙から互選に変更をしております。次の第10号第2項と第3項の改正につきましては、用語の改正でありまして、「知識経験」とあるのを「識見」に改めました。続きまして第11条の改正ですが、ここでは見出し「職員」を「組合職員」というふうに改めております。また、消防組織法の改正に伴いまして関連をいたしております条文の番号「第12条第1項」を「第11条第1項」に改めました。次の改正では改正前の「第12条」を「第13条」に繰り下げ、新しく第12条として組合長等の職務を明記いたしております。繰り下げました第13条第1項と第2項につきましては、語句の改正を行なうもので、それぞれ条文中の「分賦金」を「負担金」に改めております。以上で説明を終わりますが、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。井上議員。

○11番（井上洋一） 勇ましく手を上げたのですが、あまりよく内容は分かっておりませんので。その辺ご容赦願いたいと思いますが、これは砥部町だけでこのようにして、例えば外の市町もこのような同じような形態で、事務組合理約の一部を改正する規約改正をされておるんですか。

○議長（樋口泰幸） 明賀課長。

○総務課長（明賀徹） ただ今の井上議員さんのご質問にお答えします。伊予消防等事務組合を組織する各自治体の議会の議決をもって規約の変更はなされます。ですから、本来であれば先にここでご協議いただき、回答得てから事務組合の方にかけるのが筋なんです。が、時期的にどうしても間に合わなかった関係で、同じような内容につきまして構成団体で協議を行っております。以上です。

○議長（樋口泰幸） 井上議員。

○11番（井上洋一） なんか一問一答式になって申し訳ないんですが、砥部町としてこれを急いでこの規約改正をせないかんという理由は、急ぐ理由はあるんですか。私ちょっとこれ読んでも組合長を、どこやったかなあ、2か。組合長及び副組合長をあらかじめ関

係市町の長の互選により、これでいけば今までは組合議会で決めていたというようなふう  
に聞いておりますが、これだったらある意味では談合みたいな話ではないんですかねえ。  
ある意味ですよ。その辺。

○議長（樋口泰幸） 明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） ただ今の件なんです、消防組合の方よりこういう方に改正した  
いので協議を行ってくださいというようなことで、うちの方で今回提案をいたしました。  
以上です。

○議長（樋口泰幸） 井上議員。

○11番（井上洋一） ということになりますとですよ、この18人の議員の中でこの辺  
の部分、議論したんですかねえ。私もちょっとこうあまり頭良い方じゃないので、頼りな  
いんですが。ちょっとその辺の経過が、私もよく、最近消防関係の議事をよくやっており  
まして、頭混乱しておりますので。これした方がいいんですかねえ。外の議員さんはどう  
思いますか。わし一人がなんかクレーム付けているようなので。なんかしらん言いにくい  
んですが。これ砥部町にとってこれ良い事ですか。砥部町にとってですよ。私が言いた  
いのは。伊予消防事務組合としてはまあ、したいから提案してきたんでしょけど。砥部町  
としてこれをする理由はあるんですか。以上です。その辺。

○議長（樋口泰幸） 明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） ただ今の件についてなんです、砥部町より消防組合へ議員さん  
がいております。構成員としていております。その議員さんら納得の下で、こういう  
方向でいきたいということで、協議されたものですから、その内容が良いか悪いかにつ  
きましては、ちょっと私の方からはお答えできません。

○議長（樋口泰幸） 中村町長。

○町長（中村剛志） 従来議会の方で決めていただいて、これは恒例的にですね伊予市長  
が組合長、そして、後の2名が副組合長というふうになっておりました。それで、ここ  
にありますように現行の規定から言いますと、組合長及び副組合長は議会において選挙す  
るとなりましたが、恒例によってこれは伊予市長が組合長、そして、後の2人が副組  
合長というふうになっておりました。そういうことで、今回恒例に合わせて、会則の、  
規約の方を合わそうということでこういうふうになりました。以上です。

○議長（樋口泰幸） 山本議員。

○16番（山本典男） ちょっと語句の問題というかですが、まあ、基本的に言えばです  
ね、いわゆる専決処分ということであればですね、あんまり大きい方針とか、そういう  
ものが変わっていないということの中で、まあ、それ位の語句の程度なら問題ないじや  
ろうということで専決されたんであろうというふうに思うんですが、ここの2ページ  
のですね費用の支弁方法、経費の支弁方法というような事で、関係市町の分賦金  
ですか、いわゆる関係市町の負担金と変わると。まあ言葉だけ変わったといえ  
ば、言葉だけ変わったんでしょけど、どう違うのかちょっともう一つ、内容が違  
うのか、あるいは言葉だけ違うのか。そこのところちょっと教えて欲しい。

○議長（樋口泰幸） 明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） ただ今の山本議員さんのご質問なのですが、分賦金が正しいのか、負担金かということなのですが、従来負担金的に各自治体が支払っていたものですから、負担金が正しいということで、今回改正を行なっております。内容についての改正ではないということだけ付け加えておきます。

○議長（樋口泰幸） 土居議員。

○4番（土居美智子） 私たち全員協議会で招集されまして、消防については、いろいろと訳の分からんのですけれども、残念ながら私には。いろいろ討論しとる中でこういう話はたぶん今まで出てこなかったと思うんですけど、専決されているということなんですけど、消防の。いわゆる専決処分をするためには議会を招集する時間がなかったという理由でこれをやられているかと思うんですね。内容的には大した言葉だけが変わりましたよって、説明されれば私らはそれを支援するしかないんで、言葉だけ変わるんだっただらと思うんですけども、専決っていう時間的に議会を開く間がなかったというのは、だいたいこの話が来て、いつ返事をするまでにどれだけの日数でこれをやらなければならなかったのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（樋口泰幸） 明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） ただ今の土居議員さんのご質問なんですけど、6月定例議会に当然間に合えば、そこで提案したわけなんですけど、そこに専決処分書がございます。7月21日に専決を行っております。ちょうど今言われましたように議会を開く暇がなかったということで専決処分させていただきました。それで、この専決処分を受けまして、消防事務組合の方からそれを取りまとめ、各自治体で協議された結果、これでいいということになれば、今度は県知事へ向かって当然届け出を出さないといけないということになっております。その上の方の期間の関係もございますので、申し訳ないのですが専決をさせていただきました。

○議長（樋口泰幸） 土居議員。

○4番（土居美智子） 別にとやかく言う訳じゃないのですが、非常に専決処分というのがあるということ、まあ、合併なんかに関したものでしたら町がなくなったので数が減った、増えたという問題ですからそう言う事については、私たちもとやかく言うこともなかったと思うんですけども、やはりこの、今聞きましたら6月の定例議会が終わってきて7月の21日に専決しましたよということなんですけれども、7月のいつにこれが来たのか。そして臨時議会を開くんだったら最低の日数は何日必要としているのか、いわゆる臨時議会を開けばあつという間に終わった話なんだろうけれども、それをやらないで専決されたという、だいたい臨時議会を開こうとしたら2週間前に招集を出さないけんとか、それでは時間的に間に合わなかったとか、そういうことであれば私たちもこれを変更しなければならぬ意味合いが分かれば別にここで、もめる事もないと思いますし、専決処分されてもそれは時間的なことだなという割り切りの仕方ができるんですけども、議会が終わって約1カ月後が専決された日かなと、7月21日と思うんですけども、そこらあたりは具体的にどうだったんですかね。これから後のいわゆる専決っていう解釈の仕方についても私たちも考えていかなければならないんじゃないかなと思いますので、お聞きした

いと思います。

○議長（樋口泰幸） 明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） ただ今の土居議員さんの件なのですが、当然自治法の179条に議会を招集する暇がない時は、事件を専決していいというふうに書かれております。それで、この案件が重要案件で専決に適しているか、適していないかという判断になると思うのですが、先ほども申しましたようにこれは砥部町だけで決めれることでないのでこういう方向でいきたいので、要するに協議して、もし構わなければ、専決して上にあげてきてくれんかということなので、これ砥部町だけで審議すべきことであれば、当然専決にそぐわないと思います。ただ、その辺りの事情がございますのでちょっとご理解をいただいたらと思います。

○議長（樋口泰幸） 中村町長。

○町長（中村剛志） 土居議員さんの質問からちょっと外れますが、この組合長、副組合長の規約改正の案につきましては、組合議会の方でされておりますので我々首長としての組合長、副組合長はそれの採決に加わる権限がございません。そういうことで、砥部町議会からも代表して3名の方がこの会議に出られております。そういうことでご理解いただきたいというふうに思います。

補足をさせていただきます。この件につきましては申請に3カ月かかるということで、議会の中で討議されて、そして7月の21日にやらなければいけないということで、会議の中であったという事でございますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（樋口泰幸） 玉井議員。

○17番（玉井啓補） ちょっと私も見よったんですが、これ協議会を、これどっちだったんか知らんけど、過去の協議会、8月11日と7月20日の日に全員議員協議会をやっておるんですが、その全員議員協議会が8月11日の消防の時でやったのか、20日の日の時か、ちょっとこう細かいこと書いていないのですが、2日、2回議員協議会をやったというメモしとんですが、その時にこれ見よると7月21日に専決したということで、そしたら8月11日に消防の事で議員協議会やるんだったら、その時に報告があつてしかるべきじゃと思ったのですが、この件はどんなんでしょう。私が言うように7月20日の日に協議会の時か、8月11日の協議会、消防の単独でやったやつあるでしょう。あれがどっちじゃったんかちょっと記憶がないんですが、自分の手帳を見よるとこの日に議員協議会をやっておると、いうことにおいてそれじゃたら7月21日に専決されとるんじゃたら、どっちぞで消防やった時にこういうことをやりますからいう一言があつてしかるべきやと私はこう考えておるのですが。その点を一言。

○議長（樋口泰幸） この件について、今庁内で答えられるというのはおらんかもしれませんが、どうしましょう。いいですか。明賀課長。

○総務課長（明賀徹） ちょっとお答えにならないかもわからないんですが、玉井議員さんの今の件なんですけれど、専決した場合につきましては必ず次の会議において、これを議会で報告して、その承認を求めなければならないとされております。ですから、全員寄って、全員協議会で報告すべきこととはちょっと違うと思いますが。

○議長（樋口泰幸） 平岡議員。

○15番（平岡文男） あのこれ今までと何も中身は変わっとらへんのじゃないですか。今までは広田の村長、砥部の町長、松前の町長、双海、中山、伊予市。今度は3人になりましたわいね。長は。この3人の中で決めるということでしょ。今までと一緒にしようが。ただまとめたただけでしょ。中の知識経験を識見、分賦金を負担金、なんにも変わっとらへんてでしょ。ただこれを先に伊予消防組合で決めたということでしょ。これ承認せいということでしょ。これでいいと思いますよ。何も変わらんのやったらこれでいいです。

○議長（樋口泰幸） ただ、ここに繰り上げた12条を作っておりますけれども、これが今までは伊予消防の定款の中に、規約の中に載ってなかったために新たに設置をしたということで、普通なら条文として載とらないかん分野が抜けておったということでここに載せております。外は先ほど課長が言いましたように分賦金というのは分かりにくいんじゃないか、負担金と同じやったら負担金でいんじゃないかということで文章を変えております。そういうことだけだと思います。外に質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。承認第8号の採決を行います。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。

よって承認第8号 専決処分第10号の承認については、原案のとおり承認されました。

~~~~~

## 日程第9 報告第4号 株式会社グリーンキーパー平成17事業年度決算並びに平成18事業年度事業計画及び予算に関する書類の提出について

（報告、質疑）

○議長（樋口泰幸） 日程第9 報告第4号 株式会社グリーンキーパー平成17事業年度決算並びに平成18事業年度事業計画及び予算に関する書類の提出についてを議題とします。

本件について報告を求めます。西崎農林課長。

○農林課長（西崎悟） 報告第4号についてご説明申し上げます。

報告第4号 株式会社グリーンキーパー平成17事業年度決算並びに平成18事業年度事業計画及び予算に関する書類の提出について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社グリーンキーパー平成17事業年度決算並びに平成18事業年度事業計画及び予算に関する書類を別冊のように提出する。平成18年9月11日提出 砥部町長 中村剛志。

それでは決算書の1ページをお願いいたします。貸借対照表、平成18年3月31日現在。資産の部、Ⅰ流動資産決算額9,317万9,445円。Ⅱ固定資産決算額213万5,005円、Ⅲ繰越資産0、資産の部合計決算額9,531万4,450円。2ページをお願いいたします。負債の部、Ⅰ流動負債決算額1,111万5,651円、Ⅱ固定負債0、Ⅲ引当金0、負債の部合計1,111万5,651円。資本の部、Ⅰ資本金決算額1億100万円、Ⅱ資本剰余金0、Ⅲ利益剰余金△1,680万1,201円。結果、Ⅰ当期末処理損失1,680万1,201円。資本の部合計8,419万8,799円。負債資本の部合計9,531万4,450円。次のページをお願いいたします。損益計算書、経常損益の部。Ⅰ売上高決算額4,918万9,986円。Ⅱ売上原価0。売上総利益4,918万9,986円。Ⅲ販売費及び一般管理費決算額6,677万883円。営業損失1,758万897円。Ⅳ営業外収益45万2,475円。Ⅴ営業外費用0。経常損失1,712万8,422円。特別損益の部。Ⅰ特別利益決算額1,199万2,800円。Ⅱ特別損失0。税引前当期純利益△513万5,622円。法人税、住民税及び事業税46万8,046円。当期純利益△560万3,668円。前期繰越損失1,119万7,533円。当期末処理損失1,680万1,201円で前期額に比べ560万3,668円赤字が増えましたが、要因といたしまして、事業収入等、支出におきましても大きく変わっておりませんが、町補助金が500万円減った分赤字が拡大した結果となりました。

続きまして18事業年度事業計画及び予算についてご説明します。4ページをお願いいたします。平成18年度事業計画。1経営方針 林業経営が不振の中、砥部町をはじめ砥部町森林組合等関係機関との連携を密にし、補助事業を中心に安定した経営に努めます。また、森林整備・町有地の維持管理にも積極的に参加し、社会貢献に努めてまいります。厳しい状況の中、林業家としてのプライドを胸に意欲の低下のないよう、技術集団として技術向上に努め、意欲のある会社づくりに社員一同頑張っております。株主各位の一層のご理解とご支援並びにご指導を賜りますようお願いいたしますとしております。次のページをお願いいたします。2の事業計画、平成18年度収支予算。収入の部、主なものといたしまして、林業収入18年度予算4,950万。補助金収入1,199万3千円。合計6,217万3千円。支出の部。主なものといたしまして、給料、手当、賞与の人件費合計で3,286万5千円。法定福利費760万3千円。賃借料360万円。修繕費460万円。燃料費450万円。合計6,203万1千円。収支差し引き今年度損益金額14万2千円としております。以上で報告第4号の説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。政岡議員。

○2番（政岡洋三郎） 18年度の収支予算なんですが、これ見てますと赤字が続いている会社であるのに賞与を出すとというのがなんかちょっと普通の会社では考えられないような事だと思います。それと、賃借料が17年度が125万9千円に対しまして18年度が360万円。約3倍近くなっている。これなんか特別な事がある訳ですか。2点お聞きしたいと思います。

○議長（樋口泰幸） 西崎課長。

○農林課長（西崎悟） 政岡議員さんのご質問にお答えいたします。職員の賞与につきましては、赤字であるのになぜ支出をとということでございますが、これらにつきましては、社長である町長と今後支出時期に検討してまいりたいと思っております。それと、賃借料につきましては、使用機械料でございまして、これについては町有の建設機械、これを借りて仕事をするというふうなことで、今年度特に多くなっておりますが、町有機械をフルに活用するというふうなことでご理解をしていただければと思います。

○議長（樋口泰幸） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の職員の賞与でございまして、民間であれば当然赤字で賞与は出ないと思います。出ても少しは餅代程度ということだろうと思います。グリーンキーパーにおきましても本年度の夏の賞与から民間の意識を取り入れるということで1カ月の支給にさせていただきました。従来よりは下げております。また、12月の賞与、その他についても民間にあまり変わらないように、会社の、民間の意識をもっと高めるようにしていきたいというふうに思います。

○議長（樋口泰幸） ほかにございせんか。質疑なしと認めます。以上で報告第4号を終わります。

~~~~~

日程第10 報告第5号 有限会社砥部町産業開発公社平成17事業年度決算並びに平成18事業年度事業計画及び予算に関する書類の提出について  
(報告、質疑)

○議長（樋口泰幸） 日程第10 報告第5号 有限会社砥部町産業開発公社平成17事業年度決算並びに平成18事業年度事業計画及び予算に関する書類の提出についてを議題とします。本件について報告を求めます。相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） それでは報告第5号についてご説明申し上げます。

有限会社砥部町産業開発公社平成17事業年度決算並びに平成18事業年度事業計画及び予算に関する書類の提出について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、有限会社砥部町産業開発公社平成17事業年度決算並びに平成18事業年度事業計画及び予算に関する書類を別冊のように提出する。平成18年9月11日提出 砥部町長 中村剛志。

それでは決算書の3ページをお開きいただけますでしょうか。損益計算書の方でご説明申し上げます。平成17年度の決算報告についてご説明申し上げます。売上高でございますが、1,394万5,893円で55万2,718円の増でございます。続きまして売上原価でございますが161万3,681円で仕入れ金額となっております、39万3,711円の減額となっております。節約しております。販売総利益でございますけれども、横の前期欄見ていただければ1,100万というふうなことになっておりますが、決算額では1,233万2,212円ということでございまして、94万6,429円の増と、

こういうことをございます。また、販売及び一般経費でございまして、1,467万4,102円でございます。これも前年度に比べると63万6,390円の減でございます。人件費の割り振りの、システムの成果だというふうに考えております。また、営業外収益におきましては、峡の館の方に出向してございまして、177万1,644円ということでございます。経常損失57万1,646円となっております。これは、前年度に比べますと119万8,817円の改善があったということでございます。が、残念ながら赤字で推移してございまして、その下の方に法人税等の税金も合わせますと65万2,649円の損失ということでございます。当期未処理損失と合わせますと582万7,379円ということになってございまして、資本金を上回っているのが現状でございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。18年度の事業計画についてでございますが、ちょうど平成18年度には事業計画におきましても書かしていただいているとおり、峡の館の指定管理業務を受託することから始まっております。そのことにつきましては、顧客サービス方針と収益に関する方針、経費の節減について対費用効果を考えながら十分取り組んでいきたいというふうなことでございまして、こちらの方にも受託事業ということで書かしていただいております。また、人員配置についても正規の職員2名とパート2名を効率的に配置するというふうなことでございまして、営業日につきましても条例どおり8時から17時、また、定休日はなしということでございます。年末の12月31日から1月の3日につきましては休館させていただくということでございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。18年度収支予算についてでございますけれども、収入の部1,298万円でございますが、主なものにつきましては売店販売手数料650万円。峡の館の売店収入でございます。それから指定管理受託料456万円。38万円の12カ月分でございます。続きまして公園管理受託料、神の森公園の管理ということで130万円。合計1,298万円でございます。支出の部につきましては、給与528万。それから雑給、パートでございますが、246万。それから厚生費が123万。なお、水道光熱費というのは結構掛かりまして175万という主なものでございまして、1,298万円ということをやっております。この給料につきましては、ここに賞与というのが出ておりませんが、実質的に賞与につきましては、売上上げて頑張るというようなことでございまして、この予算の中には賞与については考えていないようでございます。以上でご説明を終わらせていただいたらというふうに考えております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。土居議員。

○6番（土居美智子） ちょっとぼかっしとったと思うんですけど4ページなんですけど平成18年度事業計画の中の自主運営事業というのがありまして、その5番目に宿泊施設の経営って言うのがあるんですけど、これほどこのことなのか知りたいと思いません。

○議長（樋口泰幸） 相田課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） 土居議員さんのご質問にお答えします。自主運営事業に

つきましては、元来砥部町開発公社の事業でございます宿泊施設のふるさと研修の宿の施設経営をしておった訳でございますが、今回はとりあえず引かしていただいたということでございますが、そのまま残しております。今後どういうふうな展開になるかというような事もございまして、産業開発公社自身の事業の中には残っておりますけれども、実際は手を引いております。よろしいでしょうか。

○議長（樋口泰幸） 土居議員。

○6番（土居美智子） 確かに建物は残っておりますし、たまたまこないだそこに行きましてこれどうするって話を雑談的にやりまして、じゃあ行政がやらなんだら議会でみんなでどんなにしたら儲かるかなとって話すなんかいう話も、それは冗談の中で話をやったりしたこともあるんですけど、ただ果たしてその実際に今は水道も電気も止まるとるという状態ですかね。そのように聞いているんですけど、そういう建物があるから自主運営事業の中に入れるものなのか、経営もしていないものが入るか、じゃあ収支決算をしたときに宿泊施設は0でしたという報告になろうかと思うんですけども、実際18年度の、実際にやっていく事業の中でこれを再開する、まあ言ったら夏になったら再開するたてもう終わりましたし、18年度夏は。でそれを再開する予定がないんだったら削除という事ではいけなかったんですかね。

○議長（樋口泰幸） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の答弁の中にちょっと不適切といえますか、ございましたので、これ自主運営事業と書いておりますけれど、これは定款でございます。それで、この有限会社産業開発公社が出来る事業、これは定款の中に必要な訳ですけど、これを含めてしております。そして一番最後に料金に付帯する一切の業務というようなことで、こん中には、労働者の派遣事業とかそういうことも含めてこれからどういう事業が展開できるかということで、定款の中に事業目的ということで入れておりますのでよろしく願います。

○議長（樋口泰幸） 外に質疑はありませんか。玉井議員。

○17番（玉井啓補） ちょっとあの説明を聞き漏らしたのかも分かりませんが、これ砥部町交流ふるさと研修の宿条例という審議は入ったんですか。

○議長（樋口泰幸） まだです。質疑を終わります。以上で報告第5号を終わります。

~~~~~

#### 日程第11 報告第6号 専決処分第8号の報告について

##### （報告、質疑）

○議長（樋口泰幸） 日程第11 報告第6号 専決処分第8号の報告についてを議題とします。本件について、報告を求めます。相原健康づくり課長。

○健康づくり課長（相原宜紀） 報告第6号についてご説明申し上げます。

専決処分第8号の報告について 地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。平成18年9月11日提出 砥部町長 中村剛志。

1 ページをお開きください。専決処分書の内容についてご説明をいたします。交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて 和解により砥部町の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。1 損害賠償額 7万3,500円。2相手方 北川毛区氏名 北川毛区長 和田一年 住所 砥部町北川毛701番地 3事故の概要でございますが、平成18年5月19日午後3時頃、基本健診の結果報告会が終了いたしまして、北川毛区集会所前において公用車を転回中、公用車を北川毛区が設置している幟旗用支柱に衝突させ破損させたものでございます。なお、破損物件につきましては、保険により修復されております。以上、ご報告いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。栗林議員

○9番（栗林政伸） 今説明で職員が幟旗用支柱に衝突させて、7万3,500円の損害賠償が起こったということ説明を受けたのですが、この運転しとった職員については何らかの処罰の対象になったのか、教えてください。

○議長（樋口泰幸） 明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） ただ今の栗林議員さんの処罰、処分についてということですが、一応ちゃんと事故報告を求めまして、厳重に注意を行いました。特に処罰ということはありません。

○議長（樋口泰幸） 質疑を終わります。以上で報告第6号を終わります。

~~~~~

## 日程第12 議案第62号 砥部町交流ふるさと研修の宿条例の制定について (説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（樋口泰幸） 日程第12 議案第62号 砥部町交流ふるさと研修の宿条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） それでは、議案第62号砥部町交流ふるさと研修の宿条例の制定についてをご説明申し上げます。砥部町交流ふるさと研修の宿条例を次のように定める。平成18年9月11日提出 砥部町長 中村剛志。

交流ふるさと研修の宿条例、砥部町交流ふるさと研修の宿条例の全部を改正するものです。それでは条例の改正点についてご説明申し上げます。まず第1点は、交流ふるさと研修の宿の管理を指定管理者に行わせるための改正でございます。2点目につきましては、利用時間及び休館日の変更です。変更につきましては、宿泊者の利用時間を午後4時から翌日10時となっておりましたのを、午後3時から翌日10時までと、それから休館日につきましては12月29日から翌年1月3日まで、4日間をお休みしますよということだったんですけれども、休館日はなしということで、廃止ということにさせていただきました。第3点目につきましては、利用料金の変更でございます。他町の類似施設の利用料金との整合性を図り、適正な利用料金とするため、1泊5,250円、一人につき値上げを

させていただきます。休憩につきましては、1時間単位で計算しまして、525円、一人につきでございます。研修室につきましては1時間840円、一室ということで、類似施設の整合性を持たしたものでございます。それでは、新旧対照表の改正案についてご説明申し上げます。1ページ目からご説明申し上げたらというふうに思います。改正案の方をお願いします。交流ふるさと研修の宿条例の改正案でございますが、1条から3条につきましては、条文の整備、言葉の整理でございます。4条は、指定管理者による管理をするための条例でございます。5条では、利用時間を定めた、次のページでございますね、5条につきましては利用時間を定めたものでございます。6条から10条までは、指定管理者の行う事業、使用におきまして許可をしたり、制限したり、権利または利用の許可の取消しなどが定められております。11条では利用料金などの取り扱いが、ごめんなさい、4ページ目でございますが、利用料金の納付等についての条例でございます。また13条までにそのことが書かれておまして、14条、15条は施設の利用後の義務、原状回復義務とか、賠償の責任というようなものが定められております。附則では、19年の4月1日から施行しまして、また、経過措置を設けてスムーズな移行を行うということでございます。また、11条の別表では料金改定を定めており、近隣町村との整合性や使用料・手数料見直しを含めての料金設定をさしていただきました。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（樋口泰幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。玉井議員。

○17番（玉井啓補） 本当、簡単な、単純なことですが、これ宿泊室が一泊3、500円が5、200円になつとるという改正でございますが、これは食事が1泊2食が付いとるかどうかもまずお尋ねいたしたいと思います。それで、その件で、ただ泊まるだけでしたら食事は自分らが作るという施設があるんかないんかということも併せて、晩御飯だったら晩御飯の材料を持ち込んで、自分らで食事を作ってやるというようなことができるのかできないのかということが1点あるんですが、それは許可されとるかされんのかどうかということをお尋ねいたします。まず初めにそれだけちょっとお尋ねします。

○議長（樋口泰幸） 相田課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） それでは玉井議員さんのご質問にお答えいたします。まず第1点目の5、250円の中に寝具が入るとるかどうかということでございます。失礼しました。食事が入るとるかということでございますが、一人につきの宿泊でございます。泊まるだけでございます。素泊まりです。それからもう一点。厨房だったと思いますけれども、厨房につきましては、厨房が大きいのが一つしかございませんので、今の状態では個人で作るのはちょっと難しいかなあと、一団体だけっていうことにはならないんじゃないかなあというふうに考えております。よろしいでしょうか。

○議長（樋口泰幸） 玉井議員。

○17番（玉井啓補） ちょっと確認させていただきますが、この5、250円については、素泊まりで食事は付いてないというのが一つですね。それから夜具は付いとると、前には夜具は500円徴収するということですが、それと、自分らの食事の支度については、

広ないの、自分らでできるんはできるんですね。ご飯、晩御飯の準備が、ちょっと朝ごはんの準備が。自分らで自炊ができるかできんか。部屋が使えるか使えんかというのはちょっと、というのは広田出身の方がいろいろあそこへ泊まるのにいよいよどうなるとるんですか、今年については貸し出し禁止になつるというようなことですので、一応聞いてくれんですかというように、まあ料金についても、使用については、それで私たちは要するに食事はいらんと、何人がいて一泊するんだからその料金が5, 250円プラスなんぼでも、その場ではちょっと料金が分かってなかったんですが、そういうことで、要するに食事の支度やって、子どもたちが一緒にやれるということで、一泊とかいう事が出来たらいいなというような要望がありましたので、これはやった時に自分らの時々、話は別ですけども内子町のあれ、何の宿ですかね、あそこに行きますとまあ言うたら予約制になつるとるんですが、予約したらパートの人が泊まる人について、人数によっては、来てちゃんと食事の準備からしてくれますので、そういうことで、全然人がおらん時には、空けとって、それから予約が入った時に仕事いうんか、そういうことをやるのかどうかいうことをちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（樋口泰幸） 中村町長。

○町長（中村剛志） この施設は指定管理者制度ということでございますので、条件を付けて指定管理者の方に運営をしていただくということで、今後いろいろな方向が定まってくると思います。その中で、最上限の5, 250円が最上限の金額で、これより安くしてくださいよという条件でございます。一時間の時間が幾らですというようなことを定めております。これからの運用その他については、これから指定管理者が決めればこのいろいろな規定の範囲内で運用すると思います。以上です。

○議長（樋口泰幸） 土居議員。

○4番（土居美智子） 一番最初に本来なら指定管理者制度に入るんだったんでしょけれど、だいたいの目途といいますか、言うたら、産業開発公社がまたここにも応募するとか、そういうふうなだいたいの応募者という目途というのはあるんでしょうか。

○議長（樋口泰幸） 相田課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） 土居議員さんのお答えします。指定管理者制度を利用するということですのでですね今回法改正をする訳でございますが、今の所そういった声も地域審議会等々についても実践委員会等々とも申し上げた訳なんですけれども、現実的には今の所ございません。で、今回やはり広くホームページ等で開いてですね、応募していくというようにございまして。

○議長（樋口泰幸） 田室議員。

○14番（田室博志） 基本的なことでお伺いしたらと思うんですけども、これ元々産業公社ふるさと研修の宿につきましては、産業公社が第三セクターとしてやっていたものであろうと思う訳です。それで、非常に運営が難しいということで町直営にして休館にしておるのが現況じゃないかと思う訳です。これを今何故管理委託ということに方向付けを持っていくのか、ということと、仮に管理委託にすると砥部町として管理委託料をどれ位用意するのかと、そこら辺りお聞かせいただいたらと思います。

○議長（樋口泰幸） 相田課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） 現在直営で休館しておりますふるさと研修の宿でございますが、方向付けとしては、やはりせつかくいいもんがあるということで全国には広く求めれば何らかの形でアクションを起こしていただけるものではないかというようなことですね、今回指定管理者制度を導入しての公募というふうなことに踏み切らしていただきました。で、費用の面につきましては、今後検討していく訳でございますが、基本ベースとしては町財政を圧迫しないような方向を考えております。以上です。

○議長（樋口泰幸） 他に。山本議員。

○16番（山本典男） ちょっとお聞きするんですけども、この管理委託者制度という、法令が変わって、町営にするかあるいは産業どちらに担うかというふうな話があったという中で、出てきたんだろうと思いますけれどね、でも以前に大きい赤字があったという中でですね、わざと休館をしてですね、そして次のことについていろいろ考えようというふうな方向でですね休館にしたはずなんですよ。ほで、その中で管理者委託者制度というのを採ってですね、こういうふうに決めようと、条例で決めようということなんです。値段、まあ先ほど言いましたようにですね3千なにがしが5千なにがしというふうに、町長の話ではそれが上限で入ってるということは言ったんですが、その後はですね、大きくなったのはですね、いわゆる開場の時間が少しこういうふうに変ったですけれどね、こういう中でですね、そういう事くらいで変わったんです。この今までのわざと休館をしてですね、そして次の事態を考えるというふうな大きな変更があったのかどうか、あるいは、そういう意欲があるのか、まったく同じような方針をやったに過ぎんのやないかと、こういうふうに思うんで、これは赤字解消じゃの言うような。これをまあ欲しい、受ける人がおるかもしれません。管理者制度を。そういうふうにおると思いませんか、その辺をまたお聞きしたいのですが。

○議長（樋口泰幸） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の山本議員のご質問でございますが、管理者制度を導入してやろうということで、従来は3名の従業員がおります。公務員というのは皆さんがご存知のとおり、まず土、日・祝日休み。そして、年休もございます。そうゆうことで働く日数はだいたい200日位だと思います。そして時間も8時間以内の労働ということ、枠がございます。それでやっておりますと、どうしてもあの程度の施設では当然赤字になります。しかし民間のノウハウを取り入れて、やればもう少しなんとかやれる方法もあるのではないかというふうに思います。現実的に募集をして実際にいるかどうかということは今ここでは申し上げられませけど、やはりせつかくの施設でございますので、できましたらどなたかに運営をしていただきたいと思います。そして、町からの出金につきましては、最低限どの位出せるかということも考えてみたいというふうに思います。これの運営等につきましては、先ほどの本会議の答弁でも申し上げましたように、いかに効率よくやっていただいて、そして、我々の今まで出している経費がいかに少しでも抑えられるかというようなことでございます。そういうことで、これは、これから募集をして、そしてその中で審議をさせていただくということでございます。そのための条例でございますので、料金につ

きましても、皆さんが利用される最高でいくらかということで上限を示して、それを企業で考えて、いくらだったら売れるかというのは指定管理者を受けた所が考えるということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（樋口泰幸） 土居議員。

○4番（土居美智子） あと一つ聞きたい事は、選定委員会の設定が、おそらくこれも設置がされるんだろうと思います。そこら辺のあたりの人選。それと、今町長が答弁なさいました、いわゆる民間のノウハウをという話でございますけれども、今峡の館が民間のノウハウという所で指定管理者制度に移行しております。で私じっと、経営の内容、お金の動きがどうなっておるのか分かりませんが、じっと見さしてもらっております中で毎号のように砥部広報紙の中に峡の館の宣伝が入ります。その上に聞くに及びまして、こないだも車ですれ違ったんですけれども、広田に出かけておりましてね、帰りにすれ違ったんですけれども、担当の職員の方がやはり心配で、土曜、日曜峡の館まで見に出かけていると、広田の支所長さんにも出会ったことも会ったりもするんですけれども、やはり出した側として非常に心配だろうから、視察に行かれるというか、見に行かれるということは心情的には私は分からない訳じゃないんです。だけど、民間のノウハウをということで、それをうたい文句にして出された指定管理者制度であれば、やはりじっと見つめていって向こうから相談があれば真摯にそれを受けてあげると、これぐらいのものでなければ、今のように毎週毎週のように出かけていく、毎号毎号のように広告入る、じゃあ、直営の時になぜ出来なかったかそれが、私はやはり1回直営でやるという施設を建てたものならば、直営が一生懸命やってみて、なおかつだめだったら町民も納得できる。野放しにしないで、きっちり見定めたものであれば、町民もそれはそれなりに納得ができると思うんです。私は別に職員の方がその施設を見に行くことを悪いことと言っている訳じゃないんです。だけど、直営で出来なかった、指定管理者に出した、やはりその行方が心配だ、その心配も分かります。だけどじゃあそこまで心配するんだったら、直営の時になぜ出来ないのかということなのです。以前に今回文化会館も出されております、その時にも山口議員の方からも発言がありました。直営でもう少し努力する必要があるんじゃないかという意見も出されております。まったくそうだと思います。赤字だから簡単に切り離すと、もちろんその良い所の、東京の方の大きな会社がですね、田舎の方に、今は団塊の世代の人が、退職するという世代で、田舎の方を求める方も非常に多いかと聞いておりますので、砥部の方に流動して来ていただければ、非常に砥部も多少は潤いも出てくるかと思えますし、もちろん、100%こんなことないだろうと言いきれません。だけど、あまりにも簡単に、ましてや条例の改正なんか、我々が本当に審議する時間もない条例の改正を持ってきてもらって、果たしてそれが本当の町民の意思であったり、議会の意思であったりするのか、私は非常にこのそういう所に疑問視を持っています。これがもし今回出されましたじゃあ12月までに議会はこの審議してくださいと、本当に出していいのかと、それだったらなんとなく時間的にもゆとりがありますし、その間努力をしなかったら議会が悪いということはいえますけれども、今このままの状態、私たちがこの議案書を手にしたのが7日の金曜日、で、今日説明を受けました。で、これは総務になりますから14日の日に総務

が、総務じゃない建設ですか。じゃあ明日もうすでにこれは討議される訳ですよ。そんな時間の短い中でこういう条例を簡単に決めていいものかどうかということなのです。やはり行政がやろうと思ってきた事は、行政が一生懸命努力をしてみせる姿を町民に見てもらった後に、判断が出来ていいんじゃないかなと私はそのように思います。先ほどの選定委員会の件、人選等々が決まっておるのでしたらご答弁ください。

○議長（樋口泰幸） 相田観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） 土居議員さんのご質問にお答えします。まず、選定委員の選定でございますが、今後の作業でございます、まだ条例を変えていくということでございます。で、選定委員につきましては、公募してそれからの作業になると思いますので、1月、2月というような格好になるんじゃないかなというふうに予測されます。それから、直営での事業でございますけれども、私どももよく峡の館とかそういった施設の方に出向かせていただいて、努めておる訳ですけれども、基本的にまずは人を知ることからというふうなことで、そういう気持ちで出させてさせていただいております。努力が足らんのか分かりませんが、まあ自分なりに努力はさせていただき、できるだけ直営のままにできれば一番いいんだろうと思いますけれども、ただ財政的な問題もございますし、そういった企業のノウハウを取り入れていいものができるのであれば、それは考えていかなければいかん事業だというふうに考えております。

○議長（樋口泰幸） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今土居議員さんから町職員がわざわざ手伝いに行くというようなこともございましたが、私は一つの考え方として、今の道の駅というのは非常に広田にとって重要な施設であるというふうに考えております。広田へいかに人を送るか、これを考えますとやはり道の駅は大きなポイントになるというふうに考えております。そして、確かに民営化ですから民営化に任せて、その会社のノウハウを持ってやればいいというもの、これも一つの理屈で分かるわけです。しかし、今度受けさしていただいておりますのは産業開発公社ということでございますので、言えば身内ということであると思います。そういうことで、砥部町と広田が合併して一体化となって広田地区のやはり繁栄を考えるとということになりますと、やはりあそこへとにかく人を呼ぶ、そうすればまた砥部の町、旧の砥部の町も栄えてくるというふうに思います。そういうことで私は広田の道の駅を一生懸命やっばり支えていかんといかん、これは一つの起爆剤になる材料だというふうに思います。冷たくこれは民営化して産業開発公社いう会社がやりおんだから、町の職員がいちいち行ってあげることもない、それで私はいいでしょうかとやはり思います。やはり血があるのであれば、そこを助けて、広田の活性化のために一生懸命努力する、これも私は必要だと思っておりますのでその点は特にご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（樋口泰幸） 他に。土居議員。

○4番（土居美智子） 私がまったく血の通わない女性であるかのような発言でございました。先ほども言いましたように私がおその心情を分からないと言っている訳じゃないんです。でも、行っている方が時間外で行かれました。もし何かがあった時に誰が責任が取れるんですか。やはりそれはまあ皆さんがそれぞれ判断、大人としてやることです、自

分が勝手に行きましたから、私の責任ですと、当然言われるんでしょうけれども、そういうふうに毎日の生活の中にその仕事が続り込んでくるということ、言えば時間外の仕事であろうと私は思います。だからまったく、それを私が判断できないとかあるいは理解できないとかいう問題じゃないんです。行ってることも、私はそれはかわいいから行ってらっしゃるし、自分たちの課の担当のものであっただけに、やはり成長もしてもらわないけないという気持ちがあるから皆さんが心配して行ってらっしゃることはよく分かります。だけど、それがいわゆる指定管理者はなぜかという、民間のノウハウをとというのが、当時の行政側の答弁でした。今回もそうですけれども、そうするならば、少し離れて見ておくことも大切であるし、相談に乗ってあげることももちろん必要な事ですし、今言われてますと産業開発公社は第三セクターで、身内じゃないか、結局これは甘えではないのか、そのように考えてます。本当に立派に成長していく事がまあ子どもの時は確かに手助けもします。そうやってやらなきゃならないけど、常に手を助けておっついていいものかどうか。必要な時に手を助けてあげることによって、自立ができるんじゃないかなと私は感じてますからそれを意見を述べさせていただきました。まあ、一応腕を切れば赤い血は出てきます。

○議長（樋口泰幸） 今の議案につきまして、峡の館と研修の宿と一緒にになったような感じもいたします。また、このふるさと研修の宿につきましては、管理者制度を活用して、復活をさせたいという構想の中の条例変更だと思いますので、以上で質疑を終わります。栗林議員。

○9番（栗林政伸） 今あの議長、私がちょっと言おうと思ったことを今言よりましたけど、指定管理者制度を設けて、全国的にそれを発信して、やっていこうかと思う人にやってもらおうと非常に私はある今建物ですから、大いに活用して良いと思いますよ。ただ、一つだけ心配するのは、町長が広田には人に来てもらいたいと、いわゆる峡の館周辺で、旧の広田の方にも人にたくさん来てもらいたいと言うのであれば、ここにあの原案としてですね5, 250円の食事なしの素泊まりの金額は上限で、設けてこれより下でやってくださいよと指定管理者が決まったら言うと、まあ言うとりましたけど、私は今松山市のど真ん中で4, 000円台で朝食付きのビジネスホテルもあるんですよ。パークビュー。すると朝食いうたら、普通ホテルで朝食食べるいうたら高いところで1500円ぐらいします。安い所でも1, 000円ぐらいします。そしたら素泊まりやったらですね、素泊まりやったらそこらへんで計算してもらったら分かるんですよ。ですから私この5, 250円いうこと事態をですね、指定管理者制度に出す前に、もう少し下げて指定管理者もそれならお客さんも珍しそうに来てくれると、そういうふうに私は印象付けてもっていったほうが良いんじゃないかと思うんですが。はっきり言うて、今言よったように議長が今言うとりましたけれど、指定管理者を設けてせつかくある既存の施設を活用したいと町長もその周辺に人を呼びたいと言うとんですから、私はそこらへんをちょっと金額を考えてからですね、大いに人が来るようにまた、指定管理者が応募するようにしていただきたいと思います。以上です。

○議長（樋口泰幸） 質疑を終わります。おはかりします。議案第62号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。先ほどのご意見を参考にしまして、審議

をお願いいたします。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。

よって議案第62号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、9月15日の本会議でお願いします。ここでしばらく休憩します。4時ちょうど再開いたします。

午後 3時50分 休憩

午後 4時00分 再開

~~~~~

### 日程第13 議案第63号 砥部町農村工芸体験館条例の制定について

（説明、質疑、総務文教常任委員会付託）

○議長（樋口泰幸） 再開します。日程第13 議案第63号 砥部町農村工芸体験館条例の制定についてを議題とします。これにつきましても先ほどの条例変更と同じでございますので、管理者制度にかかわる問題でございますので。本案について提案理由の説明を求めます。相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） それでは議案第63号についてご説明申し上げます。

砥部町農村工芸体験館条例の制定について 砥部町農村工芸体験館条例を次のように定める。平成18年9月11日提出 砥部町長中村剛志。

砥部町農村工芸体験館条例。砥部町農村工芸体験館条例の全部を改正する。条例の制定について変更点をご説明申し上げます。まず第一点は、先ほどと同じようなこととなりますが、農村工芸体験館の管理を指定管理者に行わせるための改正です。続きまして二点目につきましては、利用料金の変更です。町内の他の施設の利用料金との整合性を図り、適正な利用料金とするためでございます。それでは、新旧対照表をご覧ください。右側の改正案についてご説明申し上げます。先ほどと同じように1ページ目なんですけれども、1条から3条までは条文の整理でございます。4条からの指定管理者による管理をするための条例であります。4条につきましては。5条では開館時間を定めております。また、2ページの6条から3ページの10条までは、指定管理者が行う許可、制限、権利、利用の許可の取消しなどが定められております。4ページの11条では、利用料金などの取り扱いが13条までに書かれております。条例改正されております。また、5ページの14条・15条は、施設の利用後の義務や賠償が定められております。附則では19年4月1日から施行し、経過措置を設けてスムーズな移行を行う事ができると思っております。11条の別表では、利用料金を定めており他の施設との整合性を基に適正な料金設定をしたものでございます。以上でご報告を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

す。

○議長（樋口泰幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。山本議員。

○16番（山本典男） だいぶ時間がない。これからは質問は出来るだけ控えめにしてください。農村工芸体験館の管理運営任したいという事でやりたいと言うことですが、基本的には施設管理の委託がですね、290万、300万くらいあるんですよ、今お願いしとるのが、246万ですか、焼成の委託が52万ですか。ですから300万くらい、というふうにあるわけで、私はもう、その人にですね、もういろいろな揮毫とかあんなにもいろいろやりよったけれども、任してしまってますね、そして、自由にいろいろやってくださいと、施設運営費が383万4千円、今年ですか、去年ですか、出とんですが、売上の収入はですね、126万8千円ということですから、知れとるわけですから、ですからむしろ全部あげてしよて、運営もうええけん、だから、任すけんなんぼにしてくれと、委託管理で全部やってくれという感じでですねやったほうがですね、むしろすっきりしとる。窯の第1陶芸舎、第2陶芸舎とかいろいろありますけれども、これらもみんな借って、安い、ほとんど家賃だと思いますけど、自分で自主運営しよる訳ですから、同じ事ですから。だからそこもむしろ運営を任して、ほとんど安いような形の中で、運営をするようにした方がですね、かえってすっきりすると、いうふうに思います。これ、下手にして、交渉せないかんけど、むしろ、その人オミットしてですね、やるいうてもなかなか今までの事もあるだろうしするから、むしろその人に任してですねそして場所をだいたい、安い外の第二陶芸舎とか第一その家賃もあるでしょう。そこら辺の所と兼案した形でですね、そして任した方がですね、ええというふうに思うのですよ。それから後儲けよう損しようがですね、自己責任という形でですねやった方がむしろすっきりしてくるというふうに思うので、その方向で考えたほうがええんじゃないかというふうに思います。私の意見というか、また考えて欲しいと思います。

○議長（樋口泰幸） その意見はちょっと確認しますけれども、指定管理者制度の活用じゃなくて、委託管理をせいと言よるんですか。指定管理者制度を活用するということで、どちらですか。

○16番（山本典男） 揮毫したり作ったりするんになんぼか取る訳です、今までもね。その店を運営するためにその人を雇ってですね、委託料を渡したり、焼成費を渡したりしよる訳ですよ。ほやけど、ほとんどその中で完全に赤が出ておるわけですから、むしろ、ほいで、外の人、その人はその自由時間はあなたたちの自由に使こうてもええということ、現状でやりよる訳ですから、ですからむしろ、そういう委託管理者制度ていうのはほとんどないくらいで、ない方がええと思いますが、むしろ契約の仕方を変えてですね、そして、儲ける位の程度でですね、いわゆる第一陶芸舎とか第二陶芸舎と同じ位な家賃ぐらいで貸すくらいな形で、そして後儲けようが損しようが、まあ、随分儲けて何百万も儲けたって、その人の責任で、儲けるのも自由やいうこと、自由に出来ると思いますから、それで考えてもらったほうがええというふうに思うんですね。赤字が絶対出んでしょ、その方が。

○議長（樋口泰幸） これは管理という、あの体験会場があるということに対して、条例を作って制定して貸し出そうということで、その条例を今作ると言っていますが。

○16番（山本典男） 分かりました。それであれば、それに合うような条例にしてください。実務的な条例にしないと。はっきりと言ってですね、実務的な、形だけでやったってなんの意味もないです。はっきり言って。というふうに思います。私の意見です。

○議長（樋口泰幸） 分かりました。それでは山本議員も産建の中におると思いますので以上で質疑を終わらして、おはかりします。玉井議員。

○17番（玉井啓補） ちょっとこれ私は、説明いうのか、理解できんですが、最後の所、別表第10条関係に工芸体験館使用料の表と11条関係に利用料があるんですが、展望コーナー中身を見よるとこの展示室にこれらに類する場合という、私も53次に行った時に、展望コーナーはあんまりなかったような気がしとんですが、これが1日につき6円が600円ということになっているんですが、この説明をちょっともう詳しく説明していただいたらと思うんですが。

○議長（樋口泰幸） 相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） それでは玉井議員さんのご質問にお答えします。展望コーナーいいますのは、ご存知のとおり赤い帽子の六角形の建物でございますが、その入り口を入った左側きに階段がございまして、中間の部分については素通しの天井まで上がっておりますけれども、ぐるりが幅3メートルくらいですね、幅をぐるっと一周しております。その部分が展望コーナーというふうなことになっておりまして、今までの単位での1㎡当たりにつき幾らかいうのをですね、現状の、例えば町の施設の利用料金に合わせたものにしていくということをございまして、展望コーナー全体でですね一時間につき600円をいただきますよということで、改正をさせていただくものでございます。ですから、左側きの階段を上がったの2階のぐるり、中2階と言いますかね、2階でございます。よろしいでしょうか。

○議長（樋口泰幸） 玉井議員。

○17番（玉井啓補） 要するに展望コーナーも展示室も同じでしょ。展望コーナーいうたら上向いて上がって。

○議長（樋口泰幸） 2階のギャラリー、展示室みたいな所あったでしょ。3メートル位の幅の、廊下の。

○17番（玉井啓補） それが今までに6円か10円じゃったんが、600円にしたと、使用料金をそれに変えたということで理解していいんですか。

○議長（樋口泰幸） 土居議員。

○4番（土居美智子） 担当課長にお聞きするんですけれども、山本議員が言われましたことなんですけれどもね。この指定管理者以外に委託業務はまだ残っているんですかねえ。委託管理者制度はこれに変わったんです、委託業務っていうそのものは今残っているんですかねえ。その制度として。ちょっと私も本読んで、記憶が確かじゃないんですけれども、管理の方はだめになって、業務の方の委託だけっていうのもまだあったんじゃ、そこら辺りを調べてもらったらたぶん山本議員さんが言われたことがですね、それに乗れるか

どうかっていう事を分かるんじゃないかなと思うんですけども。ちょっと申し訳ない。記憶が私も定かでないんで。

○議長（樋口泰幸） 相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） 土居議員さんのご質問にお答えします。私の記憶が間違っ  
てなければの話なんですけれども、そういった管理する部分と直営とでございますけれども、どちらかというふうに理解しております。ですから、ある部分では例えば直営でやる場合には、町が直営すると、経営していくという格好でございますので、例えば職員を派遣するとか、はい。で第三者に土間をお貸りしてのどのような管理を委託するという2種類しかないというふうに理解しております。はい。

○議長（樋口泰幸） 他に。質疑を終わります。

おはかりします。議案第63号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思いま  
す。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。

よって議案第63号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査  
報告は、9月15日の本会議でお願いします。

~~~~~

#### 日程第14 議案第64号 砥部町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部 改正について

##### （説明、質疑、総務文教常任委員会付託）

○議長（樋口泰幸） 日程第14 議案第64号 砥部町の非常勤の職員の公務災害補償  
等に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求め  
ます。明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） 議案第64号 砥部町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する  
条例の一部改正について。砥部町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を  
改正する条例を次のように定める。平成18年9月11日提出 砥部町長中村剛志。

それでは、これにつきましてもお手元にごございます新旧対照表に沿いまして説明をさせ  
ていただきます。今回の改正につきましては、地方公務員災害補償法の一部を改正する法  
律の施行に伴いまして、通勤の範囲及び障害の等級に係る規定等を改正するものです。そ  
れでは、新旧対照表に沿って改正内容を説明いたします。

まず第2条の2第1項の改正。公務災害が適用されます通勤の範囲を住居と勤務範囲と  
の間の往復に限定していたのを、適用範囲を拡大するための改正となっております。第1  
号につきましては、従来と変わりませんが、第2号と第3号については、新たに追加され  
ました。まず第2号についてですが、複数の場所で働く方、複数事業者の事業場間移動で  
す。2箇所もしくは3箇所以上の事業場で働く労働者が一つの就業の場所で勤務を終え、  
2つ目の就業の場所へ向かう途中に災害にあったような場合、これを通勤災害の扱いとす  
ることにいたしました。第3号ですが、ここでは単身赴任者が赴任先住居と帰省先住居と

の間を移動している途中に災害にあった場合。これにつきましても通勤災害と認めるために追加をされております。続きまして同条第2項は通勤経路を逸脱した場合の規定で、第1項の改正を受けて条文の整理を行なっております。第8条第1号では、ページにしたら2ページ目です。休業補償を行わない場合として、従来監獄と言うような、「監獄に拘禁されている場合」というふうな書き方をしていたんですが、これを「刑事施設に拘禁されている場合」というふうに改めております。第9条及び第12条そして附則の改正におきましては、語句の改正を行なっております。「等級及び障害の等級」の語句を「障害等級」に、5ページの中段ですが、第1表ここでは「傷病等級」というふうにそれぞれ改定を行っております。それに併せまして、備考で根拠条項の改正を行ないました。なお、今回の改正によりまして砥部町への影響は今の所ございません。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第64号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。

よって議案第64号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、9月15日の本会議でお願いします。

~~~~~

#### 日程第15 議案第65号 砥部町立幼稚園授業料その他の費用の徴収条例の一部改正について

(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（樋口泰幸） 日程第15 議案第65号 砥部町立幼稚園授業料その他の費用の徴収条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松村学校教育課長。

○学校教育課長（松村昇二） 議案第65号 砥部町立幼稚園授業料その他の費用の徴収条例の一部改正についてご説明させていただきます。砥部町立幼稚園授業料その他の費用の徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成18年9月11日提出 砥部町長 中村剛志。

砥部町立幼稚園授業料その他の費用の徴収条例の一部を改正する条例でございますが、第2条中に5千円とございます。これは幼児一人の月額授業料でございます。これを6千円に改めるものでございます。附則、この条例は平成19年4月1日から施行する。提案理由でございますが、現在受益者負担の公平の観点から、すべての使用料・手数料の見直しが進められております。幼稚園の授業料につきましても平成5年より改定がなされておらず、これらの適正化を図るため原価計算や、近隣自治体の授業料を勘案しまして、今

回提案させていただくものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第65号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。

よって、議案第65号は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、9月15日の本会議でお願いします。

~~~~~

#### 日程第16 議案第66号 砥部町山村留学センター居住費徴収条例の一部改正について

(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（樋口泰幸） 日程第16 議案第66号 砥部町山村留学センター居住費徴収条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松村学校教育課長。

○学校教育課長（松村昇二） 議案第66号 砥部町山村留学センター居住費徴収条例の一部改正についてご説明させていただきます。砥部町山村留学センター居住費徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成18年9月11日提出 砥部町長 中村剛志。砥部町山村留学センター居住費徴収条例の一部を改正する条例でございますが、第2条中3万8千円、これは児童一カ月当たりの居住費の月額でございますが、これを5万円に改めるものでございます。附則この条例は平成19年4月1日から施行する。提案理由でございますが、居住費につきましても現在見直しが進められておりまして、留学センター居住費につきましても、平成4年の事業開始以来、改正がなされておられませんので毎年多額の一般財源を必要としております。これらの適正化を図るため提案するものでございます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（樋口泰幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第66号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。

よって、議案第66号は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、9月15日の本会議でお願いします。

日程第17 議案第67号 砥部町母子家庭医療費助成条例等の一部改正について  
(説明、質疑、厚生常任委員会付託)

○議長(樋口泰幸) 日程第17 議案第67号 砥部町母子家庭医療費助成条例等の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。丸本住民サービス課長。

○住民サービス課長(丸本正和) 議案第67号 砥部町母子家庭医療費助成条例等の一部改正についてのご説明を申し上げます。本案につきましては、健康保険法等の改正に伴いまして、愛媛県の母子家庭、乳幼児、重度心身障害者に係るそれぞれの医療費補助金交付要綱において、補助対象の見直しや、用語等の整備を図る改正がなされたために、本町におきましてもこれに関連する3つの条例を同様に改正するものでございます。本案の概要でございますが、第1条につきましては、本町の母子家庭医療費助成条例の第2条と第4条を改正する規定でございます。法改正に伴います用語の整備を図るということと生活療養標準負担額を助成の対象としない、市町村民税非課税世帯に属する20歳未満の者の療養介護医療費及び障害児施設医療に係る利用者の負担額を助成対象とするものでございます。

次に第2条につきましては、砥部町乳幼児医療費助成条例の第2条を改正する規定でございます。先ほど同様法改正に伴う用語の整備を行うと。さらに、市町村民税非課税世帯に属する乳幼児の障害児施設医療に係る利用者負担額を助成対象とするというものでございます。

次に第3条につきましては、砥部町重度心身障害者医療費助成条例の第2条と第4条を改正する規定でございます。先ほどの第1条の改正と中身は同様でございます。なお、改正部分の詳細につきましてはそれぞれ新旧対照表のアンダーラインのとおりでございます。以上、本則で3つの条例を改正する条例でございます。施行期日は本年10月1日としております。以上で議案第67号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長(樋口泰幸) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長(樋口泰幸) 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第67号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(樋口泰幸) 異議なしと認めます。

よって議案第67号は厚生常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、9月15日の本会議でお願いします。

日程第18 議案第68号 砥部町国民健康保険条例の一部改正について

(説明、質疑、厚生常任委員会付託)

○議長(樋口泰幸) 日程第18 議案第68号 砥部町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。丸本住民サービス課長。

○住民サービス課長(丸本正和) 議案第68号砥部町国民健康保険条例の一部改正についてのご説明を申し上げます。本案は、出産育児一時金の引き上げと法令規定の引用条文を削除するために改正するものでございます。改正部分につきましては新旧対照表をご覧くださいと思います。まず、6条の改正でございますが現行では被保険者の療養の給付を受ける場合の一部負担金につきまして法定割合どおり規定しておりますが、法令で条例委任されておりますのは、法定割合以外の引き下げを行う場合であるために、第6条削除というふうに改めるものでございます。次に第6条の2の改正でございますが、健康保険法等の一部を改正する法律の一部施行に伴いまして、関係政令の整備が先日より行われました。これに伴いまして、出産育児一時金の額が30万円から35万円に改正されたために、本町におきましても同様に引き上げるものでございます。なお、施行期日は本年10月1日としておりまして、施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額につきましては従前の例によるものでございます。以上で議案第68号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長(樋口泰幸) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長(樋口泰幸) 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第68号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(樋口泰幸) 異議なしと認めます。

よって議案第68号は厚生常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、9月15日の本会議でお願いします。

日程第19 議案第69号 平成18年度砥部町一般会計補正予算(第3号)

日程第20 議案第70号 平成18年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

日程第21 議案第71号 平成18年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

日程第22 議案第72号 平成18年度砥部町公共下水道特別会計補正予算(第2号)

日程第23 議案第73号 平成18年度砥部町水道事業会計補正予算(第1号)

(説明、質疑、所管常任委員会付託)

○議長(樋口泰幸) 日程第19 議案第69号から日程第23 議案第73号までの平成18年度補正予算に関する5件を一括議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。柳田助役。

○助役(柳田稜) 議案第69号 平成18年度砥部町一般会計補正予算について説明をさせていただきます。

歳入歳出予算補正第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,979万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億4,743万4千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。地方債補正、第2条地方債の追加及び変更は、第2表地方債補正による。平成18年9月11日提出 砥部町長 中村剛志。今回の補正予算は、各項目に、後でご説明させていただきますが、各項目に給与等の人件費と臨時雇賃金をお願いをしております。これは、給与については人事異動に伴うものでございますし、臨時雇賃金につきましては、当初予算で臨時雇賃金を半年分計上しておりました。後期6カ月分の追加をお願いするものでございます。その他につきましても当初予算ないし6月補正において、要求があったものの内から10月以降の執行となるものにつきまして一部予算計上をお願いしております。また、国・県の制度の変更、あるいは、新しい制度に伴って補正をお願いしておるものがございます。それでは第1表、3ページをご覧ください。歳出でございますが、1款の議会費で510万7千円。2款の総務費で2,561万6千円をお願いしとります。また、3款の民生費におきましては8,720万円。4款の衛生費で6,767万8千円。6款の農林水産業費で減額の259万円。7款の商工費で2,280万3千円。8款土木費で2,855万5千円。10款教育費で5,542万8千円、合計で2億8,979万7千円。当初予算からの累計で59億4,743万4千円となっております。それではページを追って歳出の詳細につきまして、簡単に説明をさせていただきます。16ページからご覧ください。議会費では、先ほど申し上げましたように人件費と臨時雇賃金をお願いしとります。2款の総務費でございますが、一般管理費の所で法規追録費で、需用費の所で法規追録費それから役務費で郵送料、それから委託料で職員採用試験の委託料を計上させていただいております。また、文書広報費におきましては、三角区と幸田区が有線放送施設を整備するという事で補助金を計上させていただいております。財産管理費におきましては、入札契約システムの構築委託料を計上させていただいております。次のページをお願いいたします。工事請負費で高尾田町営住宅跡地なんです、駐車場の整備工事費を計上させていただいております。13の防災諸費で広田地区にあります旧の有線放送施設を撤去する工事費をお願いをしております。2項の徴税費の税務総務費で委託料として数値情報データ化の修正委託料ほかシステムの改修委託料を計上させていただいております。賦課徴収費におきましても、委託料で町民税のパンチ委託料その他、その下で、過誤の納付還付金も計上させていただいております。次のページをお願いいたします。7項の1目の生活福祉費で、土地鑑定委託料、これは八倉集会所の隣接地のコミュニティー広場用地の鑑定委託料でございます。次に3款の民生費でご

ざいますが、2目の障害福祉費で委託料で相談支援事業の委託料。それから補助金で精神障害者小規模通所授産施設運営費を減額し、就労継続支援事業費を計上させていただいております。扶助費で移動支援事業費、それから償還金の及び割引料で日常生活用具給付事業費県補助金返還金を計上させていただいております。次のページをご覧ください。4目の老人福祉施設費でござりますが、備品購入費で健康器具の購入費をお願いしております。国民健康保険総務費でござりますが、繰出金で国民健康保険特別会計への事業勘定への繰出金をお願いしております。9目の介護保険総務費でござりますが、これも繰出金として介護保険特別会計保険事業勘定へ繰出金をお願いしております。続きまして10目の老人保健事業費でござりますが、委託料で検診の委託料を計上させていただいております。次のページをお願いいたします。3款民生費の2目児童福祉費でござりますが、4目の児童措置費で扶助費として被用者の小学校就学前特例給付と非被用者小学校就学前特例給付の予算をお願いしております。3項の1目災害救助費でござりますが、災害ボランティアファンドへの寄付金をお願いしております。続きまして4款の衛生費でござりますが、次のページをお願いいたします。19節の負担金の所で病院郡の輪番制の負担金、それから伊予地区の休日在宅当番医制の負担金を計上させていただいております。2目の予防費では各種予防接種委託料を計上させていただいております。続きまして2項の清掃費でござりますが、2目の塵芥処理費で需用費で消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕費、単価契約費を計上させていただいております。次のページをお願いいたします。6款の農林水産業費でござりますが、1項10目の中山間地域直接支払交付金費を計上させていただいております。次に、2項林業費の2目林業振興費でござりますが、中野川地区の流路工事の工事費を計上させていただいております。次のページをご覧ください。7款の商工費でござりますが、1項4目の観光費でござりますが、これは13の委託料で砥部焼のオブジェ説明板作成業務委託料、それから土地の借上げ料、工事請負費で砥部焼オブジェの説明看板設置工事費をお願いしております。次に一番下の6目の伝統産業会館費でござりますが、次のページの工事請負費で空調設備の工事をお願いしております。8款の土木費でござりますが、2項1目道路橋梁総務費で委託料の所で道路台帳の整備委託料をお願いしております。道路維持費では機械の借上げ料、それから工事請負費で生活道路中通線道路維持工事、町道八倉伊予線他舗装補修工事をお願いしております。次のページをお願いいたします。3目の道路改良費でござりますが委託料で道路用地鑑定委託料、工事請負費で町道八倉田ノ浦線の改良工事費をお願いしております。4項都市計画費の公共下水道費でござりますが、公共下水道特別会計の繰出金をお願いしております。次に、10款の教育費でござりますが、次のページの2項小学校費でござりますが、1目の学校管理費の工事請負費、砥部小学校職員駐車場の法面の補修工事をお願いしております。また、庁用器具購入費につきましては、石油ストーブの更新でござります。3項の中学校費の2目教育振興費で選手派遣の助成金をお願いしております。次のページをお願いいたします。同じく10款教育費の社会教育費でござりますが、1目の社会教育総務費の委託料でござりますが、これはだいたい成人式費用をお願いしておりますが、成人式の記念講演の委託料と生涯学習フェスタの講演委託料をお願いしております。4目の公民館費におきま

しては、主に光熱水費をお願いをしております。図書館費につきましては、雑誌等の消耗品代をお願いをしております。6項保健体育費でございますが、3の総合公園体育施設費におきまして需用費で光熱水費をお願いをしております。以上が主な歳出の内容でございます。

続きまして2ページへ戻っていただきます。歳入でございますが、先ほど申し上げました歳出の財源といたしまして、9款の地方交付税で1億2,801万7千円。これは普通交付税でございます。12款の使用料及び手数料でございますが、廃棄物の処理手数料で330万円。13の国庫支出金では主に民生費関係で1,040万2千円。14款の県支出金につきましても、主に民生費関係で541万8千円。17款の繰入金で福祉基金からの繰入金144万7千円。18の繰越金でございますが、1億1,764万1千円。諸収入で雑入で327万2千円。20款の町債で臨時財政対策債で240万円と減税補填債で1,790万円、併せて2,030万円。併せて2億8,979万7千円となっております。

続きまして、4ページをご覧ください。地方債補正でございますが、新たに追加したものといたしまして、減税補填債1,790万円でございますが、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従来どおりでございます。変更でございますが、臨時財政対策債で、限度額を240万円引き上げまして、2億9,240万円としております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変わっておりません。以上簡単でございますが説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 続きまして、丸本住民サービス課長。

○住民サービス課長（丸本正和） 議案第70号平成18年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

平成18年度砥部町の国民健康保険事業特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。第1条。事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,585万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億6,412万6千円とするというものでございます。それでは、第1表によりまして内容の説明をさせていただきます。予算書の2ページ、3ページをお開きいただきますようお願いいたします。今回は事業勘定のみ補正でございますが、まず3ページの歳出の方からご説明申し上げます。1款1項総務管理費の165万8千円の増額につきましては、10月以降のレセプト点検に伴う賃金を計上させていただいております。2款1項療養諸費の2,120万円の増額につきましては、一般被保険者の療養給付費の追加でございます。5款1項共同事業拠出金の1億1,300万円の増額につきましては、県内市町国保間の保険料、保険税の平準化と財政の安定化を図るために、10月から実施されます保険財政共同安定化事業の拠出金として国保連合会の示した額を計上したものでございます。次に2ページの歳入でございますが、6款1項共同事業交付金の1億1,300万円の増額につきましては、先ほどの保険財政共同安定化事業の交付金でございますが、現時点では明確に算出できないために拠出金と同額を計上したものでございます。8款1項他会計繰入金の2,285万8千円の増額につきましては、制度上の財政安定化支援事業分等として一般会計から繰り

入れるものでございます。以上で議案第75についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（樋口泰幸） 大西生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（大西潤） 議案第71号 平成18年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

保険事業勘定の歳入歳出予算補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,351万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億1,013万7千円とするものです。

2、補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものです。

3ページをご覧ください。歳出より説明いたします。今回の補正につきましては、認定調査員の増額、調査費の増額、基金の積立金、償還金等をお願いするものです。補正額の欄をご覧ください。1款総務費、3項介護認定審査会費におきまして362万5千円を計上しています。これは、訪問調査員6名の賃金で、10月から翌年3月までの後期分でございます。5款1項基金積立金におきましては420万1千円を計上しております。介護保険事業運営基金への積立金でございます。7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金におきまして568万7千円を計上しております。17年度支払基金交付額の確定による第2号被保険者分の返還金でございます。以上歳出合計1,351万3千円を計上しております。これの財源につきましては2ページの歳入をご覧ください。補正額の欄をご覧ください。3款国庫支出金1項国庫負担金17年度介護給付金の追加交付分で257万2千円。7款繰入金、1項一般会計繰入金、一般会計の介護保険総務費からの事務費繰入金で314万1千円。同2項基金繰入金介護保険事業運営基金からの繰入金で257万2千円。8款1項繰越金、17年度からの繰越金で522万8千円。歳入合計1,351万3千円を計上しております。以上で議案第71号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（樋口泰幸） 東岡下水道課長。

○下水道課長（東岡秀樹） 議案第72号 平成18年度砥部町公共下水道特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

平成18年度砥部町の公共下水道特別会計補正予算第2号は次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ382万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,081万6千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成18年9月11日提出 砥部町長 中村剛志。

それでは2ページ、3ページをお願いいたします。まず、3ページの歳出のほうから説明をさせていただきます。1款1項公共下水道事業費で今回382万5千円の補正をお願いをするものでございます。今回の補正は、人事異動に伴います職員1名増のための人件費の補正をお願いするものでございます。その財源でございますが、2ページ、2款1項

他会計繰入金で382万5千円。これは一般会計からの繰入金でございます。以上で議案第72号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（樋口泰幸） 辻水道課長。

○水道課長（辻充則） 議案第73号平成18年度砥部町水道事業会計補正予算第1号についてご説明いたします。第1条平成18年度砥部町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。第2条平成18年度砥部町水道事業会計予算第4条本文括弧中不足する額1億2,209万9千円を不足する額1億3,379万9千円に改め、過年度分損益勘定留保資金1億1,209万9千円を過年度分損益勘定留保資金1億2,379万9千円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。支出の補正内容でございますが、第1款上水道資本的支出第1項の建設改良費の500万円につきましては、国道33号千足地区の道路改良工事に伴う配水管の敷設工事代500万円。また、第2款簡易水道資本的支出第1項建設改良費の670万円につきましては、県道中野川総津線の道路改良工事に伴う配水管の敷設替え工事代400万円、また、総津ポンプ場設置工事に伴う設計委託料20万円並びに工事請負費250万円それぞれ増額するものでございます。平成18年9月11日提出 砥部町長中村剛志。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 本日の会議時間は議事の都合により延長いたします。しばらく休憩します。5時10分再開の予定です。

午後 4時52分 休憩

午後 5時07分 再開

○議長（樋口泰幸） 再開します。説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。玉井議員。

○17番（玉井啓補） 一点だけ。公共下水道特別会計補正についての、私の勉強不足まるだしを質問します。一点目には、いろいろな土地を買うた時に、お金を借っとると思うんですが、そのお金はどの銀行で借ったか、入札、今までずっと大きな事業はみな入札して銀行で借っておると思うんですが、どこの銀行、入札制度をやっとるかということと、利子は何ぼで借っておるかということをお尋ねいたします。もう一点につきましては、私これ本当に馬鹿じゃ思ったんですが、この計画を見ますと当然私の勘違いで、県営団地と八瀬団地は当然第一期工事に入るとるということを頭から思ってたわけなんです、いろいろ調べてみますと、県営団地と八瀬団地は入ってないということでございますが、この理由、なんで一期工事に入っていないかという理由を教えてください。以上です。

○議長（樋口泰幸） 下水道課長。東岡。

○下水道課長（東岡秀樹） 玉井議員さんのご質問にお答えをいたします。公共下水道特別会計で17年度に用地を取得さしていただいております。これは、決算書と一緒にあり

ます主要政策の成果説明書にもございますように、公共下水道の処理用地につきましては、基本的に13筆ございまして、その内、10筆につきましては土地取得特別会計で購入をいたしております。で、3筆につきましては、公共下水道の特別会計で購入をいたしましたのでございます。で、これにつきましては、土地の取得に対しまして、国庫補助金が2分の1で約7,038万5千円。それと、下水道事業債といたしまして、これはあの事業費とその他もろもろ含めておりますが、6,330万円。一般会計の繰入金で3,811万2,324円となっております。従いまして、この取得に対しまして補助金以外の起債につきましては、下水道事業債で借入れをいたしておるものでございます。それともう一点。県団地・八瀬団地が入っていない理由でございますが、まず当初認可といたしましては100ha未満がまず補助対象が一番いいということで、98.8haを当初認可といたしております。これにつきましては、ご承知のように住居の密集しているところということで、住居系の原町、高尾田、上原町、それと後、幹線管渠が通ります拾町、重光、八倉の地域を入れておるものでございます。以上でございます。

○議長（樋口泰幸） 松下監財課長。

○監理財政課長（松下行吉） 玉井議員さんの質問にお答えします。それで、事前にちょっとご了承願いたいのですが、ただ今私の方に、手元にですね入札した当時の今の利率というのがございませぬので、後ほど、ご報告ということにさせていただいたと思います。お手元の方にある主要政策の成果説明書、青い冊子なんですけど、ちょっと見ていただきたらと思うんですけども、その137ページをご覧になっていただきたいのですが、その図を見ていただきますと、土地取得特別会計で取得しました下水道処理場用地の取得費用が載っております。ここにありますように、公共用地先行取得事業債、これがほとんどでございまして、残りをふるさと創生基金の繰入と一般会計の繰入金で賄っております。この公共用地先行取得事業債分につきましては、民間から借り入れております。それについては、町内のJA中央、愛媛銀行、愛媛信用金庫、伊予銀行これらから見積もりを取って、最低利率の業者さんと、銀行、JAさんになりますけれども、から借り入れるようにしております。利率につきましては、手元にございませぬので、先ほど申しましたように、後のご報告にさせていただいたと思います。以上でございます。

○議長（樋口泰幸） 他に。質疑を終わります。おはかりします。議案第69号から議案第73号までの平成18年度補正予算に関する5件については、それぞれ所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。

よって、議案第69号から議案第73号までの平成18年度補正予算に関する5件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、9月15日の本会議でお願いします。

- ~~~~~
- 日程第 2 4 認定第 1 号 平成 1 7 年度砥部町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 5 認定第 2 号 平成 1 7 年度砥部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 6 認定第 3 号 平成 1 7 年度砥部町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 7 認定第 4 号 平成 1 7 年度砥部町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 8 認定第 5 号 平成 1 7 年度砥部町梅野奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 9 認定第 6 号 平成 1 7 年度砥部町奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 0 認定第 7 号 平成 1 7 年度砥部町とべの館特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 1 認定第 8 号 平成 1 7 年度砥部町とべ温泉特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 2 認定第 9 号 平成 1 7 年度砥部町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 3 認定第 1 0 号 平成 1 7 年度砥部町浄化槽特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 4 認定第 1 1 号 平成 1 7 年度砥部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 5 認定第 1 2 号 平成 1 7 年度砥部町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 6 認定第 1 3 号 平成 1 7 年度砥部町水道事業会計歳入歳出決算認定について  
(説明、質疑、所管常任委員会付託)

○議長（樋口泰幸） 日程第 2 4 認定第 1 号から日程第 3 6 認定第 1 3 号までの平成 1 7 年度歳入歳出決算認定に関する 1 3 件を一括議題とします。本案について説明を求めます。佐川収入役。

○収入役（佐川秀紀） それでは認定第 1 号砥部町一般会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。今議会に提案させていただいております決算につきましては、砥部町と広田村が合併し、新砥部町になって新しい理事者、議会の下、議決をいただいた予算の最初の決算でございます。1 7 年度の決算規模につきましては歳入 1 4 2 億 2, 8 2 6 万円。歳出 1 3 1 億 5, 8 0 0 万円で、実質収支額が 9 億 5, 3 6 7 万円となっております。前年対比でみると、歳入が 1. 1 %、歳出が 1. 2 %の伸びで、実質収支額が 3. 6 %減少しております。一般会計だけでみますと対前年度比で歳入決算額が 8. 2 %、歳出では 9. 3 %減少しております。しかし、町全体では本年度から公共下水道特別会計を設けた

こと、土地取得特別会計で下水道処理場用地の先行取得をしたことなどにより伸びております。なお、今議会に提案させていただいてます決算書につきましては、昨年の決算特別委員会で議員さんからの要望もあり、備考欄に歳入歳出の詳細を載せましたので、より分かりやすくなったと思っております。なお、1冊にまとめますと厚くなりますので、一般会計と特別会計の2冊とさせていただきます。また、今回の決算認定におきましても議会決算特別委員会を設けて、審議いただけると伺っておりますので、内容につきましては簡潔に説明をさせていただきます。それでは決算書1の一般会計の分の2ページをお開きください。歳入でございますけれども1款の町税収入済額の欄でご説明をさせていただきます。18億5,181万1,219円。占める割合が25.21%でございます。2の地方贈与税が1億8,089万1千円。2.46%でございます。3の利子割交付金が1,259万2千円で0.17%でございます。4の配当割交付金が510万8千円で0.07%でございます。5の株式等譲渡所得割交付金が793万3千円で0.11%でございます。6の地方消費税交付金が2億555万4千円で2.80%でございます。7款の自動車取得税交付金が4,020万5千円で0.55%でございます。8の地方特例交付金が6,145万3千円で0.84%でございます。9の地方交付税が23億6,494万6千円で32.20%でございます。10の交通安全対策特別交付金が402万5千円で0.05%でございます。11の分担金及び負担金が1億5,738万3,991円で2.14%でございます。次のページをお開きください。4、5ページでございますが、12款の使用料及び手数料が9,174万9,245円で占める割合が1.25%でございます。13款の国庫支出金が5億4,175万834円で7.38%でございます。14款の県支出金が2億9,894万3,157円で4.07%でございます。15の財産収入が6,920万8,252円で0.94%でございます。16の寄附金が118万円で0.02%でございます。17の繰入金1,361万9千円で0.19%でございます。18の繰越金が7億379万2,907円、9.58%でございます。19款の諸収入が1億2,175万8,031円、1.66%でございます。次のページをお開きください。6、7ページでございます。20款の町債でございますが6億1,060万円、8.31%でございます。歳入の合計73億4,450万3,636円。不納欠損が1,182万7,790円。収入未済額が1億4,332万9,016円。不納欠損額につきましては税金でございます。収入未済額の主なものにつきましても税金でございます。以上で歳入の説明を終わります。

次のページをお開きください。8、9ページでございますが、歳出についてご説明申し上げます。ここにつきましても支出済額を説明させていただきます。1款の議会費9,469万6,644円、占める割合が1.43%でございます。2款の総務費7億8,272万6,732円、占める割合が11.82%でございます。3款民生費14億5,994万6,032円、22.05%でございます。4款衛生費5億5,920万5,824円、8.45%でございます。5の労働費20万円、0.01%でございます。6款農林水産業費3億6,360万1,702円、5.49%でございます。7款の商工費1億3,076万4,321円、1.98%でございます。10、11ページをお開きください。

8 款の土木費 6 億 7 7 4 万 8, 7 4 9 円、9. 1 8 % でございます。9 款の消防費 3 億 2, 4 6 2 万 7, 8 7 6 円、4. 9 % でございます。1 0 款の教育費 8 億 8, 9 9 2 万 9, 1 2 3 円、1 3. 4 4 % でございます。1 1 款災害復旧費 1 億 9, 2 5 6 万 6, 5 2 0 円、2. 9 1 % でございます。1 2 款の公債費 1 1 億 1, 3 5 8 万 8 9 2 円、1 6. 8 2 % でございます。1 3 款の諸支出金 1 億 2 8 万 2, 4 2 9 円、1. 5 2 % でございます。1 4 款の予備費については支出済額 0 でございます。歳出合計 6 6 億 1, 9 8 7 万 6, 8 4 4 円。翌年度の繰越額が 1 億 3, 6 8 8 万 5 0 0 円。不用額が 2 億 5, 6 7 2 万 2, 6 5 6 円となっております。

それではずっと飛んでいただきまして、2 1 4 ページをお開きください。後の方でございます。2 1 4 ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額が 7 3 億 4, 4 5 0 万 4 千円。歳出総額が 6 6 億 1, 9 8 7 万 7 千円。歳入歳出差引額が 7 億 2, 4 6 2 万 7 千円。翌年度へ繰り越すべき財源に繰越明許費の繰越額が 1, 4 2 3 万 1 千円。これは一般財源のベースでございます。実質収支額が 7 億 1, 0 3 9 万 6 千円。7 億を超える実質収支額になっておりますが、この原因につきましては、歳入で 4 億 5 千万円の増となったこと、歳出で約 2 億 6 千万円の不用額が出たことによるものでございます。

続きまして次のページをお開きください。2 1 6、2 1 7 ページでございますが、財産に関する調書についてご説明申し上げます。昨年度の決算認定でご説明を申し上げました数字につきましては、旧砥部町と旧広田村で持ち寄った数字の合計額を基にしたものでございました。旧砥部町と旧広田村とでは財産の区分等の考え方に少し相違がございました。また、旧広田村では明確な財産台帳がございませんでしたので、新町になりましてすべての担当課の協力を得て、旧広田分の町名義の土地を 1 7 年度ですべての見直しを行いました。その結果で数字が増減が出ております。この点につきましてご理解いただきたいと思っております。なお、山林で 7 万㎡ほどの移動がございますが、五本松区からご寄付をいただいた銚子ダム周辺の山林を普通財産として管理していたものを、今年度町民の森整備事業として利用することとしたため、行政財産に振り替えたための移動でございます。2 2 0 ページをお開きください。2 2 0 ページの(4)有価証券のについてでございますけれども、ここで決算年度中の増減高額の 1 0 0 万円の増となっておりますが、これは愛媛 F C へ出資をした 1 0 0 万円でございます。(5)の出資による権利で決算度中の増減で県栽培漁業基金が 2 1 万 7 千円でございますが、これにつきましては、旧広田村の支所の整理をしておりますので県栽培漁業基金の分が 2 1 万 7 千円倉庫から出てきたものでございます。中予広域水道企業団 1 2 万 7 千円の出資の増でございます、合計 3 4 万 4 千円でございます。2 2 1 ページの物品でございますけれども、乗用貨物の車が、貨物車が 1 台減となっております。次のページをお開きください。最後のページでございますけれども、基金についてご説明を申し上げます。決算年度中の増減額のみご説明をいたします。まず、財政調整基金でございますが 1 億 8 万 5 千円の増、減債基金が 3 万 1 千円の増、ふるさと創生基金が 1 億 6 0 0 万 9 千円の減、ふるさと水と土保全基金が 1 千円の増、まごころ基金が 1 千円の増、高齢者保険福祉基金については移動はございません。福祉基金が 1 6 万円の増、

とべの館運営基金が176万5千円の増、とべ温泉運営基金が、昨年度改修をしたということで取り崩しをいたしまして3,344万7千円の減、梅野奨学基金が197万8千円の減、砥部町奨学基金が1万2千円の減、町営住宅建設積立基金が360万9千円の減、土地開発基金につきましては現金の部分が6万2千円の増、浄化槽保守点検事業運営基金が1千円の増、浄化槽町有施設管理基金が6万円の増でございます。合計で年度末の基金の残高が、15億4,178万8千円となっております。以上でご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（樋口泰幸） 丸本住民サービス課長。

○住民サービス課長（丸本正和） 認定第2号及び認定第3号についてご説明を申し上げます。まず、認定第2号の平成17年度砥部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして事業勘定、施設勘定の順でご説明を申し上げます。特別会計の決算書2ページ、3ページをお開きくださいますようお願いいたします。事業勘定の歳入でございますが1款1項国民健康保険税につきましては、税務課で賦課徴収しました一般被保険者と退職被保険者に係るものでございまして調定額が6億3,162万9,657円。収入済額が5億612万5,574円。不納欠損額が1,071万5,050円。収入未済額が1億1,478万9,033円となっております。2款1項手数料4万9,100円につきましては、督促手数料でございます。3款国庫支出金につきましては、療養給付費、高額医療費の共同事業拠出金などに対する国の負担金と財調整交付金でございまして、併せて6億1,230万4,796円の収入でございます。4款1項療養給付費等交付金につきましては退職者医療に係るものでございまして4億3,217万円の収入でございます。5款県支出金につきましては、高額医療費共同事業負担金と財政調整交付金でございまして、6,231万7,638円の収入でございます。6款1項につきましては高額医療共同事業交付金として3,634万608円の収入でございます。7款1項財産運用収入につきましては、基金預金利子11万9,769円でございます。8款繰入金1億1,808万2,160円につきましては、一般会計からの制度上の繰入でございます。9款1項につきましては前年度からの繰越金2億6,116万9,052円でございます。10款諸収入につきましては第三者行為による損害賠償金など281万4,291円の収入でございます。以上歳入合計が20億3,149万2,988円となっております。

次に4ページ、5ページをお願いいたします。続きまして歳出でございますが、1款総務費につきましては、事務的な経費でございまして、電算処理とか、国保連合会負担金等に要した経費でございまして、974万7,918円の支出でございます。2款保険給付費につきましては、療養費、療養給付費、それから高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等でございます。12億4,239万2,308円の支出でございます。3款1項につきましては老人保健制度に基づく支払基金への拠出金で4億4,191万7,813円の支出でございます。4款1項につきましては介護保険制度に基づく支払基金への納付金で1億2,205万773円の支出となっております。5款1項につきましては国保連合会が行っております高額医療費共同事業への拠出金でございまして3,178万1,321円の支出でございます。6款1項保健事業費につきましては、医療費通知、人間ドックの

受診助成等に要した費用でございまして1,015万378円の支出でございます。7款公債費につきましては支出はございません。8款諸支出金につきましては、過年度保険税還付金、さらに診療所の国庫補助金分の施設勘定への繰出金等1,613万4,705円の支出となっております。予備費の支出はございません。以上歳出合計が18億7,417万5,216円となっております。

次に32ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額20億3,149万3千円。歳出総額18億7,417万5千円でございます。歳入歳出差引額1億5,731万8千円で実質収支額も同額でございます。それから、その下に財産に関する調書がございますが、これにつきましては国保の財政調整基金でございまして、決算年度中の増減はございませんで、17年度末の現在高が2億9,040万1千円となっております。以上が事業勘定でございます。

次に34、35ページをお願いいたします。ここからが施設勘定でございます。まず歳入でございますが、1款診療収入につきましては、医科、歯科の外来診療に係る収入、予防接種、健康診断等の保険適用外の収入などでございまして合わせて8,973万7,275円となっております。3款使用料及び手数料につきましては、往診時の自動車使用料と介護保険主治医意見書等の文書手数料で28万6,350円でございます。8款の繰入金3,863万3,000円につきましては、一般会計から財政調整分と事業勘定からの国庫補助金分を繰り入れたものでございます。9款1項につきましては前年度からの繰越金1,178万2,886円でございます。10款諸収入につきましては公衆電話の通話料等7万1,173円でございます。以上歳入合計調停収入共に1億4,051万684円となっております。

次、36、37ページをお願いします。続きまして歳出でございますが1款1項施設管理費につきましては、人件費と施設設備の維持管理等、さらに事務的な経費の支出でございまして7,414万1,996円となっております。2款医業費につきましては、医科と歯科の外来診療に係る医薬品や医療機器等に要した費用でございまして6,059万5,935円の支出となっております。以上歳出合計1億3,473万7,931円となっております。

次に56ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額1億4,051万1千円。歳出総額1億3,473万8千円、歳入歳出差引577万3千円で実質収支額も同額でございます。以上で認定第2号の説明を終わらせていただきます。続きまして、認定第3号の平成17年度砥部町老人保健特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。決算書の58、59ページをお開きくださいますようお願いいたします。まず歳入でございますが1款1項支払基金交付金につきましては医療費交付金と事務費交付金合わせて12億3,354万8,551円の収入となっております。2款国庫支出金5億8,588万4,124円につきましては、医療費負担金と医療費適正化対策事業費の補助金の収入でございます。3款1項につきましては医療費県負担金として1億4,930万7,813円の収入でございます。4款1項他会計繰入金1億7,689万7,988円につきましては、所定の負担割合によります医療費分と事務費分を一般会計

から繰り入れたものでございます。5款繰越金についてはございません。6款諸収入につきましては第三者行為による損害賠償金や医療機関からの返還金等1,032万8,794円の収入でございます。以上歳入合計、調定収入共に21億5,596万7,270円となっております。

次に60、61ページをお願いいたします。続きまして歳出でございますが、1款総務費432万1,458円の支出につきましては、レセプト点検、共同電算処理に要した費用が主なものでございます。2款1項医療諸費21億3,849万2,292円の支出につきましては、現物給付、現金給付分と審査支払手数料でございます。3款公債費につきましては、支出がございません。4款1項償還金1,315万3,520円につきましては、前年度の医療費交付金の超過交付分を支払い基金へ返還したものでございます。以上歳出合計21億5,596万7,270円となっております。次に76ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが歳入総額歳出総額共に21億5,596万7千円でございます、差引額0、実質収支額も0ということでございます。以上が老人保健特別会計でございます。これで、認定第2号及び認定第3号についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（樋口泰幸） 大西生きがい推進課長

○生きがい推進課長（大西潤） 認定第4号砥部町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。78ページをご覧ください。保険事業勘定からご説明いたします。歳入でございます。収入済額の欄をご覧ください。1款介護保険料第1号被保険者の保険料で2億388万100円。2款使用料及び手数料。保険料督促の手数料で滞納者の負担分でございます。1万8,100円。3款国庫支出金。国の負担金と補助金で、3億5,758万4,000円。4款支払基金交付金。第2号被保険者の保険料で支払い基金からの交付金で4億3,280万9,000円。5款県支出金。県の負担金と審査事務の負担金で1億6,672万881円。6款財産収入。介護保険事業運営基金の預金利子で8,301円。7款繰入金。一般会計と基金からの繰入金で2億25万5,806円。繰越金。16年度からの繰越金で3,916万6,236円。9款諸収入。雑入等で8万4,476円。歳入合計は、14億52万6,900円であります。次のページをご覧ください。歳出でございます。支出済額の欄をご覧ください。1款の総務費。これは、介護保険に要する事務費と伊予地区介護認定審査会共同設置の負担金等でございます。2,241万1,012円。2款保険給付費。介護サービス給付費、支援サービス給付費等でございます。13億3,477万7,294円。3款財政安定化基金拠出金。愛媛県介護保険財政安定化基金への拠出金でございます。118万1,380円。4款基金積立金と5款公債費については支出しておりません。6款諸支出金。介護給付費国庫負担金等の返還金でございます。3,692万7,880円。歳出合計は13億9,529万7,566円でございます。108ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額14億52万7千円。歳出総額13億9,529万8千円。歳入歳出差引額522万9千円。実質収支額522万9千円となっております。続きまして財産に関する調書でございます。介護保険事業の運営基金でございます。前年度末現在高

は1, 896万5千円。決算年度中の増減高が、1, 641万1千円の減となっております。決算年度末現在高が255万4千円でございます。

続きまして110ページをご覧ください。介護サービス事業勘定についてご説明申し上げます。歳入でございます。収入済額の欄をご覧ください。1款の介護サービス収入。国保連合会からの納入される居宅介護サービス費と利用者の自己負担分でございます。2, 452万2, 780円。2款の繰入金はございません。3款繰越金。16年度からの繰越金で502万8, 291円。4款諸収入もございません。歳入合計が2, 955万1, 071円でございます。次のページをご覧ください。歳出でございます。収入済額の欄をご覧ください。1款総務費。これにおきましては決算書の印刷製本費で、1万2千円。2款サービス事業費。社会福祉法人広寿会への居宅介護サービス費用の委託料でございます。2, 822万円。歳出合計2, 823万2千円でございます。122ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額2, 955万1千円。歳出総額2, 823万2千円。歳入歳出差引額131万9千円。実質収支額131万9千円でございます。以上で認定第4号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（樋口泰幸） 松村学校教育課長。

○学校教育課長（松村昇二） 認定第5号及び認定第6号についてご説明させていただきます。156、157ページをお願いいたします。認定第5号梅野奨学資金特別会計についてご説明申し上げます。歳入でございますが、1款1項財産運用収入でございます。7, 506円。これ預金利子でございます。2款1項基金繰入金297万8千円。梅野奨学基金からの繰入金でございます。3款1項の繰越金につきまして5万7, 164円。前年度からの繰越金でございます。調定額、収入済額とも304万2, 670円となっております。次のページをお開きください。歳出でございます。1款1項の奨学資金費でございますが300万1千円でございます。これは14名の扶助と印刷製本費でございます。歳出合計も300万1千円となっております。166ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額304万3千円。歳出総額300万1千円。歳入歳出差引額4万2千円。実質収支額4万2千円となっております。

続きまして、認定第6号町奨学資金特別会計につきましてご説明申し上げます。168ページ169ページをお願いいたします。歳入でございます。1款1項財産運用収入217円。預金利子でございます。2款1項貸付金元利収入317万4千円。これは償還中の38名分の償還金でございます。3款1項繰越金25円。調定額、歳入額とも317万4, 242円となっております。次のページをお願いいたします。歳出でございます。1款1項奨学資金費でございます。253万2千円。これは高校生3名、大学生5名、計8名への貸付金でございます。歳出総額同じく253万2千円となっております。178ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額317万4千円、歳出総額253万2千円。歳入歳出差引額64万2千円、実質収支額64万2千円となっております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） それでは認定第7号、認定第8号についてご説明申し上げます。124、125ページをお開きいただけますでしょうか。平成17年度とべの館特別会計歳入歳出決算認定についての歳入についてご説明します。売店収入3,287万3,368円。487万3,368の増となっております。繰越金172万9,323円これは前年度繰越です。諸収入につきましては9万9,989円。財産収入につきましては3万5,927円。歳入合計3,473万8,607円、これは売上の増でございまして487万1,607円の増となっております。次のページをお願いいたします。歳出についてご説明します。1款の館運営費でございまして、2,568万2,562円でございます。これにつきましては、主なものは需用費でございまして売店でございまして商品仕入れが2,020万3,908円。それからその他におきましては大きいものでは委託料で、警備、空調、清掃等の委託料が43万等でございます。2款の諸支出金につきましては176万5,250円につきましては、基金費でございます。積立金でございます。歳出合計2,744万7,812円は、241万9,188円の経費を節約しております。138ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額3,473万9千円。歳出総額2,744万8千円。差引額729万1千円の黒字でありました。

続きまして、認定8号。平成17年度砥部町とべ温泉特別会計について、歳入歳出決算についてご説明申し上げます。140ページ、141ページをお願いいたします。歳入についてご説明します。事業収入4,373万6,192円。2款繰越金619万494円。前年度から。諸収入7,978円。預金利子でございます。4款財産収入9,249円。基金預金利子でございます。5款の繰入金につきましてはとべ温泉基金繰入金から3,345万7千円を繰り入れとります。歳入合計8,340万913円でございます。歳出についてご説明申し上げます。次のページをお願いいたします。142、143ページになるかと思っております。1款温泉運営費7,687万9,546円でございます。主なものにつきましては、需用費2,249万1,334円。この分につきましては売店の食事等の商品仕入れでございます。それから委託料544万5,455円につきましては、警備、設備等の保守点検ということになっております。それから15節は、その中で主なものにつきましては、工事請負費につきましては3,449万6千円。源泉井戸の洗浄、サウナ室等の改修がございました。主なものはそういうところでございます。2款の諸支出金につきましては、基金費を積み立てるために9,389円積み立てております。歳出合計7,688万8,935円。918万6,065円の経費の節約となっております。続きまして154ページ、実質収支に関する調書のページをお願いいたします。154ページ、歳入総額8,340万1千円。歳出総額7,688万9千円。差引額651万2千円。ということで黒字でありましたし、工事を除く単年度でも黒字で推移しておりますのでご報告申し上げます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 認定第9号平成17年度砥部町土地取得特別会計歳入歳出

決算認定についてご説明申し上げます。お手元の決算書2の182ページをお願いいたします。歳出の方から説明させていただきます。17年度土地取得特別会計の歳出予算はここにありますように11億8,628万7千円。これに対して支出済額は3億3,109万8,064円。翌年度の繰越額は8億5,014万8,030円ございます。不用額として504万906円。予算現額と支出済額との比較として8億5,518万8,936円と出とる訳でございますが、今回は下水道処理場用地を購入するという事で大きな予算になりました。額になっております。前回の時に繰越についてご説明しましたように、下水道処理場用地の一部建物の撤去が4月にずれ込んだため繰越8億5千万にのぼる翌年度繰越がおこっております。この繰り越したものの財源は、町債7億5,377万5,355円。繰入金として9,637万2,675円が財源となって繰り越されております。なお、この繰越分につきましても4月25日にすべての支払を済ましております。次に歳入についてですが、180、181ページにお戻りください。予算額は同額11億8,628万7千円。これに対して調定額、収入済額ともに4億2,760万2,586円となっております。予算減額と収入済額との比較が7億5,868万4,414円出ておりますが、これにつきましては先ほど申しました処理場用地取得の繰越によるものでございます。次に192ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額4億2,760万3千円。歳出総額3億3,109万8千円。歳入歳出差引額が9,650万5千円でございますが、この内翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費繰越額が9,637万3千円ございまして、実質収支の額は13万2千円となっております。以上のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 日浦環境保全課長。

○環境保全課長（日浦昭二） 続きまして認定第10号平成17年度砥部町浄化槽特別会計歳入歳出決算認定につきまして説明をさせていただきます。決算書は210、211ページをご覧ください。まず歳入からでございますが、1款事業収入は収入済額8,972万1,850円で、調定額に対する徴収率は、99.61%となっております。2款使用料及び手数料収入済額3万2,600円は督促手数料でございます。3款財産収入、収入済額5万8,996円は基金預金利子でございます。4款繰入金は収入済額0円でございます。5款繰越金収入済額3,633万1,928円は、前年度からの繰越金でございます。6款諸収入、収入済額336万9,206円は預金利子706円と雑入336万8,500円、これは保守点検時の交換部品代が主なものでございます。以上、歳入合計が予算額8,694万6千円、調定額1億2,986万6,080円、収入済額1億2,951万4,580円、収入未済額35万1,500円でございます。続きまして、決算書212、213ページをご覧ください。歳出でございますが、1款浄化槽点検管理費支出済額7,817万3,781円は職員8名の人件費と事務費、浄化槽の保守点検経費、町有施設管理費でございます。2款諸支出金、支出済額6万4円は基金の預金利子を16年度分と併せて積み立てたものでございます。3款予備費は支出済額0円でございます。以上歳出合計が予算額8,694万6千円、支出済額7,823万3,785円、不用額871万2,215円でございます。226ページをご覧ください。浄化槽特別会計の実質収

支に関する調書でございますが、歳入総額が1億2,951万5千円。歳出総額が7,823万4千円。歳入歳出差引額が、5,128万1千円。実質収支額5,128万1千円でございます。以上で認定第10号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（樋口泰幸） 東岡下水道課長。

○下水道課長（東岡秀樹） 認定第11号、認定第12号についてご説明申し上げます。認定第11号平成17年度砥部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。決算書の194、195ページをお願いいたします。まず歳入でございますが1款国庫支出金収入済額7,038万5千円。これは用地取得費、事務費の国庫補助金でございます。2款繰入金の収入済額7,061万円。これは一般会計からの繰入金でございます。3款町債の収入済額は6,330万でございます。4款諸収入でございますが198円でございます。歳入合計予算額が3億111万1千円。調定、収入済額とも2億429万5,198円となっております。次のページをお願いいたします。歳出でございますが、1款公共下水道事業費の支出済額1億9,471万9,107円。これは人件費と処理場用地3筆分の取得費と補償金が主なものでございます。翌年度の繰越額は、1億280万円ございまして、設計委託料と事務費の繰越額でございます。2款公債費の支出済額はございません。歳出合計が予算現額が3億111万1,000円。支出済額1億9,471万9,107円。翌年度繰越額が1億280万円。不用額が359万1,893円となっておりますのでございます。208ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額2億429万5千円。歳出総額1億9,471万9千円。歳入歳出差引額957万6千円。翌年度への繰り越すべき財源繰越明許繰越額が598万5千円ございまして、実質収支額が359万1千円となっておりますのでございます。

続きまして、認定第12号平成17年度砥部町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。決算書の228、229ページをお願いいたします。まず歳入でございますが、1款使用料及び手数料の収入済額289万8,730円。これは処理施設の使用料でございます。3款国庫支出金の収入済額1億100万円。これは総津地区の処理場と管渠の工事費の国庫補助金でございます。4款県支出金の収入済額3,000万円。これは、処理場と管渠の工事費の県の補助金でございます。5款繰入金の収入済額6,300万円。一般会計からの繰入金でございます。6款の繰越金は収入済額560万9,375円となっております。7款の諸収入の収入済額は3万1,065円。8款町債の収入済額は3,740万円となっております。歳入合計、予算現額が2億3,872万5千円。調定、収入済額とも2億3,993万9,170円となっております。

次のページをお願いいたします。歳出でございますが、1款事業費の支出済額2億2,479万7,491円。これは広田地区の処理施設の維持費と総津地区の処理場、管渠の工事費が主なものでございます。2款公債費の支出済額は1,099万7,581円ございまして、これは起債の元利償還金でございます。3款の予備費の支出はございません。歳出合計でございますが、予算現額2億3,872万5千円。支出済額2億3,579万5,072円。不用額292万9,928円となっております。242ページをお願いし

ます。一番最後のページです。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額2億3,993万9千円。歳出総額2億3,579万5千円。歳入歳出差引額414万4千円。実質収支額が414万4千円となっております。以上で認定11並びに認定12の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（樋口泰幸） 辻水道課長。

○水道課長（辻充則） 認定第13号平成17年度砥部町水道事業会計決算についてご説明申し上げます。決算書の1ページをご覧ください。収益的収入及び支出の方からまいらせていただきます。まず収入の方でございますが、第1款上水道事業収益の決算額は3億3,959万781円でございます。内訳といたしまして第1項営業収益の決算額は、3億3,525万9,205円で、主に給水収益でございます。次に第2項営業外収益でございますが、決算額は433万1,576円でございます。主に新規加入金でございます。次に第2款簡易水道事業収益の決算額は809万1,430円でございます。内訳でございますが、第1項営業収益の決算額は798万6,430円で、主に給水収益でございます。第2項営業外収益の10万5千円につきましては、新規加入金でございます。以上、収入の決算額は3億4,768万2,211円でございます。続きまして2ページをお願いいたします。支出でございますが、第1款上水道事業費用の決算額は、3億71万8,442円でございます。内訳としまして、第1項営業費用の決算額が2億3,643万4,128円で、水源地、配水地等の施設の維持管理費並びに人件費、減価償却等でございます。第2項営業外費用の決算額は6,400万3,374円でございます。企業債利息並びに消費税でございます。次に第3項特別損失の28万940円につきましては、27名分の不納欠損でございます。第2款簡易水道事業費用の決算額は1,754万6,586円でございます。内訳としまして第1項営業費用の決算額が1,514万2,178円でございます。施設の維持管理経費でございます。第2項営業外費用の決算額240万4,408円は、企業債の支払利息でございます。以上支出の決算額は、3億1,826万5,028円でございます。

続きまして3ページの資本的収入及び支出をご説明申し上げます。まず収入の方でございますが、第1款上水道資本的収入の決算額は2,501万8,927円でございます。内訳でございますが、第1項負担金の決算額が663万2千円でございます。消火栓の新設改良に伴う一般会計からの負担金等でございます。次に第2項工事負担金の決算額は1,838万6,927円でございます。主に川井地区上水道送配水管敷設替工事に伴う県からの負担金等が主なものでございます。第2款簡易水道資本的収入はございませんでしたので、収入の決算額は2,501万8,927円でございます。4ページをお願いいたします。支出でございますが、第1款上水道資本的支出の決算額は1億5,350万1,776円でございます。内訳としまして、第1項建設改良費の決算額は7,987万6,724円でございます。主に給与、工事請負費、委託料等が主なものでございます。第2項企業債償還金は7,362万5,052円でございます。次に第2款簡易水道資本的支出の決算額は376万7,190円でございます。内訳としまして、第1項建設改良費の決算額は89万2,500円でございます。総津浄水場の監視盤増設工事に伴う経

費でございます。第2項企業債償還金は287万4,690円でございます。以上支出の決算額は、1億5,726万8,966円でございます。ここで資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,225万1千円につきましては、資本的収支調整額301万7千円過年度分損益勘定留保資金1億2,923万4千円で補填したところでございます。

続きまして5ページをお願いします。平成17年度砥部町水道事業損益計算についてご説明申し上げます。営業収益は3億2,700万6,134円でございます。続きまして営業費用が2億4,634万9,422円ございましたので、営業利益が8,065万6,712円でございます。次に、営業外収益が423万7,526円で、営業外費用が5,847万8,582円ございましたので、営業利益は5,424万1,056円の赤字となります。つきましては、経常利益が差し引き2,641万5,656円となります。次に特別損失が26万7,562円ございましたので、当年度純損失は2,614万8,094円となります。なお、前年度繰越欠損金が605万7,989円ございましたので、当年度未処分利益剰余金は2,009万105円となります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） ここで決算審査の報告を山本監査委員が行います。山本監査委員。

○監査委員（山本典男） 決算審査のご報告を申し上げます。町長から審査に付されました平成17年度砥部町の一般会計、各特別会計及び水道事業会計の歳入歳出決算及び定額資金運用基金運用状況調書について、大西容介監査委員とともに、去る8月23日、24日、25日の3日間審査を実施しました。決算審査の状況はお手元の審査意見書をご参照いただきたいと思います。審査にあたっては、歳入歳出決算書と関係帳簿・証書類の照合確認を行い、各担当課長より予算執行の状況、事務事業の実績等の説明を受け、予算執行状況の適否について審査しました。

審査の結果、各会計の決算は、いずれも計数的には正確であり、適性妥当であると認められました。

また、定額資金運用基金運用状況については、目的に添って適正かつ効率的に運用され、正確であると認められました。

しかし、普通会計の財政指標では公債比率が17.7%、経常収支比率が87.4%と標準値より高い数値であり、財政の弾力性が失われつつあり、硬直化が進んでいるということが見うけられます。また、公共下水道の事業開始により、起債の残高も膨らんでいることから、行財政改革を一段と進め、財政運営にあたってはなお一層の効率的・効果的な展開を図られたい。

水道企業会計においては、第7次拡張計画で借り入れた企業債の償還が始まっており、費用負担が増加するため、引き続き経営の合理化に努力すると共に、広田地区の簡易水道の有収率の向上に努められたい。なお、その他の詳細につきましては、審査意見書によってご了承をいただきたいと思います。これで、審査の報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。ここで、しばらく休憩といたします。この時間を利用いたしまして全員協議会を開催いたしますので、全員協議会室へお集まりください。休憩なしでそのままいきます。

午後 6時18分 休憩

午後 6時29分 再開

○議長（樋口泰幸） 再開します。おはかりします。認定第1号から認定第13号までの平成17年度歳入歳出決算認定に関する13件については、委員会条例第6条の規定により、監査委員を除く、17人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって認定第1号から認定第13号までの13件については、17人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることに決定しました。委員の審査報告は、12月定例会において、委員長よりお願いします。おはかりします。ただいま、設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、山口元之君、政岡洋三郎君、西岡章一君、土居美智子君、中村茂君、西村良彰君、井上洋一君、樋口泰幸、栗林政伸君、土居英昭君、宮内光久君、大野和博君、中島博志君、田室博志君、平岡文男君、玉井啓補君、三谷喜好君。以上、17人の指名をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました17人の方を決算特別委員会委員に選任することに決定しました。ここで、しばらく休憩します。休憩時間を利用しまして、決算特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。

午後 6時35分 休憩

午後 6時44分 再開

○議長（樋口泰幸） 再開します。先ほど玉井議員の質問の中にありました下水道の借入金利息について、松下監財課長の方から説明をいたします。

○監理財政課長（松下行吉） 玉井議員さんのご質問にお答えいたします。借入れ起債の利率でございますが、土地取得特別会計側で10億8,480万円、これを縁故資金として借り入れております。利率は0.85%でございます。これは4年間でお返しする国庫債務負担ということで、4年間で下水道特別会計が買い取りますので、4年間で返すということになりますので、特別な低利の利率ということになります。それから、下水道債の方で借りました6,330万円につきましては、金融公庫の方から借り入れております利率が1.6%。それから郵政の方からもお借りしておりますこの利率が1.5%。これ

年利でございます。という状況になっております。以上のとおりでございます。

○議長（樋口泰幸） それでは先ほどの互選結果の報告をします。休憩中に決算特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長の手元にまいりましたので報告します。決算特別委員会委員長に平岡議員、副委員長に西岡議員が互選された旨の報告がありました。今後、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。本日はこれで散会します。長時間に渡りましてご苦勞さんでございました。ありがとうございました。

午後 6時46分 散会

平成18年第3回定例会（第2日） 会議録

|                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                               |                                                                                                                                                                                     |
|------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 招集年月日                                                      | 平成18年9月15日                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                               |                                                                                                                                                                                     |
| 招集場所                                                       | 砥部町議会議事堂                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                               |                                                                                                                                                                                     |
| 開 会                                                        | 平成18年9月15日 午後1時30分 議長宣告                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                               |                                                                                                                                                                                     |
| 応招議員                                                       | 1 番 山口元之      2 番 政岡洋三郎      3 番 西岡章一<br>4 番 土居美智子      5 番 中村 茂      6 番 西村良彰<br>7 番 井上洋一      8 番 樋口泰幸      9 番 栗林政伸<br>10 番 土居英昭      11 番 宮内光久      12 番 大野和博<br>13 番 中島博志      14 番 田室博志      15 番 平岡文男<br>16 番 山本典男      17 番 玉井啓補      18 番 三谷喜好 |                                                                                               |                                                                                                                                                                                     |
| 不応招議員                                                      | なし                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                               |                                                                                                                                                                                     |
| 出席議員                                                       | 出席議員は、応招議員の18名                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                               |                                                                                                                                                                                     |
| 欠席議員                                                       | なし                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                               |                                                                                                                                                                                     |
| 地方自治法<br>第121条の<br>規定により<br>説明のため<br>会議に出席<br>した者の職<br>氏 名 | 町 長<br>収入役<br>総務課長<br>企画課長<br>税務課長<br>民生こども課長<br>健康づくり課長<br>生涯学習課長<br>商工観光課長<br>建設課長<br>水道課長                                                                                                                                                            | 中村 剛志<br>佐川 秀紀<br>明賀 徹<br>藤田 正純<br>武智 充吉<br>正岡 修平<br>相原 宜紀<br>大野 哲郎<br>相田由紀夫<br>萬代 喜正<br>辻 充則 | 助 役<br>教 育 長<br>広田支所長<br>監理財政課長<br>住民サービス課長<br>生きがい推進課長<br>学校教育課長<br>環境保全課長<br>農林課長<br>下水道課長<br>柳田 穂<br>佐野 弘明<br>上岡 洋一<br>松下 行吉<br>丸本 正和<br>大西 潤<br>松村 昇二<br>日浦 昭二<br>西崎 悟<br>東岡 秀樹 |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                                         | 議会事務局長 原 田 公 夫                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                               |                                                                                                                                                                                     |

平成18年第3回砥部町議会定例会  
平成18年9月15日（金）  
午後1時30分開会

○議長（樋口泰幸） これから、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 議案第62号 砥部町交流ふるさと研修の宿条例の制定について  
（産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（樋口泰幸） 日程第1 議案第62号 砥部町交流ふるさと研修の宿条例の制定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。三谷産業建設委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。去る9月11日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第62号について、審査の結果をご報告申し上げます。

議案第62号 砥部町交流ふるさと研修の宿条例の制定については、現在、直営で管理している施設を利用者の利便性向上を図るために、平成19年4月1日より指定管理者に管理させるための条例の全部改正をするものであります。よって、議案第62号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたのでここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

議案第62号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。

よって、議案第62号 砥部町交流ふるさと研修の宿条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第2 議案第63号 砥部町農村工芸体験館条例の制定について  
（産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（樋口泰幸） 日程第2 議案第63号 砥部町農村工芸体験館条例の制定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。去る9月11日の本会議にお

きまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第63号について審査の結果をご報告申し上げます。

議案第63号 砥部町農村工芸体験館条例の制定については、現在、直営で管理しているものを、平成19年4月1日より指定管理者に管理させるための条例の全部改正をするものであります。よって、議案第63号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げて、委員長報告を終わります。以上。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

議案第63号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。

よって、議案第63号砥部町農村工芸体験館条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

### 日程第3 議案第64号 砥部町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（樋口泰幸） 日程第3 議案第64号 砥部町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。玉井総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（玉井啓補） ご報告申し上げます。去る9月11日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第64号について、審査の結果をご報告申し上げます。

砥部町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正については、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴い、常勤職員の補償制度との均衡を図るため、通勤の範囲を改正するほか、障害の等級に関する規定等の改正を行うものであります。よって、議案第64号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

議案第64号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第64号 砥部町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第4 議案第65号 砥部町立幼稚園授業料その他の費用の徴収条例の一部改正について

(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（樋口泰幸） 日程第4 議案第65号 砥部町立幼稚園授業料その他の費用の徴収条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。玉井総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（玉井啓補） ご報告申し上げます。去る9月11日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました、議案第65号についての審査の結果をご報告申し上げます。

砥部町立幼稚園授業料その他の費用の徴収条例の一部改正については、授業料の適正化を図るため、月額6千円に見直しを行うもので、平成19年4月1日より施行するものがあります。よって、議案第65号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたのでここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

議案第65号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。

よって、議案第65号 砥部町立幼稚園授業料その他の費用の徴収条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第66号 砥部町山村留学センター居住費徴収条例の一部改正について  
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(樋口泰幸) 日程第5 議案第66号 砥部町山村留学センター居住費徴収条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。玉井総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(玉井啓補) ご報告申し上げます。去る9月11日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第66号について、審査の結果をご報告申し上げます。

砥部町山村留学センター居住費徴収条例の一部改正については、居住費の適正化を図るため月額5万円に見直しを行うもので、平成19年4月1日より施行するものであります。よって、議案第66号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長(樋口泰幸) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長(樋口泰幸) 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長(樋口泰幸) 討論なしと認めます。

議案第66号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(樋口泰幸) 異議なしと認めます。

よって、議案第66号 砥部町山村留学センター居住費徴収条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第67号 砥部町母子家庭医療費助成条例等の一部改正について  
(厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(樋口泰幸) 日程第6 議案第67号 砥部町母子家庭医療費助成条例等の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島厚生常任委員長。

○厚生常任委員長(中島博志) ご報告申し上げます。去る9月11日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました、議案第67号について審査の結果をご報告申し上げます。

議案第67号砥部町母子家庭医療費助成条例等の一部改正については、健康保険法等の一部を改正する法律の一部施行に伴い、母子家庭医療費助成条例、乳幼児医療費助成条例及び重度心身障害者医療費助成条例の助成対象者の見直し及び用語等の整備するものであ

ります。よって、議案第67号は適切な処置がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

議案第67号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。

よって、議案第67号 砥部町母子家庭医療費助成条例等の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第7 議案第68号 砥部町国民健康保険条例の一部改正について (厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（樋口泰幸） 日程第7 議案第68号 砥部町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る9月11日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました、議案第68号について、審査の結果をご報告申し上げます。

議案第68号砥部町国民健康保険条例の一部改正については、健康保険法等の一部を改正する法律の一部施行に伴い、10月1日より出産育児一時金が30万円から35万円に引き上げられる改正と、法令規定の引用条文を削除するもので、必要な事項を改正するものであります。よって、議案第68号は適切な処置がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

議案第68号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。

よって、議案第68号 砥部町国民健康保険条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第69号 平成18年度砥部町一般会計補正予算（第3号）

日程第9 議案第70号 平成18年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第71号 平成18年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第11 議案第72号 平成18年度砥部町公共下水道特別会計補正予算（第2号）

日程第12 議案第73号 平成18年度砥部町水道事業会計補正予算（第1号）  
（所管常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（樋口泰幸） 日程第8議案第69号から日程第12議案第73号までの平成18年度補正予算に関する5件を一括議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る9月11日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました、補正予算3件について、審査の結果をご報告申し上げます。

議案第69号平成18年度砥部町一般会計補正予算第3号のうち当委員会に所管する項目について主なものは、障害者福祉費では、障害者自立支援法の施行に伴う、相談支援事業委託料403万円、精神障害者小規模通所授産施設運営費550万の減額、就労継続支援事業費546万5千円を、老人福祉施設費では、健康器具購入費144万7千円を、国民健康保険総務費では、国保特別会計事業勘定への繰出金2,285万8千円を、介護保険総務費では、介護保険特別会計保険事業勘定への繰出金314万1千円を、老人保健事業費では、子宮がん及び乳がん健診委託料604万5千円を、児童措置費では、児童手当対象児童拡充に伴う扶助費1,642万円の増額を、保健衛生総務費では、救急医療体制の維持費876万8千円を、予防費では、予防接種委託料1,431万5千円を、その他、人事異動に伴う人件費補正、及び臨時雇い賃金の後期分が計上されています。

次に、議案第70号平成18年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号の事業勘定については、一般被保険者療養給付費2,120万円の増額、保険財政共同安定化事業拠出金1億1,300万円、レセプト点検等後期分賃金165万8千円を補正するものであります。財源は、一般会計繰入金2,285万8千円、保険財政共同安定化事業交付金1億1,300万円で賄っております。

次に、議案第71号平成18年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第2号の保険事業勘定では、介護保険事業運営基金積立金420万1千円、支払基金交付金返還金568万7千円、認定調査員の後期分賃金362万5千円を補正しており、財源は繰越金、国庫

負担金、一般会計及び運営基金よりの繰入金で賄っています。

以上、議案第69号、70号及び71号の3議案については、いずれも適切な補正がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。去る9月11日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました、議案第69号、72号、73号の補正予算3件について、審査の結果をご報告申し上げます。始めに、議案第69号一般会計補正予算第3号のうち、当委員会に所管する項目について主なものは、生活環境費では、八倉地区のコミュニティ広場の土地鑑定委託料70万1千円を、清掃費では、美化センター管理費後期分を4,514万2千円を、観光費では、砥部焼の里まつりの事業費365万2千円を、伝統産業会館費では、空調設備取替工事費等1,050万5千円を、道路維持費では、840万6千円を増額を、道路新設改良費では、558万6千円を、公共下水道費では、特別会計への繰出金382万5千円を、その他、人件費補正及び臨時雇賃金後期分を補正するものです。

次に、議案第72号平成18年度砥部町公共下水道特別会計補正予算第2号については、人事異動による人件費382万5千円を補正するもので、財源は一般会計繰入金で賄っております。

次に、議案73号平成18年度砥部町水道事業会計補正予算第1号については、上水道では千足地区配水管布設工事費500万円を、簡易水道では総津のポンプ場工事費と中野川・総津線配水管布設替工事費670万円を補正するものです。

よって、議案第69号、72号、73号の3件については、いずれも適切な補正がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上。

○議長（樋口泰幸） 玉井総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（玉井啓補） 総務文教常任委員会の審査報告を申し上げます。去る9月11日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました、議案第69号について審査の結果をご報告申し上げます。

議案第69号平成18年度砥部町一般会計補正予算第3号のうち、当委員会に所管する項目の主なものは、一般管理費では郵送料や追録費など後期分として977万1千円を、財産管理費では入札、契約システム構築委託料250万円、高尾田地区旧町営住宅跡駐車場整備工事費100万2千円を、防災諸費では、広田地区有線放送施設撤去工事費681万9千円を、税務総務費では、固定資産税データの修正委託費と住民税等の税システム改造委託費452万円を、賦課徴収費では、町民税当初賦課パンチ委託料100万7千円、過誤納還付金200万円を、教育費の事務局費では、障害のある児童・生徒のための特別支援教育推進事業費28万1千円を、小学校費では砥部小学校職員駐車場法面補修工事費110万円を、中学校費では、各種大会への選手派遣助成金47万5千円を、社会教育総務費では、成人式の費用70万2千円、生涯学習フェスタ実施費用91万6千円を、公民館費では、中央公民館維持費後期分205万3千円を、文化会館費では、維持費後期分5

82万9千円を、図書館費では、雑誌購入費後期分50万円の増額を、総合公園体育施設費では、維持費後期分390万円を、その他、各項目において人事異動に伴う人件費補正と後期分の臨時雇賃金を補正するものとなっております。

歳入については、地方交付税1億2,801万7千円、繰越金1億1,764万1千円、国県支出金1,582万円、町債2,030万円その他801万9千円を充当しています。また、減税補てん債と臨時財政対策債の地方債補正を行っています。

以上、議案第69号については、適切な予算補正が認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。井上議員。

○7番（井上洋一） 総務の時に質問をしたいと思います。一般会計補正予算直接ではございませんが、皆様ご案内のとおり6月20日の夕張市の財政再建団体への意向表明、2001年に福岡県の旧赤池町が再建を果たして以来だそうです。負債総額632億円。標準財政規模45億円の自治体。砥部町より少し小さいという、1万3千ぐらいでしたかね。ちょっと忘れましたが。砥部町2万2千ですから。当時12,3万おったそうですが、4月、5月の出納整理期間を利用して、一時借入金を繰り返して、632億円になったそうですが、やはり我々自治体も、砥部町もこのようなことを他山の石として、やはり一人ひとり気を付けていただきたいと私は考えております。課長さんも財政担当者だけではなく、課長さん一人ひとりがやはりこの財政については、基本的な問題から砥部町をどうするんだという考えでいてもらいたいと思います。コンプライアンスの評価をお願いしておきたいと思います。もう一点、直接ではないのですが本日の愛媛新聞に久万高原町が飲酒に関係する報道をなされております。例の8月25日の福岡県の事故以来、世間の風当たりは厳しくなっております。委員会でも申し上げまして重複しますが、砥部町としても砥部町からこのような事が出ないように、是非とも今のうちに対策をお願いしておきたいと思います。以上です。

○議長（樋口泰幸） 答弁はありますか。ありませんか。他に質疑ございませんか。質疑なしと認めます。討論、採決については1件ずつ行います。

議案第69号 平成18年度砥部町一般会計補正予算第3号について討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

議案第69号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。

よって、議案第69号 平成18年度砥部町一般会計補正予算第3号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第70号 平成18年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について

討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

議案第70号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。

よって、議案第70号 平成18年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第71号 平成18年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第2号について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

議案第71号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。

よって、議案第71号 平成18年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第2号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第72号 平成18年度砥部町公共下水道特別会計補正予算第2号について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

議案第72号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。

よって、議案第72号 平成18年度砥部町公共下水道特別会計補正予算第2号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第73号 平成18年度砥部町水道事業会計補正予算第1号について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

議案第73号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。

よって、議案第73号 平成18年度砥部町水道事業会計補正予算第1号は、委員長の

報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第13 請願第2号 「核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書」採択を  
求める請願について

(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(樋口泰幸) 日程第13 核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書採択を  
求める請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。玉井総務  
文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(玉井啓補) 審査報告を申し上げます。去る9月11の本会議に  
おきまして、総務文教常任委員会に付託されました請願第2号核兵器全面禁止・廃絶国際  
条約締結を求める意見書採択を求める請願について、審査の結果をご報告申し上げます。  
採択すべきとの意見もありましたが、請願事項は国政レベルの問題であり、本町行政の権  
限、議会の権限事項に属さない事項であります。

よって、採決の結果、請願第2号は不採択とすることに決定しましたので、ここにご報  
告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長(樋口泰幸) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長(樋口泰幸) 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長(樋口泰幸) 討論なしと認めます。

請願第2号の採決を行います。請願第2号に対する委員長の報告は不採択です。報告の  
とおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(樋口泰幸) 異議なしと認めます。

よって、請願第2号核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書採択を求める請  
願については、不採択とすることに決定しました。

~~~~~

日程第14 陳情第2号 最低賃金制度の改正を求める陳情について

(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(樋口泰幸) 日程第14 陳情第2号 最低賃金制度の改正を求める陳情につい  
てを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。玉井総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(玉井啓補) 審査のご報告を申し上げます。平成18年第1回定  
例会におきまして、総務文教常任委員会に付託され継続審査となっておりました陳情第2  
号最低賃金制度の改正を求める陳情について、審査の結果をご報告を申し上げます。この  
問題も採決すべきとの意見もありましたが、最低賃金は、その地域の最低賃金審議会にお  
いて決められ、その種類は、産業別とそれ以外の地域別に分かれており現下の経済情勢を

勘案して、適宜、見直しがなされているところであります。この賃金は、各県の経済状況に大きく影響されるため、首都圏と地方では格差があり、これを全国一律にすることは、不公平感を助長するとともに、企業経営者にとっては大きな負担となります。

よって、採決の結果、陳情第2号は不採択とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

陳情第2号の採決を行います。陳情第2号に対する委員長の報告は不採択です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。

よって陳情第2号 最低賃金制度の改正を求める陳情については、不採択とすることに決定しました。

~~~~~

#### 日程第15 陳情第4号 非核平和行政に関する要請について (総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（樋口泰幸） 日程第15 陳情第4号 非核平和行政に関する要請についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。玉井総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（玉井啓補） ご報告申し上げます。去る9月11日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました、陳情第4号非核平和行政に関する要望について、審査の結果をご報告申し上げます。この件も採択すべきとの意見もありましたが、陳情事項の一部は請願第2号と重複しているものもありますが、多くは国政レベルの問題で、本町行政の権限、議会の権限事項に属さない事項であります。

よって、採決の結果、陳情第4号は不採択とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

陳情第4号の採決を行います。陳情第4号に対する委員長の報告は不採択です。報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。

よって、陳情第4号 非核平和行政に関する要請については、不採択とすることに決定しました。

~~~~~

日程第16 陳情第5号 「非核法」制定に関する要請について  
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(樋口泰幸) 日程第16 陳情第5号 「非核法」制定に関する要請についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。玉井総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(玉井啓補) ご報告申し上げます。

去る9月11日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました、陳情第5号非核法制定に関する要請について、審査の結果をご報告申し上げます。この件も採択すべきとの意見もありましたが、陳情事項は請願第2号、陳情第4号と重複する部分もあり、国政レベルでの問題で、本町行政の権限、議会の権限事項に属さない事項であります。

よって、採決の結果、陳情第5号は不採択とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長(樋口泰幸) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長(樋口泰幸) 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長(樋口泰幸) 討論なしと認めます。

陳情第5号の採決を行います。陳情第5号に対する委員長の報告は、不採択です。報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

[[「異議なし」の声あり]

○議長(樋口泰幸) 異議なしと認めます。

よって、陳情第5号 「非核法」制定に関する要請については、不採択とすることに決定しました。

~~~~~

日程第17 議員派遣の件について

○議長(樋口泰幸) 日程第17 議員派遣の件についてを議題とします。

おはかりします。厚生常任委員長、産業建設常任委員長、総務文教常任委員長から、所管事項の調査研究について、閉会中の委員会研修の申し出がありました。委員会研修について、説明を求めます。中島厚生常任委員長。

○厚生常任委員長(中島博志) 厚生常任委員会の研修日程が決まりましたのでご報告を申し上げます。健康づくり、高齢者支援政策、介護予防事業、国民健康保険事業等の調査研究のため、10月2日から4日の間、岡山県浅口市及び島根県斐川町で委員会研修を実施する予定であります。これのご承認をよろしくお願いいたします。

○議長(樋口泰幸) 三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） 産業建設常任委員会の研修日程が決まりましたのでご報告申し上げます。地域の物産直売施設とまちづくりについて調査研究のため、10月下旬に大分県日田市ほか九州先進地で委員会研修をする予定であります。これをご承認よろしく願いをいたします。以上。

○議長（樋口泰幸） 玉井総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（玉井啓補） 総務文教常任委員会の研修日程が決まりましたのでご報告申し上げます。住民主体、その他のまちづくり等についての調査研究のため、11月頃から長野県大町市及び長野県小谷村で留学制度について委員会研修を実施する予定であります。これらのご承認をよろしく願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 厚生常任委員長・産業建設常任委員長・総務文教常任委員長から申し出のとおり、閉会中に委員会研修を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。

よって、厚生常任委員長・産業建設常任委員長・総務文教常任委員長から申し出のとおり、閉会中の委員会研修を実施することに決定しました。

おはかりします。各委員長より閉会中の継続調査の申し出がありましたので、次期定例会の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については特別委員会に、それぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の議事日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。町長挨拶をお願いします。中村町長。

○町長（中村剛志） 閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、終始熱心なご審議を賜り、全議案をご議決・ご承認いただきましたことに、心から感謝を申し上げます。

18年度も半年が経過しようとしております。厳しい財政状況のため、各方面にご迷惑をおかけしております。これから、19年度予算の編成時期を迎えます。19年度は一層厳しい財政運営を強いられることになると思います。今からそのことを認識し、全ての事業を一から見直ししながら、思い切った改革をしなければなりません。東京都のようにオリンピック誘致に名乗りをあげる豊かな財政の所がある一方、夕張市のように破綻する自治体があるなど、地方行政を取り巻く環境が、ますます厳しくなってきたことを、つくづく感じております。

砥部町の将来は、これからの行財政改革の方向に左右されます。職員も一生懸命工夫し、節約に努めておりますが、どうしても、町民の皆様、そして議員の皆様のご理解ご協力が不可欠であります。どうか、今後一層、ご指導・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

す。

最後になりますが、本日も議員の皆様方全員が陶街道ポロシャツで会議に臨んでいただき、陶街道のまちづくりへの熱意を感じ、心から敬意を表したいと思います。来年の事を言うと鬼が笑うといいますが、私ども職員も来年の6月の議会には全員揃って陶街道ポロシャツで、この陶街道のまちづくりを進めていきたいという決意でございます。

以上を持ちまして閉会の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。  
○議長（樋口泰幸） 以上をもって、平成18年第3回砥部町議会定例会を閉会します。

午後 2時 23分 閉会

地方自治法第123条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員